資料No. 1-1

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）会期（案）

≪会期≫ 令和7年9月28日（日）～10月8日（水） 11日間

月	9月											10月				
日	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
曜日	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
摘要				←										→		

水泳競技会については、第64回大会（新潟県）以降、9月中旬までに実施することとしており、関係団体間において競技会日程を調整する。

資料No. 1-2

第79回国民スポーツ大会（滋賀県）実施競技一覧（案）

令和4年度第1回国体委員会

式典	会場地	式典会場
総合開・閉会式	彦根市	（仮称）金亀公園陸上競技場

1．正式競技

競技		種別	会場地	競技会場
陸上競技		全種別	彦根市	（仮称）金亀公園陸上競技場
水泳	競泳	全種別	草津市	（仮称）草津市立プール
	飛込	全種別		
	水球	少年男子 女子		
	ｱｰﾃｨｽﾃｨｯｸｽｲﾐﾝｸﾞ	少年女子		
	ｵｰﾌﾟﾝｳｫｰﾀｰｽｲﾐﾝｸﾞ	男子 女子	長浜市	長浜市南浜町地先特設会場
サッカー		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引陸上競技場
				京セラ株式会社滋賀八日市工場総合グラウンド
		少年女子	大津市	皇子山総合運動公園陸上競技場
				伊香立公園芝生グラウンド
		少年男子	守山市	野洲川歴史公園サッカー場（ビッグレイク）
		少年女子	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森陸上競技場
テニス		全種別	大津市	大石緑地スポーツ村テニスコート
ボート		全種別	大津市	関西みらいローイングセンター（滋賀県立琵琶湖漕艇場）
ホッケー		全種別	米原市	OSPホッケースタジアム（滋賀県立伊吹運動場）
				米原市伊吹第1グラウンド
ボクシング		成年男子 少年男子 成年女子	東近江市	東近江市能登川アリーナ
バレーボール	6人制	成年男子	草津市	草津市立総合体育館
		成年女子		YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）
		少年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館
		少年女子	守山市	守山市民体育館
	ﾋﾞｰﾁﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ	少年男子 少年女子	長浜市	豊公園自由広場特設会場
体操	競技	全種別	大津市	滋賀アリーナ
	新体操	少年男子 少年女子		
	トランポリン	男子 女子		
バスケットボール		成年男子 少年男子	大津市	滋賀アリーナ
		成年女子	野洲市	野洲市総合体育館
		少年女子	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）
レスリング		成年男子 少年男子 女子	栗東市	栗東市民体育館
セーリング		全種別	大津市	大津市柳が崎特設セーリング会場
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	高島市	滋賀県立安曇川高等学校体育館

ハンドボール		成年男子 成年女子	彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター
		少年女子		彦総グリーンアリーナ(彦根総合高等学校体育館)
		少年男子 少年女子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館
		少年男子		あづちマリエート
自転車	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	京都府向日市	向日町競輪場
	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	東近江市	東近江市特設ロードレースコース
ソフトテニス		全種別	長浜市	長浜市民庭球場
卓球		全種別	野洲市	野洲市総合体育館
軟式野球		成年男子	近江八幡市	近江八幡市立運動公園野球場
			草津市	草津グリーンスタジアム
			守山市	守山市民球場
			甲賀市	甲賀市民スタジアム
			東近江市	東近江市ひばり公園湖東スタジアム
			日野町	大谷公園野球場
相撲		成年男子 少年男子	長浜市	長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）
馬術		成年男子 成年女子 少年		会場地未選定
柔道		成年男子 少年男子 女子	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ
ソフトボール		成年男子	東近江市	東近江市総合運動公園布引多目的グラウンド
		成年女子	高島市	高島市今津総合運動公園第1グラウンド・第2グラウンド
		少年男子	草津市	草津市立野村運動公園グラウンド
		少年女子	守山市	守山市民運動公園ソフトボール場
				守山市民球場
フェンシング		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）
バドミントン		全種別	大津市	滋賀アリーナ
弓道		全種別	彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター
ライフル射撃	25m	成年男子	大津市	滋賀県警察学校射撃場
	50m	成年男子 成年女子	大阪府豊能郡 能勢町	能勢ライフル射撃場
	10m	全種別		
	BR・BP	少年男子 少年女子		
剣道		全種別	湖南市	湖南市総合体育館
スポーツクライミング	リード	全種別	竜王町	竜王町総合運動公園
	ボルダリング			
ラグビーフットボール	7人制	成年男子 女子	野洲市	滋賀県希望が丘文化公園
	15人制	少年男子		
カヌー	スプリント	全種別	東近江市	伊庭内湖特設コース
	スラローム ﾜｲﾙﾄﾞｳｫｰﾀｰ	成年男子 成年女子	大津市	瀬田川特設カヌー会場
アーチェリー		全種別	愛荘町	愛荘町スポーツセンター秦荘グラウンド
空手道		全種別	大津市	ウカルちゃんアリーナ（滋賀県立体育館）
銃剣道		成年男子 少年男子	高島市	新旭体育館
なぎなた		成年女子 少年女子	彦根市	パナソニック株式会社くらしアプライアンス社彦根工場多目的ホール

ボウリング	全種別	彦根市	ラピュタボウル彦根
ゴルフ	成年男子	栗東市	琵琶湖カントリー倶楽部
	少年男子	甲賀市	ベアズパウ　ジャパン　カントリークラブ
	女子	東近江市	名神八日市カントリー倶楽部
トライアスロン	成年男子 成年女子	近江八幡市	近江八幡市特設トライアスロン会場
37競技		18市町	58会場

2. 特別競技

競技		種別	会場地	競技会場
高等学校野球	硬式	—	大津市	マイネットスタジアム皇子山（皇子山総合運動公園野球場）
	軟式	—	甲賀市	甲賀市民スタジアム
			高島市	高島市今津運動公園今津スタジアム
1競技			3市	3会場

3. 公開競技

競技	種別	会場地	競技会場
綱引	—	近江八幡市	近江八幡市立運動公園体育館
ゲートボール	—	長浜市	長浜バイオ大学ドーム（滋賀県立長浜ドーム）
武術太極拳	—	野洲市	野洲市総合体育館
パワーリフティング	—	栗東市	栗東市民体育館
グラウンド・ゴルフ	—	甲賀市	甲賀市水口スポーツの森
バウンドテニス	—	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）
エアロビック	—	守山市	守山市民体育館
7競技		7市	7会場

4. デモンストレーションスポーツ

競技	会場地	競技会場
インディアカ	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）
ウォーキング	近江八幡市	西の湖一帯
カローリング	甲賀市	甲賀市水口体育館
還暦軟式野球	守山市	守山市民球場
		守山市民運動公園守山市民スポーツ広場
キンボールスポーツ・レクリエーション	湖南市	湖南市総合体育館
里湖で地域を結ぶウォーキング	高島市	高島市内
スポーツウエルネス吹矢	草津市	YMITアリーナ（くさつシティアリーナ）
スポーツ鬼ごっこ	野洲市	野洲市野洲川河川公園
スポーツ拳法	大津市	皇子が丘公園体育館
スポーツチャンバラ	栗東市	栗東市民体育館
スリースマイルゴルフ	大津市	和邇市民運動広場グラウンド
スローイングビンゴ	栗東市	栗東市民体育館
ソフトバレーボール	甲賀市	甲賀市水口体育館
ネットでポンポイ	東近江市	東近江市総合運動公園布引体育館
ノルディック・ウォーク	草津市	草津川跡地公園de愛ひろば
ひこねスーパーカロム	彦根市	彦根市スポーツ・文化交流センター
百人一首競技かるた	大津市	滋賀県立武道館
ビリヤード	栗東市	栗東市民体育館
フットサル	米原市	BIG-BREATHイブキサッカースタジアム
マリンスポーツフェスティバル	野洲市	琵琶湖マイアミ浜（野洲市中主Ｂ＆G海洋センター艇庫前）
モルック	多賀町	多賀町Ｂ＆G海洋センター屋内多目的運動広場
ユニカール	長浜市	長浜伊香ツインアリーナ
ユニホック	米原市	OSPホッケースタジアム（県立伊吹運動場）
		米原市伊吹第1グラウンド
ラジオ体操第3（初代・二代目）	大津市	皇子が丘公園体育館
24競技	14市町	21会場

資料No. 2-1

第８１回国民スポーツ大会　会場地市町村選定状況一覧【競技別】（案）

【開・閉会式】

内　　容	市町村	開催予定施設
総合開・閉会式	都城市	（仮称）新宮崎県陸上競技場

【正式競技】

番号	競技（種目）		種　別	市町村	開催予定施設
1	陸上競技		全種別	都城市	（仮称）新宮崎県陸上競技場
2	水泳	競泳	全種別	宮崎市	（仮称）新宮崎県プール
		飛込	全種別	熊本県熊本市	熊本市総合屋内プール　アクアドームくまもと
		水球	全種別	宮崎市	（仮称）新宮崎県プール
		アーティスティックスイミング	少年女子	宮崎市	（仮称）新宮崎県プール
		オープンウォータースイミング	全種別	延岡市	（仮称）下阿蘇ビーチ特設会場
3	サッカー		成年男子	綾町	綾国際交流広場サッカー場 綾町自然休養村公園小田爪多目的競技場 綾てるはふれあい広場
			少年女子	西都市	清水台総合公園多目的広場
			少年男子	新富町	（仮称）新富町フットボールセンター ユニリーバスタジアム新富 三納代コミュニティ広場
4	テニス		全種別	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園庭球場
5	ボート		全種別	新富町	富田浜漕艇場
6	ホッケー		全種別	都農町	都農町藤見公園
7	ボクシング		全種別	えびの市	えびの市民体育館
8	バレーボール	６人制	成年男子	日南市	日南市北郷体育館
			成年女子	延岡市	（仮称）新宮崎県体育館
			少年男子	都城市	早水公園体育文化センター
			少年女子	小林市	小林市市民体育館
		ビーチバレーボール	全種別	日向市	（仮称）お倉ヶ浜海岸特設会場
9	体操	競技	全種別	延岡市	（仮称）新宮崎県体育館
		新体操	全種別		
		トランポリン	全種別	小林市	小林市市民体育館
10	バスケットボール		成年男子	都城市	早水公園体育文化センター
			成年女子		早水公園体育文化センター 高城運動公園総合体育館 高崎総合公園総合体育館
			少年男子		
			少年女子		
11	レスリング		全種別	日南市	日南総合運動公園多目的体育館
12	セーリング		全種別	日南市	日南市大堂津ヨット競技場
13	ウエイトリフティング		全種別	小林市	小林市文化会館
14	ハンドボール		成年男女	綾町	綾てるはドーム
			少年男女	宮崎市	宮崎市佐土原体育館 宮崎市天ヶ城公園体育館 宮崎市清武体育館
15	自転車	トラック	全種別	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園自転車競技場
		ロード	全種別	串間市	（仮称）串間市特設ロードレースコース
16	ソフトテニス		成年男女	都城市	（仮称）都城運動公園庭球場
			少年男女	宮崎市	生目の杜運動公園テニスコート
17	卓球		全種別	宮崎市	宮崎市総合体育館
18	軟式野球		成年男子	延岡市	西階野球場
				日向市	お倉ヶ浜総合公園野球場
				高鍋町	高鍋総合運動公園ＭＡＳＵＤＡスタジアム
				川南町	川南町運動公園野球場
				門川町	門川海浜総合公園野球場
				西都市	西都原運動公園野球場

番号	競技（種目）		種　別	市町村	開催予定施設
19	相撲		全種別	五ヶ瀬町	五ヶ瀬町総合公園Ｇパーク　五ヶ瀬ドーム
20	馬術		全種別	綾町	綾馬事公苑
21	フェンシング		全種別	国富町	アリーナくにとみ
22	柔道		全種別	延岡市	（仮称）新宮崎県体育館
23	ソフトボール		成年男子	延岡市	西階野球場
				門川町	門川海浜総合公園野球場
			成年女子	宮崎市	宮崎市清武総合運動公園 ＳＯＫＫＥＮスタジアム・第２野球場
			少年男子	日向市	お倉ヶ浜総合公園 野球場・運動広場・第２多目的広場
			少年女子		
24	バドミントン		全種別	高鍋町	井上商店スポーツセンター高鍋町総合体育館
25	弓道	近的	全種別	串間市	串間市民総合体育館
		遠的	全種別		（仮称）串間市総合運動公園特設競技場
26	ライフル射撃	５０ｍ	全種別	宮崎市	宮崎県ライフル射撃競技場
		１０ｍ・ＡＰ	全種別		
		ＢＲ・ＢＰ	全種別		宮崎市田野体育館
		ＣＦＰ	成年男子	宮崎市	宮崎県警察学校射撃場
27	剣道		全種別	高千穂町	高千穂町武道館
28	ラグビーフットボール	７人制	成年男子	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた陸上競技場
			女子		
		１５人制	少年男子		ひなた宮崎県総合運動公園ラグビー場
29	スポーツクライミング	リード	全種別	木城町	（仮称）木城町体育館特設会場
		ボルダリング			木城町体育館
30	カヌー	スプリント	全種別		
		スラローム	全種別		
		ワイルドウォーター	全種別		
31	アーチェリー		全種別	高原町	高原町総合運動公園多目的芝生広場
32	空手道		全種別	宮崎市	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた武道館
33	銃剣道		全種別	三股町	三股町武道体育館
34	なぎなた		全種別	日之影町	日之影町立日之影中学校体育館
35	ボウリング		全種別	宮崎市	宮崎エースレーン
36	ゴルフ		成年男子	宮崎市	宮崎レイクサイドゴルフ倶楽部
			女子		宮崎カントリークラブ
			少年男子		ハイビスカスゴルフクラブ
37	トライアスロン		全種別	川南町	（仮称）川南漁港特設トライアスロン会場

【特別競技】

番号	競　　技		種　別	会場地	競技会場
1	高等学校野球	硬式	―	日南市	天福公園野球場 日南総合運動公園野球場 南郷中央公園野球場
		軟式	―		

【公開競技】

番号	競　　技	種　別	会場地	競技会場
1	綱引	全種別	日南市	日南総合運動公園多目的体育館
2	ゲートボール	全種別	都城市	都城運動公園陸上競技場
3	武術太極拳	全種別	延岡市	（仮称）新宮崎県体育館
4	パワーリフティング	全種別	延岡市	（仮称）新宮崎県体育館
5	グラウンド・ゴルフ	全種別	串間市	串間市総合運動公園（串間市営運動広場・串間市営球場）
6	バウンドテニス	全種別	都城市	早水公園体育文化センター
7	エアロビック	全種別	木城町	木城町体育館

資料No. 2-2

第８１回国民スポーツ大会　会場地市町村選定状況一覧【市町村別】（案）

【開・閉会式】

番号	市町村名	内容	開催予定施設
1	都城市	総合開・閉会式	（仮称）新宮崎県陸上競技場

※荒天等により屋内で開催の場合「都城市総合文化ホール」

【正式競技】

番号	市町村名	競技名（種目名）		種別	開催予定施設
1	宮崎市	水泳	競泳	全種別	（仮称）新宮崎県プール
			水球	全種別	
			ｱｰﾃｨｽﾃｨｯｸｽｲﾐﾝｸﾞ	少年女子	
		テニス		全種別	ひなた宮崎県総合運動公園庭球場
		ハンドボール		少年男女	宮崎市佐土原体育館 宮崎市天ヶ城公園体育館 宮崎市清武体育館
		自転車	トラック	全種別	ひなた宮崎県総合運動公園自転車競技場
		ソフトテニス		少年男女	生目の杜運動公園テニスコート
		卓球		全種別	宮崎市総合体育館
		ソフトボール		成年女子	宮崎市清武総合運動公園SOKKENスタジアム 宮崎市清武総合運動公園第２野球場
		ライフル射撃	５０ｍ	全種別	宮崎県ライフル射撃競技場
			１０ｍ・AP		
			BR・BP		宮崎市田野体育館
			ＣＦＰ	成年男子	宮崎県警察学校射撃場
		ラグビーフットボール	７人制	成年男子	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた陸上競技場
				女子	
			１５人制	少年男子	ひなた宮崎県総合運動公園ラグビー場
		空手道		全種別	ひなた宮崎県総合運動公園ひなた武道館
		ボウリング		全種別	宮崎エースレーン
		ゴルフ		成年男子	宮崎レイクサイドゴルフ倶楽部
				女子	宮崎カントリークラブ
				少年男子	ハイビスカスゴルフクラブ
2	都城市	陸上競技		全種別	（仮称）新宮崎県陸上競技場
		バレーボール	６人制	少年男子	早水公園体育文化センター
		バスケットボール		成年男女	早水公園体育文化センター
				成年女子	早水公園体育文化センター 高城運動公園総合体育館 高崎総合公園総合体育館
		ソフトテニス		成年男女	（仮称）都城運動公園庭球場
3	延岡市	水泳	オープンウォータースイミング	全種別	（仮称）下阿蘇ビーチ特設会場
		バレーボール	６人制	成年女子	（仮称）新宮崎県体育館
		体操	競技	全種別	
			新体操	全種別	
		柔道		全種別	
		軟式野球		成年男子	西階野球場
		ソフトボール		成年男子	
4	日南市	バレーボール	６人制	成年男子	日南市北郷体育館
		レスリング		全種別	日南総合運動公園多目的体育館
		セーリング		全種別	日南市大堂津ヨット競技場
5	小林市	バレーボール	６人制	少年女子	小林市市民体育館
		体操	トランポリン	全種別	
		ウエイトリフティング		全種別	小林市文化会館
6	日向市	バレーボール	ﾋﾞｰﾁﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ	全種別	（仮称）お倉ヶ浜海岸特設会場
		軟式野球		成年男子	お倉ヶ浜総合公園野球場
		ソフトボール		少年男女	
				少年男女	お倉ヶ浜総合公園運動広場
				少年男女	お倉ヶ浜総合公園第２多目的広場

番号	市町村名	競技名（種目名）		種別	開催予定施設
7	串間市	自転車	ロード	全種別	（仮称）串間市特設ロードレースコース
		弓道	近的	全種別	串間市民総合体育館
			遠的	全種別	（仮称）串間市総合運動公園特設競技場
8	西都市	サッカー		少年女子	清水台総合公園多目的広場A面
		軟式野球		成年男子	西都原運動公園野球場
9	えびの市	ボクシング		全種別	えびの市民体育館
10	三股町	銃剣道		全種別	三股町武道体育館
11	高原町	アーチェリー		全種別	高原町総合運動公園多目的芝生広場
12	国富町	フェンシング		全種別	アリーナくにとみ
13	綾町	サッカー		成年男子	綾国際交流広場サッカー場 綾町自然休養村公園小田爪多目的競技場 綾てるはふれあい広場
		ハンドボール		成年男女	綾てるはドーム
		馬術		全種別	綾馬事公苑
14	高鍋町	軟式野球		成年男子	高鍋総合運動公園MASUDAスタジアム
		バドミントン		全種別	井上商店スポーツセンター高鍋町総合体育館
15	新富町	サッカー		少年男子	（仮称）新富町フットボールセンター ユニリーバスタジアム新富 三納代コミュニティ広場
		ボート		全種別	富田浜漕艇場
16	木城町	スポーツクライミング	リード	全種別	（仮称）木城町体育館特設会場
			ボルダリング	全種別	木城町体育館
17	川南町	軟式野球		成年男子	川南町運動公園野球場
		トライアスロン		全種別	（仮称）川南漁港特設トライアスロン会場
18	都農町	ホッケー		全種別	都農町藤見公園（第１ホッケー会場） 都農町藤見公園（第２ホッケー会場）
19	門川町	軟式野球		成年男子	門川海浜総合公園野球場
		ソフトボール		成年男子	
20	高千穂町	剣道		全種別	高千穂町武道館
21	日之影町	なぎなた		全種別	日之影町立日之影中学校体育館
22	五ヶ瀬町	相撲		全種別	五ヶ瀬町総合公園Gパーク　五ヶ瀬ドーム
23	熊本県 熊本市	水泳	飛込	全種別	熊本市総合屋内プール　アクアドームくまもと
24	未定	バスケットボール		少年男子	
				少年女子	
		カヌー	スプリント	全種別	
			スラローム	全種別	
			ﾜｲﾙﾄﾞｳｫｰﾀｰ	全種別	

【特別競技】

番号	市町村名	競技名（種目名）		種別	開催予定施設
1	日南市	高等学校野球	硬式 軟式	－	天福公園野球場 日南総合運動公園野球場 南郷中央公園野球場

【公開競技】

番号	市町村名	競技名（種目名）	種別	開催予定施設
1	都城市	ゲートボール	全種別	都城運動公園陸上競技場
		バウンドテニス	全種別	早水公園体育文化センター
2	延岡市	武術太極拳	全種別	（仮称）新宮崎県体育館
		パワーリフティング	全種別	
3	日南市	綱引	全種別	日南総合運動公園多目的体育館
4	串間市	グラウンド・ゴルフ	全種別	串間市総合運動公園（串間市営運動広場・串間市営球場）
5	木城町	エアロビック	全種別	木城町体育館

資料№3-1

第 82 回大会（2028 年）～第 85 回大会（2031 年）における実施競技

１．正式競技　：　計 41 競技　　【注】下記※1 参照

（1）　毎年実施競技　：　計 39 競技

［本大会］　計 36 競技

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車競技、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレー射撃、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

［冬季大会］　計 3 競技

スキー、スケート、アイスホッケー

（2）　隔年実施競技　：　計 2 競技

［本大会］　計 2 競技

馬術、なぎなた

［冬季大会］　該当競技なし

２．公開競技　：　計 10 競技　　【注】下記※2 参照

［本大会］　計 10 競技

綱引、少林寺拳法、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック、スポーツチャンバラ、ダンススポーツ

［冬季大会］　該当競技なし

３．デモンストレーションスポーツ

上記「１．正式競技」および「２．公開競技」に該当しない競技。

なお、日本スポーツ協会加盟競技団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、開催都道府県競技団体が開催都道府県と調整の上で実施することができる。

４．特別競技　：　計 1 競技

［本大会］　計 1 競技

高等学校野球

［冬季大会］　該当競技なし

※1　正式競技の実施区分のうち「開催地選択競技」については、第 4 期実施競技選定においては休止とする。

※2　公開競技については、別に定める「国民体育大会公開競技実施基準」に基づき、当該中央競技団体が主体となり、開催都道府県の合意を得た上で実施することができる。

資料No.3-2

第4期（第82回～第85回）実施競技選定書面調査審査結果

順位	競技団体名	前回順位	前回比較	得点1000点換算	合計得点	(1)競技会活性化	(2)ジュニア充実	(3)女性スポーツ推進	(4)医科学サポート	(5)競技会開催運営能力
					1,240	380	200	240	160	260
1	バレーボール	2	↑	836.6	1,038	336	180	174	140	208
2	水泳	1	↓	822.1	1,020	326	160	210	120	204
3	テニス	7	↑	728.6	904	270	170	132	132	200
4	ボウリング	11	↑	723.7	898	330	130	174	100	164
5	トライアスロン	23	↑	722.1	896	236	130	198	152	180
6	サッカー	3	↓	709.2	880	234	170	156	120	200
7	セーリング	17	↑	696.3	864	252	140	168	144	160
8	スケート	8	→	691.5	858	250	130	198	120	160
8	軟式野球	18	↑	691.5	858	262	160	132	108	196
10	アーチェリー	15	↑	689.9	856	266	170	156	128	136
11	ソフトテニス	5	↓	686.7	852	278	130	144	124	176
12	ライフル射撃	25	↑	672.2	834	286	110	174	112	152
13	陸上競技	4	↓	668.9	830	166	170	198	120	176
14	ラグビーフットボール	6	↓	665.7	826	248	110	132	152	184
15	レスリング	27	↑	643.1	798	246	180	156	64	152
16	体操	19	↑	639.9	794	202	140	168	112	172
17	柔道	13	↓	619	768	190	100	186	132	160
18	卓球	28	↑	612.5	760	200	120	144	112	184
19	スポーツクライミング	30	↑	599.6	744	248	110	150	96	140
20	銃剣道	35	↑	598	742	232	80	138	120	172
21	アイスホッケー	37	↑	569	706	196	140	138	116	116
22	ホッケー	29	↑	564.2	700	212	90	138	88	172
23	ハンドボール	12	↓	554.5	688	178	180	114	72	144
24	バスケットボール	10	↓	549.6	682	116	150	144	112	160
25	ウエイトリフティング	21	↓	544.8	676	204	80	156	80	156
26	ボート	20	↓	540	670	222	110	102	92	144
27	クレー射撃	40	↑	538.4	668	254	150	108	48	108
28	ソフトボール	9	↓	520.6	646	160	80	102	112	192
29	フェンシング	24	↓	512.6	636	174	110	144	72	136
31	剣道	36	↑	509.3	632	144	50	174	104	160
32	ボクシング	41	↑	507.7	630	176	50	132	112	160
33	弓道	14	↓	490	608	150	90	132	80	156
34	カヌー	22	↓	478.7	594	210	50	114	80	140
35	スキー	34	↓	448.1	556	120	140	84	72	140
36	自転車競技	33	↓	417.5	518	130	70	114	68	136
38	バドミントン	16	↓	394.9	490	100	110	108	52	120
40	空手道	32	↓	369.1	458	98	70	150	4	136
41	ゴルフ	38	↓	359.4	446	94	40	72	108	132
43	相撲	39	↓	320.7	398	126	60	12	68	132
45	なぎなた	26	↓	314.3	390	130	70	42	24	124
46	馬術	31	↓	298.2	370	78	20	120	40	112
29	ダンススポーツ	－	－	512.6	636	162	100	162	108	104
37	武術太極拳	公開	－	398.1	494	144	120	102	48	80
38	ゲートボール	公開	－	394.9	490	154	70	90	48	128
47	綱引	公開	－	294.9	366	112	60	54	88	52
50	パワーリフティング	公開	－	219.2	272	120	20	24	24	84
42	バウンドテニス	公開	－	328.8	408	90	40	138	56	84
44	エアロビック	公開	－	317.5	394	124	70	72	32	96
48	スポーツチャンバラ	－	－	261.1	324	178	10	60	12	64
49	グラウンド・ゴルフ	公開	－	246.6	306	60	30	96	28	92
51	少林寺拳法	－	－	177.3	220	18	40	42	36	84
－	近代五種									
－	ボブスレー・リュージュ・スケルトン									
－	野球									
－	カーリング									
－	オリエンテーリング									
－	バイアスロン									
－	ドッジボール									
－	チアリーディング									
－	ペタンク・ブール									
－	日本拳法									

正式競技希望だが基礎条件を満たしていないため公開競技

公開競技希望

資料3-参考①

国民スポーツ大会第4期実施競技選定（第82回大会～第85回大会）書面調査回答状況

回答内容	団体数
正式競技希望	46
公開競技希望	5
希望無し	6
未回答	4
合　計	61

調査期間：令和4年1月28日～3月11日

国民体育大会（国民スポーツ大会）開催地

大会 ［開催年］	冬季大会 スキー	冬季大会 スケート	冬季大会 アイスホッケー	本大会	備考
第77回 ［2022・R4］	秋田県	栃木県		栃木県	
特　別 ［2023・R5］	岩手県	青森県		鹿児島県	
国民スポーツ大会					
第78回 ［2024・R6］	山形県	未　定		佐賀県	
第79回 ［2025・R7］	未定	未　定		滋賀県 （開催内定）	
第80回 ［2026・R8］	青森県 （開催内定）				
第81回 ［2027・R9］	未　定			宮崎県 （開催申請書提出順序了解）	
第82回 ［2028・R10］	長野県 （開催申請書提出順序了解）				↑ 第4期実施競技選定対象 ↓
第83回 ［2029・R11］	未　定			群馬県 （開催申請書提出順序了解）	
第84回 ［2030・R12］	未　定			島根県 （開催申請書提出順序了解）	
第85回 ［2031・R13］	未　定			奈良県 （開催申請書提出順序了解）	

資料No.3-参考②

国スポ第4期実施競技選定
ーコンセプトー

2019.12.12
R1年度第3回国体委員会決定

国スポの活性化

国、日体協（当時）及び開催地の都道府県は、国内トップレベルの総合競技大会である国民体育大会にオリンピック競技種目の導入を促進することなどにより、アスリートの発掘・育成を含む国際競技力の向上に一層資する大会づくりを推進する。

スポーツ基本計画

「国体ムーブメントの推進」を積極的に展開し、国体が「地域の活性化、スポーツ文化の浸透、アスリートの発掘・育成・強化」に寄与することを目指す。

21世紀の国体像

競技会

＜第3期競技選定のポイント（大項目）＞
- ●競技会の活性化
- ●**ジュニア世代（18歳以下）の充実**
- ●**女子スポーツの推進**
- ●スポーツ医・科学サポートの充実
- ●競技会開催・運営能力
- ●**競技団体のガバナンス**

※第2期のポイントを踏まえつつ、「スポーツ基本計画」「21世紀の国体像～国体ムーブメントの推進～」の内容を基に整理する。

＜第4期競技選定のポイント（大項目）＞
- ●競技会の活性化（競技会のインテグリティ確保を含む）
- ●ジュニア世代（18歳以下）の充実
- ●女性スポーツの推進
- ●スポーツ医・科学サポートの充実
- ●競技会開催・運営能力

※「競技団体のガバナンス」については、**『スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞』に基づく対応を基礎的な条件**とする。
※第3期のポイントを踏襲し、第3期から第4期の間における**各競技団体の国スポ活性化に向けた取り組み"実績"を評価**する。

1

国民体育大会における実施競技区分の概念図

競技区分		所　属	競技形式	会　期	成　績
正式競技（天皇杯・皇后杯成績対象競技）	毎年実施競技	日本スポーツ協会加盟（準加盟除く）	都道府県対抗	大会会期内	天皇杯・皇后杯成績対象（但し、隔年実施競技については、当該大会実施競技のみを対象とする。）
	隔年実施競技				
	開催地選択競技（※第74回～第81回大会は休止）				
公開競技			中央競技団体の考え方による	大会会期前・内	天皇杯・皇后杯成績対象外
デモンストレーションスポーツ		開催都道府県体協加盟・認定	開催県の考え方による		

2

資料№3-参考③

第 4 期実施競技選定における選定基準について

第 82 回大会（2028 年）から第 85 回大会（2031 年）における実施競技選定については、以下に示す内容により、総合的に評価を行う。

1. 正式競技の基礎的条件について

国スポにおける正式競技については、次の(1)～(4)の事項すべてを満たしていることとし、本項目を満たしていない競技は、「正式競技」として実施しない。

なお、(1)、(2)、(4)については、実施競技選定調査開始時（「実施競技選定調査開始時」とは、競技団体への書面調査実施通知日をいう）、（3）については所定の期日までに満たしていなければならない。

(1) 日本スポーツ協会（JSPO）の加盟競技団体の競技であること。

JSPO に加盟している競技団体の競技であること（準加盟は「正式競技」として実施しない）。

(2) 47 都道府県に中央競技団体支部組織があり、47 都道府県体育・スポーツ協会に加盟していること。

中央競技団体支部組織について、次の条件をいずれも満たしていること。

ア．全国 47 都道府県支部組織が発足し、中央競技団体へ加盟していること。

イ．全国 47 都道府県支部組織が当該都道府県の体育・スポーツ協会へすべて加盟していること。

(3) 当該競技を統括する中央競技団体が、「スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞」の遵守状況の自己説明及び公表を、スポーツ統括 3 団体（日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、日本障がい者スポーツ協会）が定める方法により実施すること。

(4) 国内外における競技の位置付けとして、次のア、イのいずれかに該当する競技であること。

ア. 国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技であること。

ただし、次の（A）、（B）のいずれかに該当する競技であること。

(A) 第 32 回オリンピック競技大会（東京）及び第 24 回オリンピック冬季競技大会（北京）での実施が決定している競技であること。[*1)]

＊1）ただし、当該大会での実施が決定している種目を 1 つ以上、国スポにおいて実施すること。

(B) 国際的に普及し、次の条件のうち 4 つ以上を満たしている競技であること。

a) 当該競技の国際的な組織（IF）が結成され、活動実態があること。

b) 当該競技の国際的な組織（IF）へ加盟している国・地域の統括組織（NF）数が 50 以上であること。

c) 当該競技の国際的な組織（IF）が、半世紀（50 年）以上の歴史を有していること。

d) 当該競技の国際的な組織（IF）が、GAISF（旧スポーツアコード）に加盟している団体の競技であること。

e) 第 19 回アジア競技大会（杭州）及び第 8 回アジア冬季競技大会（札幌）での実施が決定している競技であること。

イ. わが国古来の伝統的な競技であること。

当該競技は、日本古来の伝統文化として、相応の歴史を有する競技（武道）であること。なお、本項に該当する JSPO 加盟団体の競技は、以下のとおり。

【該当競技[*2)]】　相撲、柔道、弓道、剣道、空手道、銃剣道、なぎなた

＊2）柔道及び空手道については「項目アー（A）」の該当競技として扱う。

※ 実施競技選定調査開始後、決定までの間に、コンプライアンス違反等にかかる処分により上記(1)(2)の基礎的条件を満たさなくなった場合、本実施競技選定の対象から除外する。

2019.12.12
令和元年度第 3 回国体委員会決定
2020.10.15 改定（開催年の変更）

2. 評価方法及び評価項目

「中央競技団体への書面調査」、「中央競技団体へのヒアリング調査」及び「都道府県体育・スポーツ協会への書面調査」の各結果に基づき、以下の項目により評価を行う。

項目№	大項目	中項目
項目 1	競技会の活性化（競技会のインテグリティ確保を含む）	(1) 競技普及に向けた取り組み
		(2) 国体及び競技会の価値向上、ブランディングの取り組み
		(3) 持続可能な競技会運営に向けた取り組み（サスティナビリティ）
		(4) 競技会のインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）確保に向けた取り組み
項目 2	ジュニア世代（18 歳以下）の充実	(1) ジュニア世代競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況
		(2) ジュニア世代登録競技者数
		(3) タレント発掘に向けた取り組み
項目 3	女性スポーツの推進	(1) 女性競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況
		(2) 女性競技者・指導者・審判員の増加に向けた具体的な取り組み
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数
		(4) 国体実施種目（参加人員）の男女比率
項目 4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備
		(3) 競技者・指導者等への健康・安全管理の教育・啓発
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況
項目 5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数
		(2) 各都道府県における競技役員（審判員以外）の確保状況
		(3) JSPO 公認指導者の活用状況
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力
		(5) 各都道府県における施設整備状況
		(6) 競技用具・器具の調達への協力
		(7) 競技会における安全管理体制の整備

令和元年度第4回国民体育大会委員会決定

資料No.3-参考④

第4期実施競技選定における基本的な評価区分・評価基準について

【共通事項】

- 全評価項目（50項目）を5段階の評価区分で評価し、それぞれ20点満点に換算する。
- 第3期実施競技選定時の重点項目（「ジュニア世代の充実」、「女性スポーツの推進」、「競技団体のガバナンス」）を継承する項目（「競技会のインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）確保に向けた取り組み〔4項目〕」、「ジュニア世代（18歳以下）の充実〔4項目〕」、「女性スポーツの推進〔8項目〕」／計16項目）については得点を1.5倍または2.5倍する。
- 1,240点満点を最終的に1,000点満点に換算する。

評価区分（段階）	評価基準＜ベース＞	評価点（20点満点）
5	課題に対して、定期的（継続的）に対応した実績があり、さらに付加的な対応も行っている（検証・改善作業、今後に向けた具体的な計画、都道府県競技団体に対する取り組み等）。	20
4	課題に対し、定期的（継続的）な対応、または付加的な対応（検証・改善作業、今後に向けた具体的な計画、都道府県競技団体に対する取り組み等）を行った実績がある。	16
3	課題に対して、計画や規程等に基づき対応した実績がある。	12
2	課題に対応する計画や規程等はあるが、実績がない。 課題に対しての対応実績はあるが、根拠となる計画や規程等が整備されていない。	4
1	課題に対して、対応した実績及び対応する計画がない。	0

資料No.3-参考⑤

第4期実施競技選定における評価項目及び配点

令和元年度第4回国民体育大会委員会決定

評価項目						配点案【小項目同配点×重点項目加点】			
大項目		中項目	項目通し№	調査対象	小項目				
項目1	競技会の活性化（競技会のインテグリティ確保を含む）	(1) 競技普及に向けた取り組み	①	【NF】【県体協】	1) 全国的な強化・育成・普及プランの策定・実行	20	－	20	380
			②	【NF】	2) 強化・育成・普及プランにおける国体の位置づけの明確化	20	－	20	
			③	【NF】	3) 国体開催地における国体に向けた競技の普及・啓発活動の取り組み実績	20	－	20	
			④	【NF】	4) 国体開催地における国体終了後のレガシーを創出する多様な取り組み実績	20	－	20	
			⑤	【NF】	5) 国体における競技会観客数増加に向けた具体的取り組み実績	20	－	20	
			⑥	【NF】	6) 国際大会における実績（参加実績・競技成績）	20	－	20	
		(2) 国体及び競技会の価値向上、ブランディングの取り組み	⑦	【NF】	1) 国体における日本代表選手の参加実績	20	－	20	
			⑧	【NF】	2) 中央競技団体が行う国体PRの取り組み実績	20	－	20	
			⑨	【NF】	3) 国体競技会場内における国体企業協賛活動やJSPOが行う国体PR活動等への協力実績	20	－	20	
			⑩	【NF】	4) 受動喫煙防止に向けた具体的な取り組み実績	20	－	20	
		(3) 持続可能な競技会運営に向けた取り組み（サスティナビリティ）	⑪	【NF】	1) 国体競技会における施設・競技用具・備品の有効活用に向けた取り組み実績	20	－	20	
			⑫	【NF】	2) 国体競技会における環境に配慮した取り組み実績	20	－	20	
			⑬	【NF】	3) あらゆる人々が競技を楽しむことができる環境整備に向けた取り組み実績（ダイバーシティ＆インクルージョン）	20	－	20	
		(4) 競技会のインテグリティ（誠実性・健全性・高潔性）確保に向けた取り組み	⑭	【JSPO】	1) 国体参加資格違反の発生有無	20	×1.5	**30**	
			⑮	【NF】	2) 審判員の資質向上、不正判定防止に向けた具体的な取り組み実績	20		**30**	
			⑯	【NF】	3) 国体出場選手の選考における公平性・公正性・透明性の確保に向けた取り組み実績	20		**30**	
			⑰	【NF】	4) 競技会における競技者、観客等の人種差別やヘイト防止対策の整備と周知	20		**30**	
項目2	ジュニア世代（18歳以下）の充実	(1) ジュニア世代競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況	⑱	【NF】	1) 強化・育成・普及プランの策定・実行	20	×2.5	**50**	200
			⑲	【NF】	2) 国体を通した（活用した）ジュニア世代の普及・育成への取り組み実績と成果の検証	20		**50**	
		(2) ジュニア世代登録競技者数	⑳	【NF】	1) 登録競技者数におけるジュニア世代の割合	20		**50**	
		(3) タレント発掘に向けた取り組み	㉑	【NF】	1) タレント発掘事業の取り組み・協力実績	20		**50**	
項目3	女性スポーツの推進	(1) 女性競技者を位置付けた強化・育成・普及プランの策定・展開状況	㉒	【NF】	1) ジュニア世代を含めた全世代の女性競技者の強化・育成・普及プランの策定・実行	20	×1.5	**30**	240
			㉓	【NF】	2) 国体を通した（活用した）ジュニア世代を含めた全世代の女性スポーツの普及・女性競技者の育成への取り組み実績と成果の検証	20		**30**	
		(2) 女性競技者・指導者・審判員の増加に向けた具体的な取り組み	㉔	【NF】	1) ジュニア世代を含めた全世代の女性競技者へのサポート（医・科学的サポートやライフイベントへの配慮等）体制・取り組み実績	20		**30**	
			㉕	【NF】	2) 女性指導者・審判員へのサポート（キャリアサポートやライフイベントへの配慮等）体制・取り組み実績	20		**30**	
		(3) 女性の競技者数・指導者数・審判員数	㉖	【NF】	1) 登録競技者数における男女の割合	20		**30**	
			㉗	【NF】【JSPO】	2) 有資格指導者数における男女の割合	20		**30**	
			㉘	【NF】	3) 審判員数における男女の割合	20		**30**	
		(4) 国体実施種目（参加人員）の男女比率	㉙	【NF】	1) 国体参加選手人員の男女比率	20		**30**	
項目4	スポーツ医・科学サポートの充実	(1) スポーツ医・科学を所管する委員会等の活動状況	㉚	【NF】	1) スポーツ医・科学を所管する委員会の設置と活動実績	20	－	20	160
			㉛	【NF】	2) 日本代表選手への医・科学サポートで得た知見・成果の都道府県競技団体等への提供実績	20	－	20	
		(2) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針等の整備	㉜	【NF】	1) 競技者の健康・安全管理に係る規程・指針の整備状況	20	－	20	
			㉝	【NF】	2) 競技者の傷害に対する補償体制の整備状況	20	－	20	
		(3) 競技者・指導者等への健康・安全管理の教育・啓発	㉞	【NF】	1) 研修会の実施や広報の積極的な活動実績	20	－	20	
		(4) アンチ・ドーピング活動の実施状況	㉟	【NF】	1) アンチ・ドーピングを所管する委員会（部会等）の設置と開催実績	20	－	20	
			㊱	【NF】	2) 競技者、指導者等幅広い対象に対する教育・啓発活動の具体的な取り組み実績	20	－	20	
			㊲	【NF】	3) アンチ・ドーピング規則違反の発生有無	20	－	20	
項目5	競技会の開催・運営能力	(1) 各都道府県における競技者数・指導者数・審判員数	㊳	【NF】	1) 登録競技者数	20	－	20	260
			㊴	【県体協】	2) 都道府県予選会実施にあたっての登録競技者数	20	－	20	
			㊵	【JSPO】	3) JSPO公認スポーツ指導者数	20	－	20	
			㊶	【NF】【県体協】	4) 審判員数（国体の審判となり得る資格を有する審判員）	20	－	20	
		(2) 各都道府県における競技役員（審判員以外）の確保状況	㊷	【県体協】	1) 国体都道府県予選会を実施する上で必要な競技役員の確保状況	20	－	20	
		(3) JSPO公認指導者の活用状況	㊸	【NF】	1) JSPO公認スポーツ指導者の活用状況	20	－	20	
		(4) 各都道府県競技団体の組織体制強化に向けた連携・協力	㊹	【NF】【県体協】	1) 中央競技団体の都道府県競技団体に対する組織体制強化に向けた取り組み実績	20	－	20	
		(5) 各都道府県における施設整備状況	㊺	【NF】	1) 国体開催基準要項施設基準を満たす施設の有無	20	－	20	
			㊻	【県体協】	2) 国体都道府県予選会の実施可能な施設の有無	20	－	20	
		(6) 競技用具・器具の調達への協力	㊼	【NF】	1) 国体実施のための競技用具・器具の調達に係る協力体制（貸与や整備費負担等）	20	－	20	
		(7) 競技会における安全管理体制の整備	㊽	【NF】	1) 悪天候（予測を含む）や災害発生時のガイドライン等の整備状況及び取り組み実績	20	－	20	
			㊾	【NF】	2) 競技会における医療・救護体制のガイドライン等の整備状況及び取り組み実績	20	－	20	
			㊿	【NF】	3) 中央競技団体主催の競技会における関係者（競技者、運営スタッフ、観客等）に対する補償の整備状況	20	－	20	

1,240

1,000点満点に得点調整（×0.806）

1,000

※小数点第2位以下は切り捨てる

資料No.4

国民体育大会功労者表彰対象者
令和4年

2022/6/7現在

No.	推薦団体	氏名	初参加大会
1	公益財団法人山形県スポーツ協会	富田（トミタ） 政利（マサシ）	30
2	公益財団法人富山県スポーツ協会	坂田（サカタ） 芳寛（ヨシヒロ）	42
3	公益財団法人島根県スポーツ協会	中西（ナカニシ） 賢一（ケンイチ）	41
4	公益財団法人岡山県スポーツ協会	河本（コウモト） 良計（ヨシカズ）	24

【国民体育大会功労者表彰基準】

この基準は、永年にわたり国体に参加し、その発展に貢献したものに対し行う「国民体育大会功労者表彰」を実施するための必要な事項について定める。

1. 表彰対象者

国民体育大会冬季大会または国民体育大会（いずれも本大会）に通算30回以上、次のいずれかの立場で参加した者とする。都道府県選手団本部役員、監督、選手、大会役員、競技会役員、競技役員（視察員として参加した者は除く）。なお、同一年に開催された国民体育大会冬季大会・国民体育大会（いずれも本大会）の両方に参加した場合でも1回と見なす。

2. 表彰

当協会会長名による表彰状を授与する。

3. 推薦手続き

表彰者の推薦は、当協会及び当協会加盟団体[都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体]が行う。
当協会加盟団体は、別紙様式1により該当者を当協会会長へ推薦する。

4. 表彰者の決定

国民体育大会委員会において審査し、決定する。

資料No.５-(1)

国民体育大会開催基準要項（改定案）

２０　大会の式典

【本大会】

（略）

【冬季大会】

冬季大会の各競技会においては、開始式並びに表彰式を実施することができる~~ものとする~~。ただし、~~その~~実施する場合はできるだけ簡素なものとし、内容については、開催県実行委員会において企画の上、日本スポーツ協会と協議して定める。

２６　各競技の実施要項

(1)大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の 6 カ月前、本大会は大会開催年の前年の 12 月 31 日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。

(2)実施要項に記載する内容は別に細則第 10 項で定める。

(3)実施要項の作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとし、電子媒体のみで作成することができる。

３０　プログラム

(1) プログラムは、総合プログラム及び競技別プログラムとする。

(2) ~~総合及び競技別~~プログラムに記載する内容は、別に細則第 11 項で定める。

(3) プログラムの作成にあたっては、持続可能性に配慮した環境負荷の軽減に努めるものとし、総合プログラムは電子媒体のみで作成することができる。

(4) プログラムは有料で頒布することができるものとし、次については記載の部数を上限に無料とする。

~~1) 総合プログラム~~

~~大会役員~~	~~各 1 部~~
~~参加選手団~~	~~各 5 部~~
~~競技団体~~	~~各 2 部~~
~~報道関係者~~	~~1 社各 1 部~~

~~2)~~ 競技別プログラム

競技団体	各 5 部
競技会役員・競技役員	各 1 部
参加選手団	各 2 部
競技別監督	各 1 部
参加選手全員	各 1 部
報道関係者	1 社各 1 部

(5) 前号に記載する部数は、電子媒体で作成したプログラムには適用しない。

〈附　　則〉

（略）

令和 3 年 12 月 9 日第 58 次改定

令和 4 年 6 月 7 日第 59 次改定

資料No.5-(2)

国民体育大会開催基準要項細則改定（案）

※改定部分のみ抜粋

現行	改定案
●国民体育大会開催基準要項細則 ３　本則第８項第１号及び第10項第４号（参加資格及び年齢基準等 （１）大会及びブロック大会 1)　参加資格 ＝省略＝ ⑦　上記のほか、選手については次のとおりとする。 （ⅰ）本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過したものであること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」（53頁）及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」（54頁）に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。 （ⅱ）健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。 （ⅲ）ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。 ⑧　上記のほか、監督については、大会開催年の４月１日以前から本大会終了時まで（冬季大会については、大会開催前年の10月１日以前から本大会終了時まで）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格（コーチ1～4、教師、上級教師）を保有している者とする。	３　本則第８項第１号及び第10項第４号（参加資格及び年齢基準等） （１）大会及びブロック大会 1)参加資格 ＝省略＝ ⑦　選手、監督、本部役員帯同のスポーツドクター、アスレティックトレーナーは、本大会又は冬季大会参加前の１年以内に日本スポーツ協会が指定するアンチ・ドーピング教育を受講した者であること。（追記） ⑧　上記のほか、選手については次のとおりとする。 （ⅰ）本則第18項に定める都道府県大会等に参加し、これを通過したものであること。ただし、別に定める「国民体育大会予選会免除に関する要領」（53頁）及び「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」（54頁）に基づき予選会への参加が免除となった者については、この限りではない。 （ⅱ）健康診断を受け、競技会への参加に支障がない者であること。 （ⅲ）ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。 ⑨　上記のほか、監督については、大会開催年の４月１日以前から本大会終了時まで（冬季大会については、大会開催前年の10月１日以前から本大会終了時まで）日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づき当該競技団体が定める公認資格（コーチ1～4、教師、上級教師）を保有している者とし、監督が不在の場合選手は参加することができない。

現行	改定案
〈 附　則 〉 (106)本細則第8項(2)1)については、令和3年12月9日に改定し、施行する。	〈 附　則 〉 (106)本細則第8項(2)1)については、令和3年12月9日に改定し、施行する。 (107)本細則第3項(1)1)については、令和4年6月7日に改定し、施行する。ただし、第3項(1)1)⑦については、令和5年4月1日以降に開催する大会から施行するものとし、令和5年3月31日以前に開催の大会については努力義務とする。

＜説明＞

【3（1）1）⑦】

・ 令和5（2023）年度から国体出場選手等に対する参加前のアンチ・ドーピング教育実施制度の適用に向け参加資格の改定。なお、令和4年度の大会については努力義務とする。

【3（1）1）⑧】

・ 文言の表現について
・ 国体に参加するアスリートが、必ずしも下記の「健康」に該当しないことがある（外傷・障害等がある状態）ため、表現が適当ではないのではないかとの都道府県体育・スポーツ協会からの指摘。

※ WHO憲章による「健康」の定義

「健康とは、肉体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない」*)

(Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.)

*）厚生労働省「平成26年版厚生労働白書　健康長寿社会の実現に向けて～健康・予防元年～」本文より引用

※ 広辞苑による「健康」の意味

「身体に悪いところがなく心身がすこやかなこと。達者。丈夫。壮健。また、病気の有無に関する、体の状態」

【3（1）1）⑨】

・ 監督の参加資格や監督が不在の場合選手は参加できないことは、これまで文書での通知のみであったが、明確に規定化する。

資料№5-(2)-参考

世界アンチ・ドーピング規程
教育に関する国際基準（2021.1.1発効）

【概要】

世界アンチ・ドーピング規程の「教育に関する国際基準」は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。

この国際基準は、署名当事者、官公庁及びその他の関連する利害関係者と協議して策定された。

「教育に関する国際基準」は、2019年11月7日、カトヴィツェにて、WADA 常任理事会により第5回スポーツにおけるドーピングに関する世界会議において、初めて採択及び承認され、2021年1月1日に発効する。

【世界アンチ・ドーピング規程「教育に関する国際基準」】

https://www.playtruejapan.org/entry_img/kyouiku_jp.pdf

0

世界アンチ・ドーピング規程
教育に関する国際基準（2021.1.1発効）

【抜粋】

第１部:序論、世界規程の条項並びに国際基準の条項及び定義

1.0 序論及び適用範囲

教育に関する国際基準は、世界アンチ・ドーピング・プログラムの一環として策定された義務的な国際基準である。

教育に関する国際基準の全体的な指針の目的は、世界規程に示されているスポーツの精神の保護を支持し、クリーンスポーツ環境の醸成を支援することである。競技者の大多数はクリーンに競技することを望み、禁止物質又は禁止方法を使用する意思を有しておらず、かつ、公平な競技の実施に対する権利を有していると認識されている。

教育は、世界規程で強調されている予防戦略の一つとして、クリーンスポーツの価値に沿った行動を奨励し、競技者及びその他の人によるドーピングの予防に寄与することを目的とする。教育に関する国際基準の主要な基本原則は、競技者のアンチ・ドーピングに関する最初の経験は、ドーピング・コントロールではなく、教育を通じて行われるべきであるということである。

1

1

日本アンチ・ドーピング規程2021（2021.1.1発効）

【抜粋】

第21条　公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務

（略）

21.7

国民体育大会に参加するすべての競技者に対し、本規程に拘束されることの同意を得ること。

また、競技者が自身で判断し、倫理的な価値観に基づき行動できるよう、各都道府県体育・スポーツ協会と連携して国民体育大会に派遣されるすべての競技者がアンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報を受ける機会を確保すること。

特に少年の部に参加する競技者が、スポーツの価値を理解し、アンチ・ドーピングの規則を知った上で国民体育大会に参加するようにすること。競技者が18 歳未満の者である場合は、保護者にも同様の教育を受けることを求めること。

【日本アンチ・ドーピング規程】

https://www.playtruejapan.org/entry_img/jadacode2021.pdf

2

2

日本アンチ・ドーピング規程2021（2021.1.1発効）

【抜粋】

第21条　公益財団法人日本スポーツ協会（JSPO）の役割と責務

21.8

国民体育大会に派遣されるすべてのサポートスタッフに対し、本規程に拘束されることの同意を得ること。

また、各都道府県体育・スポーツ協会と連携して国民体育大会に派遣されるサポートスタッフ、特に帯同監督・コーチ、スタッフ、スポーツドクター、アスレティックトレーナーがアンチ・ドーピング教育及びアンチ・ドーピングに関する最新の情報を受ける機会を確保することにより、競技者がドーピングを行わない態度を醸成できるよう、競技者の価値観及び行動に対しサポートスタッフ自らの影響力を行使することを求めること。

3

3

資料No.５-(3)

国民体育大会記録情報処理要項（改定案）

1　目的

国民体育大会における競技成績等記録の情報処理を適切に行い、円滑に発表するために本要項を定める。ただし、冬季大会については本要項の対象としない。

2　記録業務

第１項に定める目的を達成するための業務全般を記録業務といい、以下の業務を行うものとする。

(1)　記録本部の設置

開催都道府県実行委員会（以下「開催県実行委員会」という。）は、記録本部を設置する。

(2)　記録情報の収集

開催県実行委員会は、中央競技団体等と連携し、競技成績等の記録を迅速に各競技会場より記録本部に収集する。

(3)　記録情報の発表

(a)　開催県実行委員会は、記録情報を次の事項毎に分類し、報道関係機関及びインターネット上に発表する。ア（競技結果のみ）、イ、カ（天皇杯・皇后杯得点のみ）、クについては、携帯電話等でも閲覧可能な形式とする。

ア　競技日程・競技結果
イ　都道府県別競技結果
ウ　トーナメント表
エ　決勝記録一覧
オ　新（タイ）記録一覧
カ　総合成績一覧
- 天皇杯・皇后杯得点
- 競技別総合成績
- 競技別種別得点
- 季別総合成績

キ　プログラム訂正・連絡物
ク　お知らせ
ケ　翌日の対戦組み合わせ等
コ　その他開催県が必要とする事項

(b)　競技結果に関する情報は、原則として競技団体による記録の提供から 30 分程度で発表する。

(4)　総合成績の算出、帳票作成

開催県実行委員会は、総合成績の算出を行い、次の帳票を作成する。

ア　天皇杯・皇后杯総合得点一覧表　【様式例 1】
イ　男女総合成績（天皇杯得点）一覧表　【様式例 2】
ウ　女子総合成績（皇后杯得点）一覧表　【様式例 3】
エ　男女総合成績（天皇杯参加得点）一覧表　【様式例 4】
オ　女子総合得点（皇后杯参加得点）一覧表　【様式例 5】
カ　競技別男女総合成績一覧表　【様式例 6】
キ　競技別女子総合成績一覧表　【様式例 7】
ク　種目別得点集計表　【様式例 8】

(5)　成果物

(a)　開催県実行委員会は、第 2 項（3）－（a）に定める記録情報の成果物を~~大会終了後~~、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）との協議により決められた期間内に日本スポーツ協会へ提出する。

(b)　開催県実行委員会は、第 2 項（4）において作成した帳票を~~大会終了後~~、日本スポーツ協会へ速やかに提出する。

(6)　大会終了後の記録の公開

開催都道府県は、日本スポーツ協会との協議に基づき大会終了後一定期間、競技成績等記録の情報をインターネット上に引き続き公開する。

3　国民体育大会記録情報処理システムの指定

(1)　第 1 項に定める目的を達成するためのハードウェア、ソフトウェア及び運用・管理等を含め構築されたものを国民体育大会記録情報処理システム（以下「国体記録システム」という。）という。

(2)　日本スポーツ協会は、開催県実行委員会における記録業務が安定的かつ円滑に行われるよう、外部の第三者に依頼してシステムの評価を行い、その報告を受けて国民体育大会委員会において業績、性能、安定性、経済性等を総合的に判断し、優秀なシステムを国体記録システムとして指定する。

(3)　開催県実行委員会は、日本スポーツ協会が指定した国体記録システムを用いて記録業務を行うものとする。

(4)　国体記録システムの指定に関しては、別紙「国民体育大会記録情報処理システムの指定に係る手続きについて」に基づき行うものとする。

4　その他

本要項は、必要に応じ見直すものとする。

＜附則＞

(1)　本要項は、平成 19 年 3 月 7 日に制定、同日より施行する。

(2)　本要項は、平成 20 年 8 月 27 日に改定、同日より施行する。

(3)　本要項は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年 4 月 1 日）から施行する。

(4)　本要項は、平成 30 年 4 月 1 日に改定、同日より施行する。

(5)　本要項は、令和 4 年 6 月 7 日に改定、同日より施行する。

資料No.5-(4)-①

ライフル射撃競技実施種目の変更

■実施種目の改定内容

＜実施種目及び参加人員について＞

【現行（第77回大会〔栃木県〕）】

種別	種目	記号	ファイナル有無	監督	選手	参加都道府県	計
成年男子	50mライフル男子三姿勢120発競技（FR3×40）	A	有	1	1	22	428
	50mライフル男子伏射60発競技（FR60PR）	B	有		1	22	
	50mライフル男子膝射20発競技（FR20K）	C	無				
	10mエア・ライフル男子立射60発競技（AR60）	D	有		1	24	
	10mエア・ライフル男子伏射60発競技（AR60PR）	E	無				
	10mエア・ピストル男子60発競技（AP60）	F	有		1	24	
	25mセンター・ファイア・ピストル男子60発競技（CFP60）	G	有		1	47	
	25mセンター・ファイア・ピストル男子30発競技（CFP30）	H	無				
成年女子	50mライフル女子三姿勢120発競技（FR3×40）	I	有		1	22	
	50mライフル女子伏射60発競技（FR60PR）	J	無				
	10mエア・ライフル女子立射60発競技（AR60W）	K	有		1	47	
	10mエア・ライフル女子伏射60発競技（AR60PRW）	L	無				
	10mエア・ピストル女子60発競技（AP60W）	M	有		1	24	
MIX成年	10mエア・ライフルミックス競技（AR Mix）	N	有		2	（12）	
少年男子	10mエア・ライフル少年男子立射60発競技（AR60J）	O	有		1	24	
	ビーム・ライフル少年男子立射60発競技（BR60J）	P	有		1	47	
	ビーム・ピストル少年男子60発競技（BP60J）	Q	有		1	16	
少年女子	10mエア・ライフル少年女子立射60発競技（AR60WJ）	R	有		1	24	
	ビーム・ライフル少年女子立射60発競技（BR60WJ）	S	有		1	22	
	ビーム・ピストル少年女子60発競技（BP60WJ）	T	有		1	16	
MIX少年	ビーム・ライフル少年ミックス競技（BRJ Mix）	U	有		2	（12）	

【変更案】

種別	種目	記号	ファイナル有無	監督	選手	参加都道府県	計
成年男子	50mライフル男子三姿勢120発競技（FR3×40）		有	1	1	22	428
	50mライフル男子立射40発競技（FR40）		**有**				
	50mライフル男子伏射60発競技（FR60PR）		有		1	22	
	削　除				**削　除**		
	10mエア・ライフル男子立射60発競技（AR60）		有		1	24	
	削　除				**削　除**		
	10mエア・ピストル男子60発競技（AP60）		有		1	24	
	25mセンター・ファイア・ピストル男子60発競技（CFP60）		有		1	47	
	25mセンター・ファイア・ピストル男子30発競技（CFP30）		無				
成年女子	50mライフル女子三姿勢120発競技（FR3×40）		有		1	22	
	50mライフル女子伏射60発競技（FR60PR）		無				
	10mエア・ライフル女子立射60発競技（AR60W）		有		1	47	
	削　除				**削　除**		
	10mエア・ピストル女子60発競技（AP60W）		有		1	24	
MIX成年	10mエア・ライフルミックス競技（AR Mix）		有		2	（12）	
少年男子	10mエア・ライフル少年男子立射60発競技（AR60J）		有		1	24	
	10mエア・ライフル少年男子立射30発競技（AR30J）		**有**				
	ビーム・ライフル少年男子立射60発競技（BR60J）		有		1	47	
	ビーム・ピストル少年男子60発競技（BP60J）		有		1	16	
少年女子	10mエア・ライフル少年女子立射60発競技（AR60WJ）		有		1	24	
	10mエア・ライフル少年女子立射30発競技（AR30WJ）		**有**				
	ビーム・ライフル少年女子立射60発競技（BR60WJ）		有		1	22	
	ビーム・ピストル少年女子60発競技（BP60WJ）		有		1	16	
MIX少年	ビーム・ライフル少年ミックス競技（BRJ Mix）		有		2	（12）	

■改定理由

・ライフル射撃競技全体の競技得点に占める少年種別の競技得点割合を高める（現行：33.3%⇒改定案：42.9%／総得点数：756）ことで、少年種別及び女子種別の拡充を図るとともに、ジュニアアスリートの発掘・育成・強化をより一層推進するため。

・他の大会での実施種目との整合性や、伏射種目を専門とする実施競技者数の減少、国際レベルでの競技会等に向けた強化方針（立射での得点獲得が勝敗に優位に働くこと）を踏まえ、膝射種目及び伏射種目を取りやめ、立射種目を追加することで強化を図るため。

・伏射種目を取りやめることで、10m射撃場の射座の幅を縮小（幅1mで実施）することが可能となるため。

・上記変更案については、現行から参加人員及び競技得点総数の増加がなく、また、競技会運営においても、現行の運営スケジュールを大幅に延長することがない。

■改定内容の適用希望大会

2024年開催の第78回大会（佐賀県）から適用希望

ライフル射撃競技実施種目の変更

資料No.5-(4)-②

■実施種目の改定内容

＜競技会日程について＞

【現行（第77回大会〔栃木県〕）】

	○○○ライフル射撃場		○○○体育館	○○警察学校射撃場
	５０m射撃場	１０m射撃場	ＢＲ・ＢＰ射場	ＣＰ射撃場
	公式練習　月　日（ ）～		月　日（ ）　：　～　：	
月日（日）（第1日）	FR60PR（22名） 1射群　9:15～10:05 R60PR（22名） 1射群　10:55～11:45 【ﾌｧｲﾅﾙ】 FR60PR　13:00～13：40	AR60W（47名） 1射群　9:15～10:30 2射群　11:10～12:25 AR60（24名） 1射群　13:05～14:20 【ﾌｧｲﾅﾙ】 AR60W　15:00～15:35 AR60　16:15～16:50	BR60J（47名） 1射群　9:00～9:45 2射群　10:20～11:05 3射群　11:40～12:25 4射群　13:00～13:45 BP60WJ（16名） 1射群　14:20～15:05 2射群　15:40～16:25 【ﾌｧｲﾅﾙ】 BR60J　17:10～17:40	CFP60M精密30発（47名） 1射群　9:00～10:30 2射群　10:40～12:10 3射群　13:00～14:30 4射群　14:40～16:10
	種別別表彰式（　　）　16：30～　○○○射撃場			
月日（月）（第2日）	FR3×40（22名） 1射群　9:15～12:00 FRK20（22名） 1射群　12:40～13:10 【ﾌｧｲﾅﾙ】 FR3×40　13:50～14:50	AR60PR（24名） 1射群　9:00～10:00 AP60（24名） 1射群　11:00～12:15 AP60W（24名） 1射群　12:55～14:10 【ﾌｧｲﾅﾙ】 AP60　14:50～15:25 AP60W　16:05～16:40	BP60J（16名） 1射群　9:00～9:45 2射群　10:20～11:05 BR60WJ（22名） 1射群　11:40～12:25 2射群　13:00～13:45 【ﾌｧｲﾅﾙ】 BP60WJ　14:30～15:00 BP60J　15:35～16:05 BR60WJ　16:40～17:10	CFP60M速射30発（47名） 1射群　9:00～10:00 2射群　10:10～11:10 3射群　11:20～12:20 4射群　13:00～14:00 【ﾌｧｲﾅﾙ】CP60M 15:40～
	種別別表彰式（　　）　17：00～　○○○射撃場			
月日（火）（第3日）	R3×40（22名） 1射群　9:15～12:00 【ﾌｧｲﾅﾙ】 R3×40　13:30～14:30	AR60PRW（47名） 1射群　9:00～10:00 2射群　10:40～11:40 AR60J（24名） 1射群　12:40～13:55 AR60WJ（24名） 1射群　14:35～15:50 【ﾌｧｲﾅﾙ】 AR60J　16:30～17:05 AR60WJ　17:45～18:20	BRJ Mix　(24名) ｽﾃｰｼﾞ1 1射群　9:15～9:35 2射群　10:05～10:25 ｽﾃｰｼﾞ2　11:10～11:25 【ﾌｧｲﾅﾙ】 BRJ Mix　12:35～13:30 【体験射撃】 14:30～16:00	CFP30M精密30発（47名） 1射群　9:00～10:00 2射群　10:10～11:10 3射群　11:20～12:20 4射群　13:00～14:00
	種目別表彰式（　　）　15：30～			表彰式　15:30～
月日第4日		AR Mix　(24名) 1射群　9:15～10:15 【ﾌｧｲﾅﾙ】 AR Mix　11:35～12:30		
	表彰式（　　）13:30～			

【変更案】

	○○○ライフル射撃場		○○○体育館	○○警察学校射撃場
	５０m射撃場	１０m射撃場	ＢＲ・ＢＰ射場	ＣＰ射撃場
	公式練習　月　日（ ）～		月　日（ ）　：　～　：	
月日（日）（第1日）	FR60PR(22名) 1射群　9:15～10:05 R60PR（22名） 1射群　10:45～11:35 **FR40（22名）** **1射群　12:15～13:15** 【ﾌｧｲﾅﾙ】 FR60PR　14:00～14:40	AR60WJ（24名） 1射群　9:00～10:15 AR60J（24名） 1射群　10:55～12:10 AP60（24名） 1射群　12:50～14:05 【ﾌｧｲﾅﾙ】 AR60WJ　14:45～15:20 AR60J　16:00～16:35 AP60　17:15～17:50	BR60J（47名） 1射群　9:00～9:45 2射群　10:20～11:05 3射群　11:40～12:25 4射群　13:00～13:45 BP60WJ（16名） 1射群　14:20～15:05 2射群　15:40～16:25 【ﾌｧｲﾅﾙ】 BR60J　17:10～17:40	CFP60M精密30発（47名） 1射群　9:00～10:30 2射群　10:40～12:10 3射群　13:00～14:30 4射群　14:40～16:10
	種別別表彰式（　　）　17：00～　○○○射撃場			
月日（月）（第2日）	FR3×40（22名） 1射群　9:15～12:00 【ﾌｧｲﾅﾙ】 FR3×40　13:30～14:30	AP60W（24名） 1射群　9:15～10:30 **AR30WJ（24名）** **1射群　11:10～11:40** **ｽﾃｰｼﾞ2　12:10～12:30** **AR30J（24名）** **1射群　13:30～14:00** **ｽﾃｰｼﾞ2　14:30～14:50** 【ﾌｧｲﾅﾙ】 AP60W　15:30～16:05	BP60J（16名） 1射群　9:00～9:45 2射群　10:20～11:05 BR60WJ（22名） 1射群　11:40～12:25 2射群　13:00～13:45 【ﾌｧｲﾅﾙ】 BP60WJ　14:30～15:00 BP60J　15:35～16:05 BR60WJ　16:40～17:10	CFP60M速射30発（47名） 1射群　9:00～10:00 2射群　10:10～11:10 3射群　11:20～12:20 4射群　13:00～14:00 【ﾌｧｲﾅﾙ】CP60M 15:40～
	種別別表彰式（　　）　17：00～　○○○射撃場			
月日（火）（第3日）	R3×40（22名） 1射群　9:15～12:00 【ﾌｧｲﾅﾙ】 R3×40　13:30～14:30	AR60W(47名) 1射群　9:15～10:30 2射群　11:10～12:25 AR60（24名） 1射群　13:15～14:30 【ﾌｧｲﾅﾙ】 AR60W　15:10～15:45 AR60　16:25～17:00	BRJ Mix　(24名) ｽﾃｰｼﾞ1 1射群　9:15～9:35 2射群　10:05～10:25 ｽﾃｰｼﾞ2　11:10～11:25 【ﾌｧｲﾅﾙ】 BRJ Mix　12:35～13:30 【体験射撃】 14:30～16:00	CFP30M精密30発（47名） 1射群　9:00～10:00 2射群　10:10～11:10 3射群　11:20～12:20 4射群　13:00～14:00
	種別別表彰式（　　）　17：00～　○○○射撃場			表彰式　15:30～
月日第4日		AR Mix　(24名) 1射群　9:15～10:15 【ﾌｧｲﾅﾙ】 AR Mix　11:35～12:30		
	表彰式（　　）13:30～			

資料No.6-1

赤字：追記　青字・取消線：削除

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン（改定案）

1．趣旨

このガイドラインは、国民体育大会（以下「大会」という。）におけるアンチ・ドーピング活動に関する基本的な事項を定めるものとする。

2．アンチ・ドーピング活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1) 競技会検査（ICT: In-Competition Testing）

競技会検査（ICT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査実施要項（以下「競技会検査（ICT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会検査（ICT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル（以下「競技会検査（ICT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

2) 競技会外検査（OOCT: Out-of-Competition Testing）

競技会外検査（OOCT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査実施要項（以下「競技会外検査（OOCT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会外検査（OOCT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル（以下「競技会外検査（OOCT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

(2) アンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発活動

「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおり大会の本戦に参加する選手、競技者及びサポートスタッフ監督、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）及び少年種別に参加する選手の保護者（以下「保護者」という。）に対して、アンチ・ドーピングに関する教育（情報提供及び啓発を含む）・情報提供・啓発活動（以下「教育・情報提供・啓発活動」という。）を実施する。

教育は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育活動実施要項（以下「実施要項」という。）」に基づき、国体本戦参加前及び大会期間中に実施する。

大会期間中の教育の準備は、JSPO が定める「国民体育大会アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアル」に基づき行うものとする。

1) 会期前

アンチ・ドーピングに関する資料の配付などを、JADA が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育・啓発活動実施要項（以下「教育・啓発活動実施要項」という。）」に基づき行うものとする。

2) 会期中

大会の総合開会式会場及び各競技会場において、アンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発を行うアウトリーチプログラムを、教育・啓発活動実施要項に基づき実施する。

アウトリーチプログラムの準備は、JADA が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育・啓発アウトリーチプログラム準備マニュアル（以下「アウトリーチ準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

3．実施体制

JADA、JSPO 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）実行委員会、会場地市町村実行委員会、JSPO 日本スポーツ協会加盟競技団体、JSPO 日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等、開催県体育・スポーツ協会等、開催県競技団体などの関係諸機関・団体は、協力して大会におけるアンチ・ドーピング活動を実施する。

4．関係諸機関・団体の役割

関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JSPO 日本スポーツ協会

1) 実施要項に基づき、教育を行う。JADA が行うアンチ・ドーピング活動の計画・準備・実施に協力する。

2) 大会の本戦に参加する選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し教育を義務付ける。教育の内容は実施要項に定める。日本スポーツ協会加盟競技団体及び日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等に、アンチ・ドーピング活動の実施について周知する。

3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に提供するためのアンチ・ドーピング教育等に関する教材等を JADA と連携し、JSPO 加盟団体へ展開する。

4) 関係諸機関・団体と協力し、JADA と連携のもと、教育活動実施に向けた準備を行う。開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、アンチ・ドーピング活動の実施への協力について周知する。

5) 大会期間中の教育に必要な準備を行う。

6) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、アンチ・ドーピング活動の実施への協力について周知する。

7) JADA と連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、選手団に帯同するスポーツドクター及びやアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。

8) JADA と連携し、大会本戦前及び開催中に広くクリーン・スポーツの価値に関する啓発を行う。

(2) JADA

1) ドーピング検査の計画・準備・実施

① ドーピング検査の計画を立案し、日本スポーツ協会、開催県及び会場地市町村等に対して報告する。

② JSPO 日本スポーツ協会をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。

③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。

(i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査（ICT）実施会場の選定

(ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明

(iii) 競技会検査（ICT）実施会場における競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づく事前準備及び確認

(iv) 会場地市町村実行委員会に対する競技会外検査（OOCT）への協力依頼

④ 競技会検査（ICT）実施要項及び競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。

2) 教育・情報提供・啓発活動実施への連携・協力計画・準備・実施

① JSPO が実施する教育活動に協力する。教育・情報提供・啓発活動実施要項に基づき、大会における教育・情報提供・啓発活動の計画を立案する。

日本スポーツ協会をはじめとする関係諸機関・団体と協力し、教育・情報提供・啓発活動実施に向けた準備を行う。

② 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に競技者及びサポートス

~~タッフ~~配付するための教育~~アンチ・ドーピング~~に関する資料~~・教材等を JSPO と連携して作成し、~~JSPO に提供する。

~~③　アウトリーチプログラムの計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。~~

~~(i)　競技会開催施設の事前視察~~

~~(ii)　開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びアウトリーチプログラムについての説明~~

~~(iii)　アウトリーチプログラム実施会場におけるアウトリーチ準備マニュアルに基づく事前準備及び確認~~

~~④　教育・情報提供・啓発活動実施要項に基づき、教育・情報提供・啓発活動を実施する。~~

(3)　開催県実行委員会

1)　次の者を競技会役員又~~若しくは競技役員と同等に扱うものとする。

①　大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）

②　シャペロン（ドーピング検査補助役員）

③　教育~~・情報提供・啓発~~活動支援・視察~~運営~~スタッフ

2)　会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。

3)　会場地市町村実行委員会と JADA との連携促進に協力する。

4)　総合開会式会場における教育~~アウトリーチプログラム~~の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動~~アウトリーチ~~準備マニュアルに基づき、JSPO~~JADA~~ に協力する。

(4)　会場地市町村実行委員会

1)　競技会役員である JADA 事務局担当者の他に、次の者を競技役員又~~若しくは競技役員と同等に扱うものとする。

①　大会会期中に実施されるドーピング検査担当者として JADA に指名された JADA 認定ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）

②　シャペロン（ドーピング検査補助役員）

③　教育~~・情報提供・啓発~~活動支援・視察~~運営~~スタッフ

2)　競技会検査（ICT）の準備及び実施の際には、競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。

3)　競技会外検査（OOCT）の準備及び実施の際には、競技会外検査（OOCT）準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。

4)　各競技会場における教育~~アウトリーチプログラム~~の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動~~アウトリーチ~~準備マニュアルに基づき、JSPO~~JADA~~ に協力する。

(5)　JSPO ~~日本スポーツ協会~~加盟競技団体

1)　大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル（以下「検査室設置マニュアル」という。）」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を視野に入れた会場確認に協力する。

2)　ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。

3)　選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者~~参加競技者及びサポートスタッフ~~への教育~~・情報提供・啓発~~活動に協力する。

(6)　JSPO ~~日本スポーツ協会~~加盟都道府県体育・スポーツ協会~~等~~

1)　教育~~・情報提供・啓発活動~~の実施

①　JSPO ~~日本スポーツ協会~~及び JADA と連携し、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し、実施要項に基づき大会本戦参加前の１年以内に教育を実施するとともに、参加競技者及び~~サポートスタッフ~~に対する研修会等の教育・情報提供・啓発活動を実施し、~~アンチ・ドーピングに関する情報の周知~~その受講の徹底及び指導を行う。

~~日本スポーツ協会及びするアンチ・ドーピングに関する教育・情報提供・啓発の資料を参加競技者及び~~サポートスタッフに対して配付するとともにその内容を周知徹底する。~~

②　選手の「国民体育大会ドーピング検査同意書」にある「国民体育大会選手カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国体参加申込システムから参加申込を行う。

③　監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーの「国民体育大会アンチ・ドーピング教育履歴確認カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国体参加申込システムから参加申込を行う。

④　競技会検査（ICT）実施要項に基づき、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー~~参加競技者及びサポートスタッフ~~に対して競技会検査（ICT）についての規則等を周知徹底する。

1)で「競技会役員若しくは競技役員と同等に扱う」としているため、宿泊手配についても同等に扱うので、敢えて項目に入れなくてもよいのではないか。

~~日本スポーツ協会及び JADA と連携し、大会会期中に帯同するスポーツドクターやアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。~~

2)　情報提供・啓発活動の実施

各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシスト等と連携し、選手、監督、スポーツドクター、及びアスレティックトレーナー~~参加競技者~~への薬の使用に関する教育~~・~~情報提供及び~~・~~啓発活動を実施する。

3)　競技会外検査（OOCT）実施への協力

①　競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、競技会外検査（OOCT）実施に協力する。

②　競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、該当競技者及びサポートスタッフに対する競技会外検査（OOCT）についての規則等の周知徹底に協力する。

(7)　開催県体育・スポーツ協会~~等~~

上記「(6)JSPO ~~日本スポーツ協会~~加盟都道府県体育・スポーツ協会~~等~~」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。

~~競技補助員や競技会係員等への教育・情報提供・啓発活動を実施する。~~

開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。

(8)　開催県競技団体

1)　競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び JSPO ~~日本スポーツ協会~~加盟競技団体と協力し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸室の配置に協力する。

2)　ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及び JADA と協力し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づき、ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。

3)　選手、監督、スポーツドクター~~参加競技者~~及びアスレティックトレーナー~~サポートスタッフ~~への教育~~・情報提供・啓発~~活動に協力する。

5．費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

(1)　ドーピング検査

1)　ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツフェアネス推進機構が支払う。JSPO ~~日本スポーツ協会~~は日本スポーツフェアネス推進機構へ分担金を支払う。
なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）及びシャペロン（ドーピング検査補助役員）謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）及びJADA 職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2) ドーピング検査室設置費用
ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。
なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品（机、椅子、パーテーション、トイレ等）に係る費用を含む。

(2) 教育~~・情報提供・啓発~~活動
JSPO~~JADA~~が直接行う教育~~・情報提供・啓発~~活動に係る費用は JSPO~~JADA~~が負担する。

6．アンチ・ドーピング規則違反に関する手続き・処分~~内容~~等
JSPO が別に定める「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7．ガイドラインの変更
このガイドラインは、国民体育大会委員会の決議によって変更することができる。

8．その他
このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改定する際は、JADA と JSPO ~~日本スポーツ協会~~が事前に協議するものとする。

9．附則
このガイドラインは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。
このガイドラインは、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から施行する。
このガイドラインは、平成 27 年 6 月 11 日に改定し、同日から施行する。
このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。
このガイドラインは、令和元年 6 月 13 日に改定し、同日から施行する。
このガイドラインは、令和４年６月７日に改定し、同日から施行する。

資料№6-2

2022 年 6 月 7 日

国民体育大会アンチ・ドーピング教育~~・啓発~~活動実施要項

1. 目的

この実施要項は、国民体育大会（以下「国体」という。）におけるアンチ・ドーピング~~活動についてのうち~~、「日本アンチ・ドーピング規程（以下「規程」という。）」及び「2021Code／教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画(以下「戦略計画」という。)」に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」におけるアンチ・ドーピング教育（以下「教育」という。）~~・啓発活動の実施~~について、必要な事項を定めるものとする。

2. 教育~~・啓発~~活動の実施

JSPO は、規程及び「教育に関する国際基準（以下「ISE」という。）」に基づき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）、~~は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、~~開催地都道府県（以下「開催県」という。）、JSPO ~~日本スポーツ協会~~加盟競技団体（以下「中央競技団体」という）、~~及び~~会場地市町村、及び JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体育・スポーツ協会」という。）と連携し、教育を実施する。

また、都道府県体育・スポーツ協会に対し、~~等の関係諸機関・団体と連携し、「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、~~国民体育大会（以下「国体」という。）本戦に参加する選手(エントリー変更により参加する可能性のある選手を含む／以下「選手」という。)、監督、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）及び少年種別に参加する選手の保護者（以下「保護者」という。）が教育を受講することを徹底させ、国体の参加資格として義務付ける。~~競技者や指導者などの競技者支援要員を対象に、アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動を実施する。~~

3. 教育~~・情報提供・啓発~~活動の内容

（1） 国体本戦参加前会期前

1） 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者が、国体本戦参加前に受けなければならない教育の内容は、次の①～③のいずれかとし、大会出場前の 1 年以内に受けたものを有効とする。

① 次の(a)～(f)の団体が主催する研修会・講習会、(g)、(h)のいずれかとし、アンチ・ドーピングに関する内容とする。

(a)JSPO　(b)JADA　(c)日本オリンピック委員会(JOC)　(d)中央競技団体　(e) 都道府県体育・スポーツ協会　(f)JSPO 加盟関係スポーツ団体　(g)JSPO 公認スポーツ指導者資格更新研修会 (h)その他 JSPO が認めるもの*

＊例）都道府県競技団体主催、高体連の専門部又は都道府県高体連、都道府県中体連主催等

② JSPO または JADA ホームページ掲載のアンチ・ドーピング教育動画視聴

③ JSPO または JADA 作成のアンチ・ドーピング資料・教材の閲読等

~~アンチ・ドーピングに関する資料の配布~~

~~JADA は、日本スポーツ協会と日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等（以下「各協会」という。）と連携し、各協会が国体へ派遣する競技者及び関係者（以下「選手団」という。）に対して、JADA が作成するアンチ・ドーピングに関する資料を配布し、国体に参加するまでに内容を理解するよう周知に努める。~~

~~JADA は、日本スポーツ協会と日本スポーツ協会加盟都道府県体育・スポーツ協会等（以下「各協会」という。）と連携し、各協会が国体へ派遣する競技者及び関係者（以下「選手団」という。）に対して、JADA が作成するアンチ・ドーピングに関する資料を配布し、国体に参加するまでに内容を理解するよう周知に努める。~~

2） 選手団へのアンチ・ドーピングに関する情報の周知及び指導

都道府県体育・スポーツ各協会は、~~国体への派遣に先立ち、~~派遣する選手団に対し、以下の情報の周知、指導に努める。

① 「国民体育大会競技会検査(ICT)実施要項」「国民体育大会競技会外検査(OOCT)実施要項」に基づいた、検査に関する規則及び注意点

② ~~国体に帯同する~~スポーツドクター及び~~や~~アスレティックトレーナー等に対するアンチ・ドーピング~~活動~~に関する最新情報

③ 薬の使用に関する注意点並びにスポーツファーマシストへの薬の問合せ方法（国体会期中の対応含む）

④ 国体会期中に実施~~され~~する教育~~・啓発~~活動への積極的参加

3） 都道府県体育・スポーツ各協会による~~研修会等の~~教育等~~・啓発活動~~の実施

① 都道府県体育・スポーツ各協会は、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者~~国体への派遣に先立ち、派遣する選手団（候補者含む）~~に対し、前記 1）の教育を受けさせなければならない。

② 都道府県体育・スポーツ協会は、~~国体への派遣に先立ち、~~派遣する選手団~~（候補者含む）~~に対し、前記 2）に関する情報を周知、教育~~指導~~するために、アンチ・ドーピングに関する研修会等を実施するよう努める。

③ 都道府県体育・スポーツ協会は、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーの教育履歴を確認の上、大会参加申込を行う。

4） ドクターズ・ミーティングにおけるアンチ・ドーピング活動に関する情報提供

JSPO は~~日本スポーツ協会と~~ JADA と~~が~~連携し、~~選手団に帯同するスポーツドクター及びアスレティックトレーナー等が出席する~~ JSPO が主催するドクターズ・ミーティングにおいて、アンチ・ドーピングに関する最新情報を提供する。

5） アンチ・ドーピング活動の認知度向上

赤字：追記　青字：削除

JSPO~~JADA~~は、国体を通じてアンチ・ドーピング活動の目的・意義やスポーツの価値についての啓発のため~~認知度向上を目的として~~、開催県実行委員会と連携し、JADAのキャンペーンロゴと開催県が作成する大会に関するマスコット（キャラクター）とのコラボレーションデザインを作成することができる。

（2） 会期中

1） 総合開会式（本大会）

JSPO~~JADA~~は、開催県実行委員会と連携し、総合開会式において、アンチ・ドーピングに関する教育~~・啓発活動を行う~~競技大会における教育の一環としてアウトリーチプログラムを実施する。~~総合開会式におけるアウトリーチプログラムは、JADA の「国民体育大会アンチ・ドーピング教育・啓発活動実施マニュアルに基づき行うものとする。~~

2） 各競技会場における教育~~・啓発~~活動（冬季大会）

アウトリーチプログラムの実施の可否については、JSPO が~~日本スポーツ協会と連携のもと JADA にて~~検討し、決定する。

赤字：追記　青字：削除

資料№6-3

国民体育大会

アンチ・ドーピング教育~~・~~啓発活動

準備実施マニュアル

2022 年 6 月 7 日

JSPO
Japan Sport Association

赤字：追記　青字：削除

アンチ・ドーピング教育~~・啓発~~活動

1．アンチ・ドーピング教育~~・啓発~~活動の目的

公益財団法人日本スポーツ協会~~アンチ・ドーピング機構~~（以下「JSPO~~JADA~~」という。）は、~~公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、~~開催地都道府県（以下「開催県」という。）、JSPO~~日本スポーツ協会~~加盟競技団体（以下「中央競技団体」という。）、JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体育・スポーツ協会」という。）及び会場地市町村等関係諸機関・団体と協力し、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以降「JADA」という。）と連携のもと「日本アンチ・ドーピング規程」及び「2021Code／教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」に基づき、国民体育大会（以下「国体」という。）本戦に参加する選手、~~競技者や監督、指導者などの~~、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、及び選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）~~サポートスタッフ~~を対象としたに、アンチ・ドーピングに関する教育~~・啓発活動を実施する。アンチ・ドーピングに関する教育・啓発活動~~を通じて、スポーツの価値を守り~~護り~~、未来に向けスポーツが発展することを目指す。

2．アンチ・ドーピング教育活動の実施~~教育・啓発プログラムとは~~

（1）大会プログラム版

大会に関わる多くの方々に、アンチ・ドーピングについて情報発信することを目的として、大会プログラム版データを JSPO ~~日本スポーツ協会・~~開催県実行委員会より各実行委員会へ提供する。

（2）アウトリーチプログラム

アウトリーチプログラムは、例年本大会では総合開会式会場にてブースを展開し、アンチ・ドーピングについての情報発信を行う。選手~~競技者~~、監督~~コーチ~~、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー~~その他支援者~~等がアンチ・ドーピング活動を通してスポーツの価値に対し気づきを得ることを目的とする。展開場所および日程については、~~JADA と~~JSPO が~~日本スポーツ協会にて相談の上~~決定する。

~~■活動―アンチ・ドーピングクイズ~~

アウトリーチプログラムにおける具体的な活動の例として、「Real Champion クイズ」がある。

参加者がアンチ・ドーピングクイズに答え、アンチ・ドーピングの~~選手や支援者が知るべき~~知識を身につけ~~る。~~、スポーツの価値に対する気づきを得る。

アウトリーチプログラムの運営~~スタッフ~~は、JSPO が ~~JADA にて手配を~~行う。会場によっては、JADA 及び公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）等~~など~~と連携して運営を行う。

■実行委員会の役割

アウトリーチプログラムの実施が決定した会場地は以下の準備を行う。なお、係る経費（会場借損費、備品リース代）は、JSPO~~JADA~~ が負担する。

設営場所の確保

- ブース設営場所

競技会場における大会参加競技者の動線上または滞留場所にブース場所の確保。

- ブースの大きさ

【横 6m × 高さ 3m × 奥行き 4m 程度】の場所を使用。

① **備品手配**

- テント（屋外の場合）【横 3 間<約 6m>× 奥行き 2 間<約 3m>程度】× 1～2 梁
- 長机（4 台程度）
- パイプ椅子（15 脚程度）

② **荷物受取**

アウトリーチにおいて使用する物品（配布資料、ノベルティ、ブース装飾品）は実行委員会の指定した日時、住所へ発送される。実行委員会は到着した荷物の受取り、一時保管を行う。

※ブースのスペースの大きさや大会参加者数により、発送荷物量は異なる。

③ **大会要項、トーナメント表、ブース場所平面図**

必要に応じ、大会要項、トーナメント表、ブース場所平面図等の情報をメールまたは FAX にて JADA へ送付する。

④ **ID の発行**

アウトリーチ運営者用に ID を発行する（運営者・視察者 10 名前後）。

⑤ **その他情報発信に関する協力**

DVD 上映や、横断幕の掲示など、アンチ・ドーピングやスポーツの価値に関する情報提供を行う場合は、積極的に協力をすること。

(3)アンチ・ドーピング活動の認知度向上

国体~~国民体育大会~~におけるアンチ・ドーピング活動の認知度向上を目的として、開催県実行委員会と連携し、JADA の P キャンペーンロゴと開催県が作成する大会に関するマスコット（キャラクター）とのコラボレーションデザインを作成することができる。

（4）その他

国体出場選手や監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等~~帯同者~~がアンチ・ドーピングについて理解した上で大会に臨めるよう、都道府県体育・スポーツ協会へ提供する資料などを活用する。

~~➢ **アンチ・ドーピング研修会スライド**~~

~~各協会が、アンチ・ドーピングの研修会が実施できる教育スライドデータの提供~~

~~※JADA Web サイトから申し込み可能~~

~~（URL：https://www.playtruejapan.org/jada/slide.html）~~

- **ドーピング検査・TUE 申請に係る情報提供**

国体~~国民体育大会~~におけるドーピング検査や TUE 申請に関する文書

赤字：追記　青字：削除

アウトリーチプログラムの実施が決定した際には、詳細について JSPO~~JADA~~ 担当者から随時　連絡をさせていただきます。不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

国民体育大会に参加する選手は必ずこの用紙に署名捺印の上
大会期間中は常に携帯してください。

国民体育大会ドーピング検査　同意書

公益財団法人日本スポーツ協会　御中

私は、国民体育大会への参加にあたり、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ウェブサイトにおいてドーピング検査手続き、規則、注意事項等を熟読、理解し、以下のことに同意します。

① 参加する大会の実施要項総則及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守し、ドーピング検査を受けること
② アンチ・ドーピング規則に違反した場合、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に従うこと、また処分や裁定の内容に不服の場合、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を付託し、その判断に従うこと

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

選手氏名（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日（西暦）　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日　**性別**　男・女

選手が１８歳未満の場合

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構　御中

私、**[親権者氏名]**＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、

[18 歳未満の競技者]＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「甲」）の親権者として JADA ウェブサイト(http://www.playtruejapan.org/)にて最新の日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査、検体の分析、結果の管理、その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続（以下「ドーピング・コントロール手続」）等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、甲へ当該内容を指導した上で、甲が国民体育大会へ参加し、ドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に服することに対して異議を申し述べません。また、上記国民体育大会ドーピング検査同意書にも同意します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2021 年版日本アンチ・ドーピング規程等で定義されている通り、18 歳未満を未成年（Minor）として扱うものとし、18 歳、19 歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査をはじめとするドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

親権者（自署）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（法定代理人親権者）

Ver. 2022

国民体育大会選手カード

資料No.6-4

選手本人
顔写真
貼付

タテ 4cm×ヨコ 3cm

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所属都道府県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

競技・種目名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【国体本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴 】

国体本戦出場前に受講したアンチ・ドーピング教育について記入してください。

①JSPO 指定研修会等受講／②JADA 又は JSPO ホームページ動画視聴／③JADA 又は JSPO 作成資料・教材閲読等

＿＿＿番を＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に受講済み

（受講内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※受講内容には①研修会の主催者・名称、②動画名称、③資料・教材名のいずれかを記入

【選手が 18 歳未満の場合、保護者のアンチ・ドーピング教育履歴】

＿＿＿番を＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に受講済み

（受講内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

- この内容は、国体本戦出場前に必ず記入すること。
- 大会期間中または大会期間後に主催者等から提示または提出を求められることがあるため、大会期間中は常時携帯の上、大会終了後も大切に保管しておくこと。

※教育に関する国際基準及び日本アンチ・ドーピング規程に基づき、教育履歴の提出が求められています
※お問合せ先：公益財団法人日本スポーツ協会　国体推進部国体課　℡03-6910-5808

国民体育大会競技会検査（ICT）実施要項

1.　目的

この実施要項は、国民体育大会（以下「国体」という。）におけるアンチ・ドーピング活動のうち競技会検査（ICT）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

2.　競技会検査（ICT）の実施

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）、会場地市町村、日本スポーツ協会加盟競技団体及び都道府県体育協会等関係諸機関・団体と連携し、「日本アンチ・ドーピング規程」（以下「規程」という。）に基づき競技会検査（ICT）を実施する。

3.　検査の計画

検査の計画は、JADA が立案し、実施する。

4.　競技会検査（ICT）対象競技及び競技者の選定

（1）　競技会検査（ICT）は、全ての正式競技の競技者を対象とする。

（2）　検査対象競技者は、競技会検査（ICT）当日、JADA 及び検査員により、競技成績若しくは無作為等により選定する。

5.　ドーピング検査への同意

国体期間中において、競技者は常に、**競技者の署名及び捺印**がなされている**「国民体育大会ドーピング検査同意書」**（以下「同意書」という。）を携帯するものとする。なお、**競技者が 18 歳未満の場合、保護者（親権者）は同意書の内容を確認の上、同意書へ署名及び捺印**をすること。

6.　競技会検査（ICT）の通告・検査対象競技者の確認等

（1）　通告は、競技終了後若しくは表彰式終了後に検査対象競技者に直接通告を行うが必ずしもこの限りではない。検査対象競技者の関係者（監督、本部役員、引率者等）への事前通知は行わない。

（2）　通告を受けることを回避若しくは拒否した場合、アンチ・ドーピング規則違反となり制裁の対象となる可能性がある。

（3）　都道府県選手団の関係者（監督、本部役員等）は、必要に応じ当該県の競技者がドーピング検査の対象となっているかを、ID の提示と競技者名を検査員に告げることで検査員に確認をすることができる。検査員は、検査対象競技者への通告完了後であれば、関係者（監督、本部役員等）にその情報を伝えることができる。

7.　競技会検査（ICT）における注意点等

（1）　競技会検査（ICT）は、競技会の一部であり、競技会検査（ICT）が終了するまで競技会が終了したとは見なされない。

（2）　検査実施に当たり、競技者本人を確認するために写真付身分証明証の提示が求められる。身分証明書例：写真貼付済み国民体育大会選手カード（裏面：国民体育大会ドーピング検査同意書）、運転免許証、学生証（写真付）、社員証（写真付）等

（3）　18 歳未満の競技者に対するドーピング検査、検体の分析、結果の管理、その他規程等に定められる一連の手続き（以下「ドーピング・コントロール手続」という。）においては、規程で定められている、「検査及びドーピング捜査に関する国際基準　付属文書 C：18 歳未満の者である競技者に対する変更」及びその他規程に定められた対応を適用する。

（4）　競技会検査（ICT）は、規程で定められた量及び濃度の検体の提出が完了した段階で終了となり、検査手続きの中断は原則として認められない。

（5）　検査対象競技者に限らず、国体に参加する全ての競技者は、競技会検査（ICT）の対象となることを前提としたスケジュール調整（移動・宿泊手配含む）が求められる。

（6）　検査対象競技者の関係者（監督、本部役員、引率者等）は、必要に応じ、宿舎における当該競技者の食事の確保等を要請することができる。

（7）　競技会検査（ICT）の対象となったことにより、競技会場から競技会場最寄駅への公共交通機関等の運行時間が終了するなどした場合の、検査対象競技者及び同伴者等の移動等に係る経費については、検査対象競技者側の負担とする。ただし、次の各条件に該当する場合の各指定区間の移動に係る経費については、日本スポーツ協会が負担する。

1）　開催県内滞在宿舎に帰宿する場合

①　競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しており、経済的な通常の経路及び方法により開催県内滞在宿舎へ帰着可能な場合の、競技会場から競技会場最寄駅までの区間。

②　競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しておらず、公共交通機関では開催県内滞在宿舎へ帰着不可能な場合の、競技会場から開催県内滞在宿舎までの区間。

2）　公共交通機関を利用すると、当日中に開催県外の自宅等へ帰着不可能な場合で、急遽、開催県内のホテルを手配した場合

①　競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しており、経済的な通常の経路及び方法によりホテルへ帰着可能な場合の、競技会場から競技会場最寄駅までの区間。

②　競技会場最寄駅を発着する公共交通機関が運行しておらず、公共交通機関ではホテルへ帰着不可能な場合の、競技会場からホテルまでの区間。

※　上記①②ともに、手配したホテルは開催県内であることを原則とする。また、手配したホテルの宿泊等に係る経費は検査対象競技者側の負担とする。

8.　競技会検査（ICT）の周知

日本スポーツ協会加盟都道府県体育（スポーツ）協会等は、派遣する競技者及び関係者全員に対し、この実施要項の内容を周知し、全ての正式競技の競技者が検査対象競技者になる可能性がある旨の認識を持たせるように努めること。

以上

治療使用特例（TUE）について

(1)　治療目的で禁止物質・禁止方法を使用する際は治療使用特例（以下「TUE」という。）の申請が必要であり、申請が JADA-TUE 委員会により付与または承認されれば、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用可能となる。

(2)　TUE は、大会開始の 30 日前までに申請が必要な場合がある。その手続きの詳細はアスリートサイトにて確認すること。
（https://www.realchampion.jp/what/health/tue/apply-kokutai.html）

※大会期間中における緊急の TUE 申請は、競技会場及び競技会検査（ICT）会場では受け付けされない。緊急時は、JADA-TUE 委員会宛てに FAX で申請し、追って原本を必ず JADA-TUE 委員会宛てに郵送すること。

【JADA 事務局問合せ先】
担当部署：教育部
電話: 03-5801-0964
FAX: 03-5801-0944
E-mail: JADA-Education@playtruejapan.org

【TUE 申請書送付先】
〒112-0002
東京都文京区小石川 1 丁目 12 番 14 号
日本生命小石川ビル 4 階
公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構
TUE 委員会　宛

資料No.6-5

国民体育大会アンチ・ドーピング
教育履歴確認カード

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

参加都道府県 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

競技・種目名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※監督のみ記入

参 加 区 分　監督・スポーツドクター・アスレティックトレーナー

※いずれかに〇印を記入

【国体本戦出場前のアンチ・ドーピング教育履歴 】

国体本戦出場前１年以内に受講したアンチ・ドーピング教育について記入してください。

①JSPO 指定研修会等受講／②JADA 又は JSPO ホームページ動画視聴／③JADA 又は JSPO 作成資料・教材閲読等

＿＿＿＿番を＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日に受講済み

（受講内容：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

※受講内容には①研修会の主催者・名称、②動画名称、③資料・教材名のいずれかを記入

- この内容は、国体本戦出場前に必ず記入すること。
- 大会期間中または大会期間後に主催者等から提示または提出を求められることがあるため、大会期間中は常時携帯の上、大会終了後も大切に保管しておくこと。

※教育に関する国際基準及び日本アンチ・ドーピング規程に基づき、教育履歴の提出が求められています

※お問合せ先：公益財団法人日本スポーツ協会　国体推進部国体課　℡03-6910-5808

資料No.6-6

国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン（改定案）

1．趣旨

このガイドラインは、国民体育大会（以下「大会」という。）におけるアンチ・ドーピングに関する基本的な事項を定めるものとする。

2．アンチ・ドーピング活動の内容

(1) ドーピング検査

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）が定める「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおりドーピング検査を実施する。

1） 競技会検査（ICT: In-Competition Testing）

競技会検査（ICT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査実施要項（以下「競技会検査（ICT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会検査（ICT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会検査準備マニュアル（以下「競技会検査（ICT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

2） 競技会外検査（OOCT: Out-of-Competition Testing）

競技会外検査（OOCT）は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査実施要項（以下「競技会外検査（OOCT）実施要項」という。）」に基づき実施する。

競技会外検査（OOCT）の準備は、JADA が定める「国民体育大会競技会外検査準備マニュアル（以下「競技会外検査（OOCT）準備マニュアル」という。）」に基づき行うものとする。

(2) アンチ・ドーピングに関する教育

「日本アンチ・ドーピング規程」に基づき、次のとおり大会の本戦に参加する選手、監督、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）及び少年種別に参加する選手の保護者（以下「保護者」という。）に対して、アンチ・ドーピングに関する教育（情報提供及び啓発を含む）（以下「教育」という。）を実施する。

教育は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング教育活動実施要項（以下「実施要項」という。）」に基づき、国体本戦参加前及び大会期間中に実施する。

大会期間中の教育の準備は、JSPO が定める「国民体育大会アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアル」に基づき行うものとする。

3．実施体制

JSPO、開催地都道府県（以下「開催県」という。）実行委員会、会場地市町村実行委員会、JSPO 加盟競技団体、JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会、開催県体育・スポーツ協会、開催県競技団体などの関係諸機関・団体は、協力して大会におけるアンチ・ドーピング活動を実施する。

4．関係諸機関・団体の役割

関係諸機関・団体の役割はそれぞれ次の事項を中心に担うものとする。

(1) JSPO

1） 実施要項に基づき、教育を行う。

2） 大会の本戦に参加する選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し教育を義務付ける。教育の内容は実施要項に定める。

3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に提供するためのアンチ・ドーピング教育等に関する教材等をJADAと連携し、JSPO加盟団体へ展開する。
4) 関係諸機関・団体と協力し、JADAと連携のもと、教育活動実施に向けた準備を行う。
5) 大会期間中の教育に必要な準備を行う。
6) 開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会に、アンチ・ドーピング活動の実施への協力について周知する。
7) JADAと連携し、ドクターズ・ミーティングにおいて、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等に対してアンチ・ドーピング活動に関する最新情報を提供する。
8) JADAと連携し、大会本戦前及び開催中に広くクリーン・スポーツの価値に関する啓発を行う。

(2) JADA

1) ドーピング検査の計画・準備・実施
① ドーピング検査の計画を立案する。
② JSPOをはじめとする関係諸機関・団体と協力し、ドーピング検査の実施に向けた準備を行う。
③ ドーピング検査の計画立案・準備のため、必要に応じて次の事項を実施する。
(i) 競技会開催施設の事前視察及び競技会検査（ICT）実施会場の選定
(ii) 開催県主催競技運営担当者会議等への出席及びドーピング検査についての説明
(iii) 競技会検査（ICT）実施会場における競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づく事前準備及び確認
④ 競技会検査（ICT）実施要項及び競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、ドーピング検査を実施する。

2) 教育実施への連携・協力
① JSPOが実施する教育活動に協力する。
② 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に配付するための教育に関する資料・教材等をJSPOと連携して作成し、JSPOに提供する。

(3) 開催県実行委員会

1) 次の者を競技会役員又は競技役員と同等に扱うものとする。
① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者としてJADAに指名されたJADA認定ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）
② シャペロン（ドーピング検査補助役員）
③ 教育活動支援・視察スタッフ

2) 会場地市町村実行委員会におけるドーピング検査の準備及び実施に協力する。
3) 会場地市町村実行委員会とJADAとの連携促進に協力する。
4) 総合開会式会場における教育の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアルに基づき、JSPOに協力する。

(4) 会場地市町村実行委員会

1) 競技会役員であるJADA事務局担当者の他に、次の者を競技役員又は競技役員と同等に扱うものとする。
① 大会会期中に実施されるドーピング検査担当者としてJADAに指名されたJADA認定ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）
② シャペロン（ドーピング検査補助役員）
③ 教育活動支援・視察スタッフ

2) 競技会検査（ICT）の準備及び実施の際には、競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づき、JADAに

協力する。

3) 競技会外検査（OOCT）の準備及び実施の際には、競技会外検査（OOCT）準備マニュアルに基づき、JADA に協力する。

4) 各競技会場における教育の準備及び実施の際には、アンチ・ドーピング教育活動準備マニュアルに基づき、JSPO に協力する。

(5) JSPO 加盟競技団体

1) 大会開催内定前の競技会場選定の際には、JADA が定める「ドーピング検査室設置マニュアル（以下「検査室設置マニュアル」という。）」を参考に、ドーピング検査の実施の可能性を視野に入れた会場確認に協力する。

2) ドーピング検査実施においては、準備及び調整について JADA に協力する。

3) 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者への教育活動に協力する。

(6) JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会

1) 教育の実施

① JSPO 及び JADA と連携し、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し、実施要項に基づき大会本戦参加前の１年以内に教育を実施するとともに、その受講の徹底及び指導を行う。

② 選手の「国民体育大会ドーピング検査同意書」にある「国民体育大会選手カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国体参加申込システムから参加申込を行う。

③ 監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーの「国民体育大会アンチ・ドーピング教育履歴確認カード」に記載のアンチ・ドーピング教育履歴の記載を確認した上で、国体参加申込システムから参加申込を行う。

④ 競技会検査（ICT）実施要項に基づき、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーに対して競技会検査（ICT）についての規則等を周知徹底する。

2) 情報提供・啓発活動の実施

各都道府県薬剤師会所属のスポーツファーマシスト等と連携し、選手、監督、スポーツドクター、及びアスレティックトレーナーへの薬の使用に関する情報提供及び・啓発活動を実施する。

3) 競技会外検査（OOCT）実施への協力

① 競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、競技会外検査（OOCT）実施に協力する。

② 競技会外検査（OOCT）実施要項に基づき、該当競技者及びサポートスタッフに対する競技会外検査（OOCT）についての規則等の周知徹底に協力する。

(7) 開催県体育・スポーツ協会

上記「(6)JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会」の事項の他、開催県実行委員会及び会場地市町村実行委員会と連携し、開催県内における次の事項に協力する。

開催県薬剤師会及び開催県薬剤師会所属のスポーツファーマシストと連携し、薬に関する問い合わせホットラインや大会会期中の医療機関・店舗等での質問対応等が円滑に進むように体制を整備する。

(8) 開催県競技団体

1) 競技会実施に向けた準備の際には、会場地市町村実行委員会及び JSPO 加盟競技団体と協力し、検査室設置マニュアルを参考に、ドーピング検査実施を視野に入れた、競技会場内の諸室の配置に協力する。

2) ドーピング検査実施対象競技となった場合には、会場地市町村実行委員会及び JADA と協力し、競技運営の一部としてドーピング検査実施が可能となるよう、競技会検査（ICT）準備マニュアルに基づき、ドーピング検査実施に対し調整及び協力する。

3） 選手、監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナーへの教育活動に協力する。

5．費用負担

費用負担は原則として次のとおりとする。

(1) ドーピング検査

1） ドーピング検査実施費用

ドーピング検査実施に係る費用は日本スポーツフェアネス推進機構が支払う。JSPO は日本スポーツフェアネス推進機構へ分担金を支払う。

なお、費用には分析費、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）及びシャペロン（ドーピング検査補助役員）謝金、ドーピング・コントロール・オフィサー（DCO）及び JADA 職員旅費、検査キット類代、飲料代、用具送料、オペレーションルーム設置費等を含む。

2） ドーピング検査室設置費用

ドーピング検査室設置に係る費用は会場地市町村実行委員会等が負担する。

なお、費用には、ドーピング検査室内に必要な備品（机、椅子、パーテーション、トイレ等）に係る費用を含む。

(2) 教育活動

JSPO が直接行う教育活動に係る費用は JSPO が負担する。

6．アンチ・ドーピング規則違反に関する手続き・処分等

JSPO が別に定める「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」に基づき実施する。

7．ガイドラインの変更

このガイドラインは、国民体育大会委員会の決議によって変更することができる。

8．その他

このガイドラインに関連する各種の実施要項及びマニュアルを制定・改定する際は、JADA と JSPO が事前に協議するものとする。

9．附則

このガイドラインは、平成 23 年 12 月 15 日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 3 月 12 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 27 年 6 月 11 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和元年 6 月 13 日に改定し、同日から施行する。

このガイドラインは、令和４年６月７日に改定し、同日から施行する。

2022年6月7日

国民体育大会アンチ・ドーピング教育活動実施要項（改定案）

1. 目的

この実施要項は、「日本アンチ・ドーピング規程（以下「規程」という。）」及び「2021Code／教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画（以下「戦略計画」という。）」に基づき、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が定める「国民体育大会におけるアンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」におけるアンチ・ドーピング教育（以下「教育」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2. 教育活動の実施

JSPOは、規程及び「教育に関する国際基準（以下「ISE」という。）」に基づき、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「JADA」という。）、開催地都道府県（以下「開催県」という。）、JSPO加盟競技団体（以下「中央競技団体」という）、~~及び~~会場地市町村、及びJSPO加盟都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体育・スポーツ協会」という。）と連携し、教育を実施する。

また、都道府県体育・スポーツ協会に対し、国民体育大会（以下「国体」という。）本戦に参加する選手（エントリー変更により参加する可能性のある選手を含む／以下「選手」という。）、監督、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）及び少年種別に参加する選手の保護者（以下「保護者」という。）が教育を受講することを徹底させ、国体の参加資格として義務付ける。

3. 教育活動の内容

（1） 国体本戦参加前

1） 選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者が、国体本戦参加前に受けなければならない教育の内容は、次の①～③のいずれかとし、大会出場前の1年以内に受けたものを有効とする。

① 次の(a)～(f)の団体が主催する研修会・講習会、(g)、(h)のいずれかとし、アンチ・ドーピングに関する内容とする。

(a)JSPO (b)JADA (c)日本オリンピック委員会(JOC) (d)中央競技団体
(e) 都道府県体育・スポーツ協会 (f)JSPO加盟関係スポーツ団体
(g)JSPO公認スポーツ指導者資格更新研修会 (h)その他JSPOが認めるもの*
＊例）都道府県競技団体主催、高体連の専門部又は都道府県高体連、都道府県中体連主催等

② JSPOまたはJADAホームページ掲載のアンチ・ドーピング教育動画視聴

③ JSPOまたはJADA作成のアンチ・ドーピング資料・教材の閲読等

2） 選手団へのアンチ・ドーピングに関する情報の周知及び指導

都道府県体育・スポーツ協会は、派遣する選手団に対し、以下の情報の周知、指導に努める。

① 「国民体育大会競技会検査(ICT)実施要項」「国民体育大会競技会外検査(OOCT)実施要項」に基づいた、検査に関する規則及び注意点
② スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等に対するアンチ・ドーピングに関する最新情報
③ 薬の使用に関する注意点並びにスポーツファーマシストへの薬の問合せ方法（国体会期中の対応含む）
④ 国体会期中に実施する教育活動への積極的参加

3） 都道府県体育・スポーツ協会による教育等の実施

① 都道府県体育・スポーツ協会は、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナー及び保護者に対し、前記 1）の教育を受けさせなければならない。
② 都道府県体育・スポーツ協会は、派遣する選手団に対し、前記 2）に関する情報を周知、教育するために、アンチ・ドーピングに関する研修会等を実施するよう努める。
③ 都道府県体育・スポーツ協会は、選手、監督、スポーツドクター、アスレティックトレーナーの教育履歴を確認の上、大会参加申込を行う。

4） ドクターズ・ミーティングにおけるアンチ・ドーピング活動に関する情報提供

JSPO は JADA と連携し、JSPO が主催するドクターズ・ミーティングにおいて、アンチ・ドーピングに関する最新情報を提供する。

5） アンチ・ドーピング活動の認知度向上

JSPO は、国体を通じてアンチ・ドーピング活動の目的・意義やスポーツの価値についての啓発のため、開催県実行委員会と連携し、JADA のキャンペーンロゴと開催県が作成する大会に関するマスコット（キャラクター）とのコラボレーションデザインを作成することができる。

(2) 会期中

1） 総合開会式（本大会）

JSPO は、開催県実行委員会と連携し、総合開会式において、アンチ・ドーピングに関する教育競技大会における教育の一環としてアウトリーチプログラムを実施する。

2） 各競技会場における教育活動（冬季大会）

アウトリーチプログラムの実施の可否については、JSPO が検討し、決定する。

国民体育大会

アンチ・ドーピング教育活動

準備マニュアル（案）

2022 年 6 月 7 日

JSPO
Japan Sport Association

アンチ・ドーピング教育活動

1．アンチ・ドーピング教育活動の目的

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）は、開催地都道府県（以下「開催県」という。）、JSPO 加盟競技団体（以下「中央競技団体」という。）、JSPO 加盟都道府県体育・スポーツ協会（以下「都道府県体育・スポーツ協会」という。）及び会場地市町村等関係諸機関・団体と協力し、公益財団法人日本アンチ･ドーピング機構（以降「JADA」という。）と連携のもと「日本アンチ･ドーピング規程」及び「2021Code／教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」に基づき、国民体育大会（以下「国体」という。）本戦に参加する選手、監督、選手団本部役員帯同スポーツドクター（以下「スポーツドクター」という。）、及び選手団本部役員帯同アスレティックトレーナー（以下「アスレティックトレーナー」という。）を対象としたアンチ・ドーピングに関する教育を通じて、スポーツの価値を守り、未来に向けスポーツが発展することを目指す。

2．アンチ・ドーピング教育活動の実施

（1）大会プログラム版

大会に関わる多くの方々に、アンチ・ドーピングについて情報発信することを目的として、大会プログラム版データを JSPO・開催県実行委員会より各実行委員会へ提供する。

（2）アウトリーチプログラム

アウトリーチプログラムは、例年本大会では総合開会式会場にてブースを展開し、アンチ・ドーピングについての情報発信を行う。選手、監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等がアンチ・ドーピング活動を通してスポーツの価値に対し気づきを得ることを目的とする。展開場所および日程については、JSPO が決定する。

アウトリーチプログラムにおける具体的な活動の例として、「Real Champion クイズ」がある。

参加者がアンチ・ドーピングクイズに答え、アンチ・ドーピングの知識を身につけ、スポーツの価値に対する気づきを得る。

アウトリーチプログラムの運営は、JSPO が行う。会場によっては、JADA 及び公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）等と連携して運営を行う。

■実行委員会の役割

アウトリーチプログラムの実施が決定した会場地は以下の準備を行う。なお、係る経費（会場借損費、備品リース代）は、JSPO が負担する。

設営場所の確保

- ブース設営場所

競技会場における大会参加競技者の動線上または滞留場所にブース場所の確保。

- ブースの大きさ

【横 6m × 高さ 3m × 奥行き 4m 程度】の場所を使用。

① 備品手配

- テント（屋外の場合）【横 3 間<約 6m>× 奥行き 2 間<約 3m>程度】× 1～2 梁
- 長机（4 台程度）
- パイプ椅子（15 脚程度）

② 荷物受取

アウトリーチにおいて使用する物品（配布資料、ノベルティ、ブース装飾品）は実行委員会の指定した日時、住所へ発送される。実行委員会は到着した荷物の受取り、一時保管を行う。

※ブースのスペースの大きさや大会参加者数により、発送荷物量は異なる。

③ 大会要項、トーナメント表、ブース場所平面図

必要に応じ、大会要項、トーナメント表、ブース場所平面図等の情報をメールまたは FAX にて JADA へ送付する。

④ ID の発行

アウトリーチ運営者用に ID を発行する（運営者・視察者 10 名前後）。

⑤ その他情報発信に関する協力

DVD 上映や、横断幕の掲示など、アンチ・ドーピングやスポーツの価値に関する情報提供を行う場合は、積極的に協力をすること。

(3)アンチ・ドーピング活動の認知度向上

国体におけるアンチ・ドーピング活動の認知度向上を目的として、開催県実行委員会と連携し、JADA の P キャンペーンロゴと開催県が作成する大会に関するマスコット（キャラクター）とのコラボレーションデザインを作成することができる。

（4）その他

国体出場選手や監督、スポーツドクター及びアスレティックトレーナー等がアンチ・ドーピングについて理解した上で大会に臨めるよう、都道府県体育・スポーツ協会へ提供する資料などを活用する。

- **ドーピング検査・TUE 申請に係る情報提供**

国体におけるドーピング検査や TUE 申請に関する文書

アウトリーチプログラムの実施が決定した際には、詳細について JSPO 担当者から随時連絡をさせていただきます。不明点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料No.7-(1)-①

国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

１．「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」について

・ 三密を避けること等の新型コロナウイルスに係る基本的な感染対策は、ウイルスの変異株や新系統が確認されたことを踏まえても大きな変更は見られないものの、現在、感染の主流となっているオミクロン株の特性をはじめ最新の知見、政府方針、専門家の助言等を踏まえ、第４版として改訂する。

・ 第４版に向けた主な改訂内容は、感染力の強い変異株への対応として、より重要視される感染対策上の視点を加えるとともに、最新の知見、政府方針、国体が有する大会特性等を踏まえた感染者及び濃厚接触者に対する大会参加における諸条件について見直す。

２．政府方針（厚生労働者一般向けＱ&Ａより）

（１）感染者

【症状がある場合】

発症日＝症状が出現した日から、10 日以上かつ症状軽快後 72 時間経過後（または症状軽快後 24 時間以上空けて 2 回 PCR 等の検査を行い、陰性だった場合）に療養解除となります。

【症状がない場合】

検体採取日から７日経過後に療養解除となります。

【無症状者が途中症状が出た場合】

当初無症状の人であっ ても、途中で症状が出現してしまったら、発症から 10 日間は感染性があるとされているため、発症日が起算日になります。

※療養解除基準は変更される可能性があります。

（２）濃厚接触者

濃厚接触者は、発端となる同居の感染している方が発症する等してから 7 日間の待機が必要となります。ただし、4 日目と 5 日目に抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認できた場合は５日目で待機解除とすることができます。

上記のいずれの場合でも、自宅待機の期間が終了した後も 7 日間が経過するまでは、自身による健康状態の確認を行うことや会食を控える等の感染対策をお願いいたします。

資料No.7-(1)-②

第 77 回国民体育大会における参加条件

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会

本参加条件は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るものとし、いちご一会とちぎ国体の開・閉会式及び競技会（以下、「大会」という。）に参加する全ての者を対象とする。

1　大会参加に必要となる条件

（1）大会参加日の 14 日前から健康管理アプリ「ＧＬＯＢＡＬ　ＳＡＦＥＴＹ」又は体調管理チェックシートに起床時体温、健康状態及び行動歴を毎日記録すること。

（2）参加者のうち、次の項目に該当する者は、大会参加日前 120 時間以内に採取した検体を用いて、新型コロナウイルス感染症の核酸検出検査（ＰＣＲ法等。以下、「ＰＣＲ検査」という。）を必ず受検すること。

①　国民体育大会参加申込システムで申込みを行う者及び選手団に帯同する者
- 選手、監督、本部役員（団長、総務等）
- エントリー変更により参加する可能性のある選手
- コーチ、トレーナー、ドクター等の選手団帯同者
- 視察員

②　大会関係者
- 文部科学省関係者
- 公益財団法人日本スポーツ協会関係者
- 大会役員、招待者
- 報道員

③　競技会運営関係者
- 競技会役員、競技役員、補助員等
- その他、市町実行委員会において必要と認める者

④　上記の他、県又は市町実行委員会において必要と認める者

※ 式典関係者や関係業者、その他の参加者に係る検査の取扱いや大会参加に係る対応、参加可否判断の基準等について、別途協議の上、本参加条件に追加する予定。

資料№7-(1)-③

いちご一会とちぎ国体公開競技／綱引競技会における感染防止対策について

1　綱引競技会について

【会　　期】６月 25 日（土）～６月 26 日（日）
【会　　場】県立県北体育館（大田原市）
【種　　別】５種別：成年男・女、少年男・女、成年男女混合
【参加人員】550 人
〔内訳〕各種別 110 人（選手・監督 11 名×10 チーム）

2　感染防止対策について（案）

(1)　開催可否について

ア　開催可否検討基準

以下の①～⑦のいずれかの状況が生じた場合は、関係競技団体（日本綱引連盟、関東綱引連盟、県綱引連盟）及び大田原市で開催可否を検討し、主催者間（JSPO、スポーツ庁、栃木県）で協議の上、開催可否を決定する。

①	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令又はまん延防止等重点措置が公示された場合 ア 全国が緊急事態措置区域となった場合 イ 栃木県以外の都道府県が緊急事態措置区域となった場合 ※首都圏、生活文化圏を共有する関東近県等が対象区域となった場合 ウ 栃木県が緊急事態措置区域もしくはまん延防止等重点措置区域となった場合
②	栃木県独自の緊急事態宣言の発令又はイベント開催自粛要請を行った場合
③	栃木県内の医療機関が新型コロナウイルス感染症の受入れ不可となるおそれがある場合
④	各都道府県選手団の参集が困難な場合(申込済み参加都道府県数の１/４以上が参集困難な場合)
⑤	予選会の開催及びその代替手段による選手選考が困難な場合（予選会の２/３程度に影響が生じた場合）
⑥	競技運営に必要な人員を確保できない場合
⑦	競技会当日までに参加者（運営スタッフ含む）が、感染者（体調不良者）となった場合

イ　実施態度決定の目安

開催１ヶ月前（５月 25 日）～10 日前（６月 15 日）

ウ　中止・運営方法の変更に係る決定手順

	決　定　手　順
1	関係競技団体及び大田原市において開催可否・運営方法について協議 ※　中止・運営方法変更を検討する場合は、県実行委員会へ事前に連絡 ※　県実行委員会は、JSPO・スポーツ庁に随時情報提供
2	日本綱引連盟及び大田原市は、上記１の協議結果を踏まえ、県実行委員会宛て、中止・運営方法変更の申出を行う。
3	県実行委員会は、上記２の内容を、JSPO・スポーツ庁へ報告・協議
4	**開催可否・運営方法正式決定**（県実行委員会・JSPO・スポーツ庁の三者協議等）
5	県実行委員会は、決定事項を日本綱引連盟及び大田原市へ通知（決定通知）
6	関係競技団体及び大田原市は、参加者・競技会関係者等へ決定事項を周知
7	第１回国体委員会以降の三者協議での決定事項は、第２回国体委員会で報告

(2)　参加条件について

JSPO 基本方針及び県版ガイドライン等に基づく新型コロナウイルス感染防止対策に加え、一般観覧者を除く参加者に、大会参加日前 120 時間以内に採取した検体を用いたＰＣＲ検査を義務付けることとする。

なお、大会参加日とは、栃木県在住・在勤・在学の者は「大会参加初日(公式練習や準備業務等を含む)」、 それ以外で参加する者は「来県日」とする。

ア　ＰＣＲ検査について

(ｱ) 対　象

一般観覧者を除く、「選手・監督等」、「競技会運営関係者」及び「報道員・視察員等」

(ｲ) 検査機関

原則として、各団体及び個人で検査機関を確保すること

イ　参加可否について

以下の該当者は、競技会への参加を認めない。

感染者

・　大会参加日の 14 日前の時点、又はそれ以降に感染が確認された者
・　大会参加日の 15 日前以前に感染した者のうち、大会参加日前日までに保健所から療養解除の判断がされていない者

濃厚接触者等

・　大会参加日の 14 日前の時点、又はそれ以降に以下の①～④のいずれかに該当する者
　①　保健所の調査において感染者の濃厚接触者と判断された者
　②　同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者
　③　政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者
　④　政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある者又は当該国、地域等の在住者との濃厚接触がある者
・　大会参加日の 15 日前以前に濃厚接触者と判断された者のうち、大会参加日前日までに保健所から健康観察期間終了の判断がされていない者

体調不良者

・　GLOBAL SAFETY 又は体調管理チェックシートで、体温(37.5℃以上の発熱)又は健康状態の調査項目に該当する症状(以下、「感染疑い症状」という。)がある者

ただし、次の①と②の両方又は③の要件が満たされた場合、参加を認める。

① 感染疑い症状の発症後、８日が経過している場合（発症日を０日として８日間）
② 薬剤を服用していない状態（※１）で感染疑い症状消失後 72 時間が経過している場合
③ 薬剤を服用しない状態で感染疑い症状が消失し、新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと(※２)(※３)を示す医師の診断書がある場合

※１ 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外の疾患である旨の医師の診断に基づき、当該症状に対し服薬指導を受け、処方された薬剤についてはこの限りではない。

※２「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」を示すため、ＰＣＲ検査等の受検が推奨される。

※３「新型コロナウイルスの感染リスクが低いこと」には、新型コロナウイルス感染症以外の傷病も考えられる。

PCR 検査で「陰性」の結果を確認できない者

「陽性」、「ウイルス検出」、「リスクが高い」、「判定保留」、「リスクが低い」といった文言の検査結果では大会参加を認めない。

(3)　感染者・体調不良者発生時の連絡体制について

ア　競技会 14 日前から競技会実施後 14 日目までに、感染者等が発生した場合

参加者（運営関係者含む）から感染者等が発生した場合は、次の手順で情報共有する。

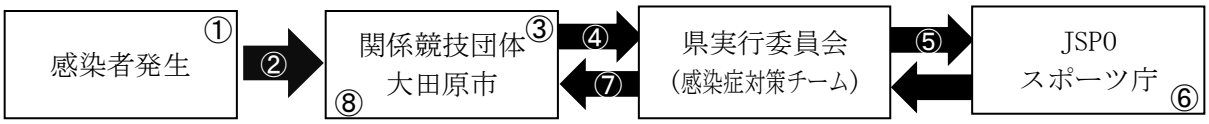

イ　競技会当日に体調不良者が発生した場合

参加者（運営関係者含む）から体調不良者が発生した場合は、次の手順で情報共有する。

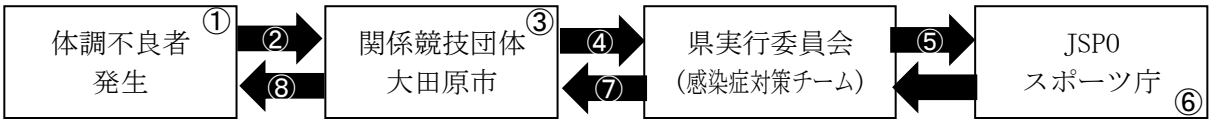

【連絡手順】

	連絡手順
①	感染者又は体調不良者発生
②	感染者又は体調不良者は、感染者発生時の連絡先（関係競技団体）に連絡 ※　感染者が発生した場合は、感染者に JSPO 基本方針に定められている「国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書」の作成・提出を依頼
③	関係競技団体は、参加可否及び競技会の開催・継続可否について検討の上、対応案を策定
④	大田原市は、対応案を県実行委員会に報告（感染症発症状況等報告書を添付）
⑤	県実行委員会は、JSPO・スポーツ庁に報告・協議
⑥	**対応策正式決定**
⑦	県実行委員会は、決定事項を大田原市へ連絡
⑧	関係競技団体及び大田原市は、必要に応じて参加者・競技会関係者等へ決定事項を周知

【役割分担】

	業務内容
関係競技団体	・　感染者等発生時の連絡窓口 ・　本人・周囲の者の参加可否及び競技会の開催（継続）可否の検討 ・　感染者発生時の情報提供範囲について検討・連絡
大田原市	・　県実行委員会との連絡調整
県実行委員会	・　大田原市との連絡調整 ・　JSPO・スポーツ庁への情報提供及び対応案について協議
JSPO スポーツ庁	・　対応案について協議・決定

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更について

資料No.7-(2)-①

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
8 バレーボール	**11 その他** （2） 代表者会議 ＜ビーチバレーボール種目＞ 日 時 2022 年 9 月 9 日（金） 午後 3 時 30 分 場 所 足利市民プラザ 〒326-0823 栃木県足利市朝倉町 264 番地 TEL 0284-72-8511 FAX 0284-72-7278	**11 その他** （2） 代表者会議 ＜ビーチバレーボール種目＞ 日 時 2022 年 9 月 9 日（金） 午後 3 時 30 分 場 所 あしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ） 〒326-0823 栃木県足利市朝倉町 264 番地 TEL 0284-72-8511 FAX 0284-72-7278

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
11 レスリング	**2 会 場** 足利市 足利市民体育館 **9 参加申込み方法** （4） ウ 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145 番地 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会足利市実行委員会事務局 （足利市教育委員会国体推進課事業推進担当） TEL 0284-20-2277 FAX 0284-20-2214 **11 その他** （4） 男女総合表彰式・女子総合表彰式 日 時 2022 年 10 月 5 日（水） 全競技終了後 場 所 足利市民体育館 〒326-0051 栃木県足利市大橋町一丁目 2007 番地 3 TEL 0284-43-0536 FAX 0284-43-1246	**2 会 場** 足利市 FUKAI SQUARE GARDEN 足利（足利市民体育館） **9 参加申込み方法** （4） ウ 〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145 番地 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会足利市実行委員会事務局 （足利市教育委員会国体推進課競技式典担当） TEL 0284-20-2277 FAX 0284-20-2214 **11 その他** （4） 男女総合表彰式・女子総合表彰式 日 時 2022 年 10 月 5 日（水） 全競技終了後 場 所 FUKAI SQUARE GARDEN 足利（足利市民体育館） 〒326-0051 栃木県足利市大橋町一丁目 2007 番地 3 TEL 0284-43-0536 FAX 0284-43-1246

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
23 ソフトボール	**2 会 場** 大田原市 （成年男子） 黒羽運動公園多目的運動場（A） 黒羽運動公園多目的運動場（B） （成年女子） 美原公園第２球場（C） 美原公園野球場（D） 足利市 （少年男子） 足利市総合運動場硬式野球場（E） 足利市総合運動場軟式野球場（F） 大田原市 （少年女子） 大田原グリーンパーク（G） 大田原グリーンパーク（H）	**2 会 場** 大田原市 （成年男子） 黒羽運動公園多目的運動場（A） 黒羽運動公園多目的運動場（B） （成年女子） 美原公園第２球場（C） 美原公園野球場（D） 足利市 （少年男子） ジェットブラックフラワーズスタジアム（足利市総合運動場硬式野球場）（E） エコアールグリーン球場（足利市総合運動場軟式野球場）（F） 大田原市 （少年女子） 大田原グリーンパーク（G） 大田原グリーンパーク（H）

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更について

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
23 ソフトボール	**11　その他** （2）　監督会議 （少年男子） 日　時　　2022 年 10 月 7 日（金）　午後２時 場　所　　足利市民プラザ　401 号室 〒326-0823　栃木県足利市朝倉町 264 番地 TEL 0284-72-8511　FAX 0284-72-7278 （3）　審判・記録員会議 （少年男子） 日　時　　2022 年 10 月 7 日（金）　午後３時 場　所　　足利市民プラザ　301・402 号室 〒326-0823　栃木県足利市朝倉町 264 番地 TEL 0284-72-8511　FAX 0284-72-7278	**11　その他** （2）　監督会議 （少年男子） 日　時　　2022 年 10 月 7 日（金）　午後２時 場　所　　あしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ）　401 号室 〒326-0823　栃木県足利市朝倉町 264 番地 TEL 0284-72-8511　FAX 0284-72-7278 （3）　審判・記録員会議 （少年男子） 日　時　　2022 年 10 月 7 日（金）　午後３時 場　所　　あしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ）　301・402 号室 〒326-0823　栃木県足利市朝倉町 264 番地 TEL 0284-72-8511　FAX 0284-72-7278

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
25 弓道	**10　その他** （4）　総合表彰式 日　時　　2022 年９月 13 日（火）　午後２時 場　所　　ユウケイ武道館（栃木県総合運動公園武道館）　弓道場 〒321-0152 栃木県宇都宮市西川田四丁目１番１号 TEL 028-684-2200　FAX 028-684-3210	**10　その他** （4）　総合表彰式 日　時　　2022 年９月 13 日（火）　午後２時 場　所　　ユウケイ武道館（栃木県総合運動公園武道館）　第２道場 〒321-0152 栃木県宇都宮市西川田四丁目１番１号 TEL 028-684-2200　FAX 028-684-3210

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更について

競 技 名	第 77 回国民体育大会実施要項（現行）	第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）
26 ライフル競技	**4　競技上の規程及び方法** （6）　競技方法 ファイナルは下記の 16 種目で実施する。 CFP60 は本戦得点にファイナル得点の加算、その他はファイナル得点の勝ち抜き方式ののち１位と２位の決定はメダルマッチ。	**4　競技上の規程及び方法** （6）　競技方法 ファイナルは下記の 16 種目で実施する。 CFP60 は本戦得点にファイナル得点の加算、その他はファイナル得点の勝ち抜き方式ののち１位と２位の決定はメダルマッチ。

第 77 回国民体育大会実施要項（現行）

記　号	種　　目	射　撃　方　法
A	FR3P	セミファイナル：各姿勢５発のシリーズを２回行う。 シリーズごとのポイント制。上位４名がメダルマッチに進出。 メダルマッチ：立射姿勢で行う２発のシリーズを４回行い、上位２名を選出。この上位２名で改めて、16 ポイント先取の優勝決定戦を行う。
B	FR60PR	セミファイナル：４名ごとの２試合。各試合は 15 発（１発 30 秒）のポイント制。上位２名がメダルマッチに進出。 メダルマッチ:セミファイナルと同様の方法で上位２名を選出。この上位２名で改めて、16 ポイント先取の優勝決定戦を行う。
D	AR60	セミファイナル：４名ごとの２試合。各試合は 15 発（１発 50 秒）のポイント制。上位２名がメダルマッチに進出。 メダルマッチ:セミファイナルと同様の方法で上位２名を選出。この上位２名で改めて、16 ポイント先取の優勝決定戦を行う。
F	AP60	Ｄの AR60 に同じ
G	CFP60	本選得点とファイナル速射 20 発の得点合計
I	R3P	Ａの FR3P に同じ
K	AR60W	Ｄの AR60 に同じ
M	AP60W	Ｄの AR60 に同じ
N O	ARMix	セミファイナル：４チームごとの２試合。各試合は 15 発（１発 50 秒）のポイント制。上位１チームがメダルマッチに進出。 メダルマッチ：16 ポイント先取の優勝決定戦
P	AR60J	Ｄの AR60 に同じ
Q	BR60J	Ｄの AR60 に同じ
R	BP60J	Ｄの AR60 に同じ
S	AR60WJ	Ｄの AR60 に同じ
T	BR60WJ	Ｄの AR60 に同じ
U	BP60WJ	Ｄの AR60 に同じ
V W	BRMixJ	Ｎ/Ｏの ARMix に同じ

第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）

記　号	種　　目	射　撃　方　法
A	FR3P	40 発（膝射 15、伏射 15、立射 10）で８－７位決定後、40 発の得点に１発（50 秒）ごとの得点を加算していく勝ち抜き戦
B	FR60PR	伏射 10 発の得点に２発（１発 30 秒×２）ごとの得点を加算していく勝ち抜き戦
D	AR60	立射 10 発の得点に２発（１発 50 秒×２）ごとの得点を加算していく勝ち抜き戦
F	AP60	Ｄの AR60 に同じ
G	CFP60	本選得点とファイナル速射 20 発の得点合計
I	R3P	Ａの FR3P に同じ
K	AR60W	Ｄの AR60 に同じ
M	AP60W	Ｄの AR60 に同じ
N O	ARMix	本選の１位と２位が金メダルマッチ、３位と４位が銅メダルマッチ
P	AR60J	Ｄの AR60 に同じ
Q	BR60J	Ｄの AR60 に同じ
R	BP60J	Ｄの AR60 に同じ
S	AR60WJ	Ｄの AR60 に同じ
T	BR60WJ	Ｄの AR60 に同じ
U	BP60WJ	Ｄの AR60 に同じ
V W	BRMixJ	Ｎ/Ｏの ARMix に同じ

第77回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更について

競 技 名	第77回国民体育大会実施要項（現行）	第77回国民体育大会実施要項（変更後）
34 なぎなた	**9　参加申込み方法** （3）　参加申込み締切後の監督・選手の交代は、特別な事情の場合のみ認めるものとし、その取り扱いについては、下記宛に所定の様式にて届け出なければならない。 　ただし、交代する選手は都道府県予選会に参加した選手に限り認めるが、試合・演技とも構成の変更は認めず、その欠如したところに出場させること。 ア　提出期日　　2022年9月30日（金）　午後５時 **11　その他** （2）　用具検定 日　時　　2022年9月30日（金）　午後３時から午後５時まで 場　所　　関東ホーチキにしかた体育館（栃木市西方総合文化体育館）　用具検定所 〒322-0603　栃木県栃木市西方町本郷1705番地１ TEL・FAX 0282-92-0866	**9　参加申込み方法** （3）　参加申込み締切後の監督・選手の交代は、特別な事情の場合のみ認めるものとし、その取り扱いについては、下記宛に所定の様式にて届け出なければならない。 　ただし、交代する選手は都道府県予選会に参加した選手に限り認めるが、試合・演技とも構成の変更は認めず、その欠如したところに出場させること。 ア　提出期日　　2022年10月１日（土）　午後５時 **11　その他** （2）　用具検定 日　時　　2022年10月１日（土）　午後３時から午後５時まで 場　所　　関東ホーチキにしかた体育館（栃木市西方総合文化体育館）　用具検定所 〒322-0603　栃木県栃木市西方町本郷1705番地１ TEL・FAX 0282-92-0866

競 技 名	第77回国民体育大会実施要項（現行）	第77回国民体育大会実施要項（変更後）
35 ボウリング	**9　参加申込み方法** （3） イ　提出先 （ｳ）　〒326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会足利市実行委員会事務局 （足利市教育委員会事務局国体推進課事業推進担当） TEL 0284-20-2277　FAX 0284-20-2214 **11　その他** （2）　監督会議 （少年種別） 日　時　　2022年10月５日（水）　午後３時30分 場　所　　足利市民プラザ 小ホール 〒326-0823　栃木県足利市朝倉町264番 （成年種別） 日　時　　2022年10月７日（金）　午後１時 場　所　　足利市民プラザ 小ホール 〒326-0823　栃木県足利市朝倉町264番	**9　参加申込み方法** （3） イ　提出先 （ｳ）　〒326-8601　栃木県足利市本城三丁目2145番 いちご一会とちぎ国体・いちご一会とちぎ大会足利市実行委員会事務局 （足利市教育委員会事務局国体推進課競技式典担当） TEL 0284-20-2277　FAX 0284-20-2214 **11　その他** （2）　監督会議 （少年種別） 日　時　　2022年10月５日（水）　午後３時30分 場　所　　あしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ） 小ホール 〒326-0823　栃木県足利市朝倉町264番 （成年種別） 日　時　　2022年10月７日（金）　午後１時 場　所　　あしかがフラワーパークプラザ（足利市民プラザ） 小ホール 〒326-0823　栃木県足利市朝倉町264番

第 77 回国民体育大会（栃木県）各競技別実施要項の変更について

<table>
<tr><th>競　技　名</th><th>第 77 回国民体育大会実施要項（現行）</th><th>第 77 回国民体育大会実施要項（変更後）</th></tr>
<tr>
<td>公開競技
1　綱引</td>
<td>
8　参加申込み方法
出場するチームは、所定の「参加申込書」に必要項目を記入の上、2022年4月28日（木）までに下記宛に郵送又はメールで提出すること。
<table>
<tr><th>申　込　先</th><th>宛　　先</th><th>提出部数</th></tr>
<tr><td>公益社団法人
日本綱引連盟</td><td>〒151-0071 東京都渋谷区本町三丁目 13 番 12 号
渋谷本町ビル２階
TEL 03-5843-0457　FAX 03-5843-0458
Mail　tugofwar@japan-sports.or.jp</td><td>１部</td></tr>
</table>
9　参加負担金
（3）参加負担金の振込は、各都道府県連盟で取りまとめて 2022 年4月 28 日（木）までに下記の口座に振込を完了すること。
振込先　（銀行名）ゆうちょ銀行　（支店名）〇一九店　（口座）当座　418507
（名義）　公益社団法人日本綱引連盟
</td>
<td>
8　参加申込み方法
出場するチームは、所定の「参加申込書」に必要項目を記入の上、2022年5月26日（木）までに下記宛に郵送又はメールで提出すること。
<table>
<tr><th>申　込　先</th><th>宛　　先</th><th>提出部数</th></tr>
<tr><td>公益社団法人
日本綱引連盟</td><td>〒151-0071 東京都渋谷区本町三丁目 13 番 12 号
渋谷本町ビル２階
TEL 03-5843-0457　FAX 03-5843-0458
Mail　tugofwar@japan-sports.or.jp</td><td>１部</td></tr>
</table>
9　参加負担金
（3）参加負担金の振込は、各都道府県連盟で取りまとめて 2022 年5月 26 日（木）までに下記の口座に振込を完了すること。
振込先　（銀行名）ゆうちょ銀行　（支店名）〇一九店　（口座）当座　418507
（名義）　公益社団法人日本綱引連盟
</td>
</tr>
</table>

資料No.7-(2)-②

第77回国民体育大会　綱引競技会おける実施種別の変更

1　趣　旨

第77回国民体育大会公開競技・綱引競技会の実施種別について、日本綱引連盟及び大田原市からの申請を受け、下記のとおり変更するもの。

2　実施種別の変更(案)

会場地	競技名	実施種別	
		変更前	変更後
大田原市	綱引	成年男子 成年女子 少年男子 少年女子 成年男女混合	<u>成年男子</u> <u>成年女子</u> <u>成年男女混合</u>
【変更理由】 参加申込締切日までに、２種別において、競技実施に必要なチーム数を満たさなかったため、成年男子、成年女子、成年男女混合の３種別を実施する。			

資料No.7-(3)

第77回国民体育大会　総合開・閉会式　次第

1　総合開会式

○ 期日：令和4(2022)年10月1日(土)

○ 場所：カンセキスタジアムとちぎ

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
1	開場	10:00
2	オープニングプログラム開始	12:45
3	入場締切	13:25
4	オープニングプログラム終了	14:05
5	皇室御着席	14:14
6	開式通告	14:15
7	役員・選手団入場開始	14:17
8	役員・選手団整列完了	14:40
9	開会宣言	14:41
10	国旗儀礼	14:44
11	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:46
12	栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	14:47
13	天皇杯・皇后杯返還	14:49
14	大会会長あいさつ	14:52
15	文部科学大臣あいさつ	14:55
16	皇室おことば	14:58
17	炬火入場・点火	15:01
18	選手代表宣誓	15:06
19	閉式通告	15:09
20	皇室御退席	15:10
21	皇室御着席	15:24
22	式典演技開始	15:25
23	式典演技終了	15:47
24	皇室御退席	15:48
25	役員・選手団退場開始	15:49
26	役員・選手団退場完了	16:04
27	エンディングプログラム開始	16:05
28	エンディングプログラム終了	16:34
29	終了	16:35

2　総合閉会式

○ 期日：令和4(2022)年10月11日(火)

○ 場所：カンセキスタジアムとちぎ

順	次第	時刻
	実施態度決定	5:00
1	開場	8:00
2	オープニングプログラム開始	9:00
3	オープニングプログラム終了	9:45
4	皇族御着席	9:59
5	開式通告	10:00
6	役員・選手団入場開始	10:01
7	役員・選手団整列完了	10:11
8	成績発表	10:12
9	表彰状授与	10:17
10	天皇杯・皇后杯授与	10:27
11	大会会長あいさつ	10:31
12	スポーツ庁長官あいさつ	10:34
13	栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	10:37
14	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	10:39
15	国旗儀礼	10:40
16	炬火分火・納火	10:42
17	国体旗引継	10:46
18	鹿児島県旗儀礼	10:48
19	閉会宣言	10:50
20	閉式通告	10:51
21	皇族御退席	10:52
22	役員・選手団退場開始	10:53
23	役員・選手団退場完了	11:09
24	終了	11:10

第 77 回国民体育大会　総合開・閉会式(荒天時)　次第

1　総合開会式

○ 期日：令和４(2022)年 10 月 1 日(土)

○ 場所：栃木県公館

順	次第	時刻
	実施態度決定	6:00
	（役員・選手団受付）	
1	皇室御着席	14:14
2	開式通告	14:15
3	開会宣言	14:16
4	国旗儀礼	14:19
5	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	14:21
6	栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	14:22
7	天皇杯・皇后杯返還	14:24
8	大会会長あいさつ	14:27
9	文部科学大臣あいさつ	14:30
10	皇室おことば	14:33
11	選手代表宣誓	14:36
12	閉式通告	14:39
13	皇室御退席	14:40
14	役員・選手団退場開始	14:41
15	役員・選手団退場完了	14:51
16	終了	14:52

2　総合閉会式

○ 期日：令和４(2022)年 10 月 11 日(火)

○ 場所：栃木県公館

順	次第	時刻
	実施態度決定	7:00
	（役員・選手団受付）	
1	皇族御着席	9:59
2	開式通告	10:00
3	成績発表	10:01
4	表彰状授与	10:06
5	天皇杯・皇后杯授与	10:16
6	大会会長あいさつ	10:20
7	スポーツ庁長官あいさつ	10:23
8	栃木県旗・宇都宮市旗儀礼	10:26
9	大会旗・日本スポーツ協会旗儀礼	10:28
10	国旗儀礼	10:29
11	国体旗引継	10:31
12	鹿児島県旗儀礼	10:33
13	閉会宣言	10:35
14	閉式通告	10:36
15	皇族御退席	10:37
16	役員・選手団退場開始	10:38
17	役員・選手団退場完了	10:48
18	終了	10:49

資料No.7-(4)

第 77 回国民体育大会　総合開会式　式典演技概要

１　タイトル　「 人＊むすぶ＊大地　人＊つくる＊未来　～とちぎとの出会い　いちご一会物語～ 」

栃木県は、山・川・平野、バランスの取れた大地に、多くの人々が集い・出会い・繋がることで、豊かな文化・農産・製造業が発展し続けている。これら栃木県の魅力や実力を発信するとともに、参加するすべての人びとが一体感をもち、日本全国の人びとに“元気”と“希望“を届ける。

２　演技の概要

（１）演技時間　22 分間

（２）出演者数　約 1,350 名

（３）演技構成

区分・テーマ	展開内容	出演者・人数
プロローグ （3 分）	・映像とナビゲーターによる語りで、これから始まる物語への期待感を醸成する。	ナビゲーター 【3 名】
Scene 1 **恵まれた大地** **～自然～** （4 分）	・山・川・平野、バランスの取れた栃木の大地には、様々な動植物が光り輝きながら生命を育んでいる。 ・栃木の自然の豊かさを、栃木の若者たちが明るく元気な集団演技で表現する。	中学生、 高校生ダンス部 【約 500 名】
Scene 2 **出会い・繋がり** **～歴史・文化～** （6 分）	・多くの人々が出会い、繋がることで栃木には豊かな文化が築かれた。 ・人が集い、豊かな文化が形成されていく様子を書道とダンスパフォーマンスで表現する。	高校生ダンス部、 一般ダンス団体 【約 300 名】 ※高校生書道部は映像出演
Scene 3 **豊かなとちぎ** **（更なる可能性）** （6 分）	・豊かな大地に根差した「農業」、磨き続けられている匠の「伝統工芸」、重点振興を図る自動車や航空宇宙をはじめとした各種の「製造業」など、栃木県はバランス良く発展を続けている。 ・全国有数の「ものづくり県」＝栃木県を、創造性豊かなパフォーマンスで表現する。	小学生、 高校生ダンス部、 特別支援学校生、 大学生 【約 400 名】
フィナーレ **夢を感動へ。** **感動を未来へ。** （2 分）	・全出演者と、観覧者を含めた会場のすべての人々が一つとなり、夢と感動を共有しながら未来へと希望をつないでいく。 ・全出演者が登場し、「いちご一会」ダンスで表現する。	県民ダンサー、 プロスポーツチーム、 Scene 1 ～ 3 出演者 【約 1,350 名】
エピローグ （1 分）	・ナビゲーターの語りで物語を締めくくる。	ナビゲーター 【3 名】

資料No.7-(5)

第 77 回国民体育大会（栃木県） 諸会議日程

〇開催方法については、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、現在検討中であり、現時点では以下のとおり。決定次第、改めて周知予定。
なお、いずれの会議も、開催方法にかかわらず、資料は事前送付の予定。

会議名	日　時	開催方法
全国報道員会議	令和4(2022)年9月 30 日(金) 13 時 30 分～14 時 30 分	検討中
総監督会議	令和4(2022)年9月 30 日(金) 16 時 00 分～17 時 00 分	リモート開催

※主催者連絡会議は、大雨や台風の接近等が想定される場合は、令和4（2022）年9月 30 日（金）17 時 30 分から、栃木県庁北別館にて開催し、それ以外の場合は、主催者間で電話協議を行う。

資料No.8-(1)

特別国民体育大会冬季大会
スケート競技会・アイスホッケー競技会

実　施　要　項

未来へつなぐ八戸国体

銀盤に 君の軌跡よ 花ひらけ

公益財団法人日本スポーツ協会
文部科学省
青森県
公益財団法人日本スケート連盟
公益財団法人日本アイスホッケー連盟
八戸市

目　　次

1　競技会日程と会場一覧表　・・・　1

2　実施要項総則　・・・　2

※交代（変更）届・棄権届　・・・　14

3　各競技実施要項　・・・　16

4　式典次第　・・・　27

5　宿泊要項　・・・　30

6　輸送交通要項　・・・　35

7　医療救護要項　・・・　37

8　国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程　・・・　39

9　国民体育大会会長トロフィー授与規程　・・・　40

10　関係団体事務局一覧表　・・・　41

1　競技会日程と会場一覧表

【正式競技：スケート、アイスホッケー】

会場地	式典・競技		日程									会場	所在地
			2023年1月				2月						
			28（土）	29（日）	30（月）	31（火）	1（水）	2（木）	3（金）	4（土）	5（日）		
八戸市	開始式		午前○									八戸市公会堂	八戸市内丸一丁目1番1号
	表彰式（スケート）							午後○				ＹＳアリーナ八戸	八戸市大字売市字輿遊下3番地
	表彰式（ｱｲｽﾎｯｹｰ）										午後○		
	スケート	スピード			○	○	○	○				ＹＳアリーナ八戸	八戸市大字売市字輿遊下3番地
		ショートトラック	○	○								テクノルアイスパーク八戸	八戸市新井田西四丁目1番1号
		フィギュア	○	○	○	午前○						FLAT HACHINOHE	八戸市大字尻内町字三条目7番地7
	アイスホッケー						○	○	○	○	○	テクノルアイスパーク八戸	八戸市新井田西四丁目1番1号
							○	○	○	○	○	FLAT HACHINOHE	八戸市大字尻内町字三条目7番地7
南部町							○	○	○	○		ふくちアイスアリーナ	南部町大字苫米地字上根岸73番地1

全国会議

	全国代表者会議	全国報道員会議
日時	2023年1月27日（金）13：00～	2023年1月27日（金）15：00～
会場	八戸グランドホテル	八戸グランドホテル
住所	〒031-0031　八戸市番町14番地	〒031-0031　八戸市番町14番地
電話番号	0178-46-1234	0178-46-1234

２　実施要項総則

開　催　の　趣　旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会を青森県八戸市を中心に開催するにあたり、参加者とともにこの趣旨を一層発揚し、県民の生涯にわたるスポーツ活動の振興を促進するとともに、所期の目的を達成することを期するものである。

実　施　方　針

１　実施競技

正式競技：スケート、アイスホッケー

２　会期及び会場地

競 技 会 名	会　　期	会 場 地
ス ケ ー ト 競 技 会	2023 年１月 28 日（土）～２月２日（木）　６日間	八戸市
アイスホッケー競技会	2023 年２月　１日（水）～２月５日（日）　５日間	八戸市 南部町

３　競技方法

各競技実施要項に示す方法とし、都道府県対抗で実施する。

４　ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

５　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を合わせて確認すること。

【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ　https://www.japan-sports.or.jp/】

⑴　参加資格

ア　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

（ア）「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

（イ）少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「８　参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2023年１月５日(木)】に１年以上在籍していること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学３年生）に該当していること。

（ウ）成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　少年種別年齢域にあった時点において前号（イ）に該当していた者であること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

［注］　上記（ウ）ｂについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ　選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ　第76回又は第77回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

（ア）成年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

c　ふるさと選手制度を活用する者（別記１【国民体育大会ふるさと選手制度】による。）

d　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記４【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】による。）

［注］　ａ及びｂは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

（イ）少年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

c　一家転住に係る者（別記２【「一家転住等」に伴う特例措置】による。）

d　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記４【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】による。）

［注］　ａからｃは当該要件発生後、初めて参加する者に限る。

エ　選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ１競技に限り参加できる。

カ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

（イ）健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

（ウ）ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク　上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

⑵　所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア　成年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）勤務地

（ウ）ふるさと（別記１【国民体育大会ふるさと選手制度】による。）

イ　少年種別

（ア）居住地を示す現住所

（イ）「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ）勤務地

［注］「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2022年４月30日以前から各競技会終了時（スケート競技会2023年２月２日／アイスホッケー競技会2023年２月５日）まで、引き続き当該地にそれぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

［成年種別］

a　別記３【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】の適用を受ける者

b　別記４【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】の適用を受ける者

［少年種別］

a　別記２【「一家転住等」に伴う特例措置】の適用を受ける者

b　別記３【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】の適用を受ける者

c　別記４【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】の適用を受ける者

⑶　選手の年齢基準

ア　選手の年齢基準については、以下を原則とする。

（ア）成年種別に参加する者は、2004年４月１日以前に生まれた者とする。

（イ）少年種別に参加する者は、2004年４月２日から2007年４月１日までに生まれた者とする。

（ウ）年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2022年４月１日を基準とする。

イ　スケート競技については、中学３年生（2007年４月２日から2008年４月１日までに生ま

れた者)が参加できるものとする。

⑷　前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

6　各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は、次のとおりとする。

⑴　次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績及び女子総合成績とする。

ア　競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第１位から第８位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は小数点第３位以下を切り捨てる。

		１位	２位	３位	４位	５位	６位	７位	８位
種　別	フィギュア	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	９点	６点	３点
	アイスホッケー	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	５点
種　目	スピード ショートトラック	８点	７点	６点	５点	４点	３点	２点	１点

［注］　「種別」：種別などに与える競技得点　「種目」：種目などに与える競技得点

イ　参加得点

参加得点は 10 点とし、大会(ブロック大会を含む。)に参加した都道府県に与える。ただし、ブロック大会で各競技会の出場権を獲得しながら、各競技会に参加しなかった場合は与えない。

⑵　各競技会の総合成績は、当該競技団体が決定する。ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員が協議する。

⑶　参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

7　表彰

⑴　各正式競技の男女総合成績第１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

⑵　各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績第１位から第８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

⑶　各正式競技の各種別及び各種目の第１位から第８位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に１枚、さらに、その都道府県名と個人名を記載したもの又は都道府県と各チーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

8　参加申込方法

⑴　都道府県体育・スポーツ協会会長(代表者)及び各競技団体会長(代表者)は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者を、特別国民体育大会会長宛に申込むものとする。

⑵　参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

⑶　参加申込締切日は、2023年１月５日(木)とする。

⑷　参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

⑸　参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式(本要項14ページ)にて届け出なければならない。

なお、交代の可否は、監督会議で決定する。

ア　公益財団法人日本スケート連盟

イ　公益財団法人日本アイスホッケー連盟

ウ　特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

［注］　スケート競技(スピード、ショートトラック、フィギュア)参加者については、ア及びウに、アイスホッケー競技参加者については、イ及びウに提出するものとする。

なお、日本スポーツ協会に対しては、各競技会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

９　棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式(本要項14ページ)を用いるものとする。

10　大会参加負担金

⑴　大会に選手団(視察員を除く。)を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、一人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。

参　加　区　分	参加負担金
少年の種別に参加する選手	2,000円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4,000円

［注］　地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

⑵　大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会で取りまとめ、次のとおり納入する。

ア　納入締切日　　2023年１月６日(金)

イ　納　入　先　　みずほ銀行渋谷支店　普通預金口座　513729

公益財団法人日本スポーツ協会

11　宿泊申込

大会参加者は、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「特別国体青森県実行委員会」という。）が指定した所定の様式により、定められた申込期限までに申し込むものとする。

12　都道府県選手団本部役員編成

都道府県選手団本部役員の編成は、次のとおりとする。

⑴　１都道府県当たり、団長、総監督及び総務ほか、計５名以内とする。
⑵　上記役員のほか、５名以内の顧問を設けることができる。
⑶　上記⑴及び⑵による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。
　なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。
⑷　上記⑴及び⑵による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。
　なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。
⑸　都道府県選手団本部役員の１日当たりの編成人数については、上記⑴及び⑵による人数を上限とする。
⑹　都道府県選手団本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に「８　参加申込方法」に定める方法により行う。

13　視察員

⑴　視察員は、１都道府県３名以内とする。ただし、2024年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定または内定している県については、20名以内とする。
⑵　視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、「８　参加申込方法」に定める方法により行う。
⑶　視察員は、原則として全ての会場に入場することができる。

14　大会参加章及び視察員章の交付

大会参加章及び視察員章は、次の者に交付する。
⑴　大会参加章
　都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技役員
⑵　視察員章
　視察員

15　参加上の注意

⑴　大会期間中は、交付された大会参加章または視察員章を携帯しなければならない。
⑵　各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づきユニフォームを着用しなければならない。ただし、スケート競技については、同規程第５条を適用する。

16　個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、特別国体青森県実行委員会、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して、次のとおり対応するものとする。
⑴　個人情報の取扱い
ア　利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ　公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、次の方法等により公表することがある。

（ア）競技会プログラムへの掲載

（イ）競技会場内におけるアナウンス等による紹介

（ウ）競技会場内外の掲示板等への掲載

（エ）大会関連ホームページへの掲載

（オ）報道機関への提供

ウ　競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、次の方法等により公表することがある。

（ア）特別国体青森県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

（イ）国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

（ウ）国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

（エ）次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

⑵　肖像権に関する取扱い

ア　写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ　写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ　映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。

また、ＤＶＤ等に編集され、販売・配布されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

⑶　対応

ア　承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ　役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たも

のとして対応する。

17　都道府県大会及びブロック大会等

この大会の予選として次のとおり都道府県大会(ブロック大会)を開催しなければならない。

⑴　都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

⑵　都道府県大会の実施に当たり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

⑶　参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申し込む。

なお、１人１競技に限る。

⑷　ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は、日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

⑸　都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

⑹　参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

18　国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

⑴　本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規程に定められた選手、監督、選手団本部役員(顧問を含む。)、視察員並びにその他選手団役員とする。

⑵　大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金(１人あたり 1,000 円)を日本スポーツ協会へ納入する。

⑶　納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19　その他

⑴　参加申込及び宿泊申込が定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた締切日までに納入されない場合は、この大会への参加を認めない。

⑵　その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

⑶　大会の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、政府方針をはじめ、日本スポーツ協会策定の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、開催地版ガイドライン、競技別ガイドライン、業種別ガイドライン等を基に、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で開催することとする。

なお、感染拡大防止対策として個人の健康管理の記録に際しては、体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートを利用するものとし、使用する体調管理アプリケーション又は体調管理

チェックシートで取得した個人情報については、大会への出場・参加・来場資格の確認および大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

別記１【国民体育大会ふるさと選手制度】

１　成年種別に出場する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項[国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第10項第４号(参加資格及び年齢基準等)]に基づき、次のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

⑴　居住地を示す現住所

⑵　勤務地

⑶　ふるさと

２　「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。ただし、ＪＯＣエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「ＪＯＣエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。

３　我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

４　「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。

なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

５　「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1)－③(国内移動選手の制限)に抵触しないものとする。

６　ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。

７　参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、「８　参加申込方法」で定めた参加申込み締切り期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２【「一家転住等」に伴う特例措置】

転校への特例

１　次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限(国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1)－③)に抵触しないものとする。

⑴　この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

⑵　本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。

なお、「一家転住等」とは概ね次のことをいう。

ア　親の転勤による一家の転居

イ　親の結婚、離婚による一家の転居

ウ　上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

⑶　転居した時点に応じて、次の手続きを終了していること。

ア　本特例を受けようとする参加者は、下記２⑴の場合は転居元、下記２⑵の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ　報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記２⑴の場合は転居先、下記２⑵の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体

に対し、その旨報告し了承を得ること。

２　本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

⑴　転居した時点において、次に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

⑵　転居した時点において、次に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記３【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を次のとおり定める。

１　本特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、次の条件のいずれかを満たす者とする。

⑴　第24回オリンピック冬季競技大会（2022年・北京）に参加した者

⑵　2022年10月31日時点で、次のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア　ＪＯＣオリンピック強化指定選手

イ　各競技（種目）における国体ランキング上位10位以内の者

ウ　中央競技団体が定めた強化指定選手

［注］　強化指定ランクについては、各競技会における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

２　本特例の内容

⑴　予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

⑵　資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、次のとおりとする。

ア　居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

（ア）2022年４月30日以前から各競技会終了時（スケート競技会2023年２月２日／アイスホッケー競技会2023年２月５日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む。）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、次の要件により判断する。

a　自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

b　当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

c　当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

d　当該住居に主要な家財道具が存すること

（イ）合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ　勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

（ア）2022 年４月 30 日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2023 年２月２日／アイスホッケー競技会 2023 年２月５日)まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

（イ）当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

３　国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1)－③のとおりとする。

別記４【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

１　特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の６県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県(以下「特例対象県」という。)とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

２　特例の内容

⑴　特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

次の選手及び監督については、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

ア　2011 年３月 11 日(震災発生時)時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ　災害が発生しなかったと仮定した場合、2022 年４月 30 日以前から各競技会終了時(スケート競技会 2023 年２月２日／アイスホッケー競技会 2023 年２月５日)まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

⑵　避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した次の選手及び

監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第76回及び第77回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。ただし、次の事項のいずれにも該当していること。

（ア）2011年３月11日時点において、当該特例対象県内に居住または勤務していた者。若しくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が2022年４月30日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

［注］「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出または学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ　本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から2023年開催の特別大会に参加した者が、第78回大会において、次のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞　○　避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○　避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○　他の都道府県に避難先を移す場合

⑶　避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、次のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア　卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ　災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」として登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー
参加選手・監督【交代（変更）届・棄権届】

※「交代(変更)届」又は「棄権届」のいずれかを〇で囲むこと

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

１　参加申込者

競技名		種別		部・種目別	
参加申込者名					

２　交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に〇をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

１．体調不良のため（コロナ関連以外）（症状：　　）
２．怪我のため
３．一身上の都合
４．コロナ関連（　　）
５．その他（　　）

３　交代（変更）者　※棄権の場合は記入不要

フリガナ 氏　　名			生年月日	（西暦） 年　　月　　日生（　歳）	
連絡先 （TEL）※１		連絡先 （メール）※１			
所属区分※２		所属の所在地※３			
プログラム掲載用所属					
第76回大会 参加都道府県名		第77回大会 参加都道府県名		例外適用※４	
中央競技団体 登録の有無	有　・　無	有の場合 登録番号等			
その他の必要事項（身長、体重、記録等）					

※１　交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。
※２　特別大会(都道府県予選会、ブロック大会)所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。
　成年種別　（ア．居住地を示す現住所　イ．勤務地　ウ．ふるさと）
　少年種別　（ア．居住地を示す現住所　イ．学校教育法第１条に規定する学校の所在地　ウ．勤務地
　　エ．「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地）
※３　所在地は、市区町村名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。
※４　今回(特別大会)と第77回大会(不出場の場合は第76回大会)の参加都道府県が異なる場合のみ記入。
　（１．新卒業者　２．結婚又は離婚　３．ふるさと（成年）　４．一家転住（少年）
　５．JOCエリートアカデミー（少年）　６．東日本大震災に係る特例措置）

年　　月　　日

当該中央競技団体会長（代表者）　殿
特別国民体育大会冬季大会当該開催県実行委員会会長　殿

体育・スポーツ協会
会長（代表者）

協会・連盟
会長（代表者）

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会
参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

１　交代（変更）手続き

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、当該中央競技団体の判断による。

⑴　実施要項総則及び当該競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要事項を記入し、各競技が定める提出期限までに、各競技が定める提出先宛に提出すること。

⑵　添付書類（診断書等）については、各競技の定めにより提出すること。

⑶　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

２　棄権手続き

参加申込み締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

⑴　当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都道府県連絡責任者（※１）は、棄権届に必要事項を記入し、当該競技会責任者（※２）、開催県実行委員会（※３）宛に提出すること。

なお、原本は提出後必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会へ提出すること。

⑵　中央競技団体への診断書等の添付は不要。

⑶　その他、競技により別に定める事項がある場合にはそれに従うこと。

３　大会終了後の手続き

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに中央競技団体は次の手続きを行うこと。

⑴　都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される公益財団法人日本スポーツ協会の案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込み情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込み情報の修正は不要。

⑵　大会終了後２週間以内に、下記を公益財団法人日本スポーツ協会に提出すること。

ア　中央競技団体は、交代（変更）届（写し）及び棄権届（写し）

イ　都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届（原本）及び棄権届提出一覧

※１　都道府県選手団連絡責任者は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、中央競技団体に通知する。

※２　競技会責任者及び指定連絡先は、公益財団法人日本スポーツ協会が大会開催前に各中央競技団体に対し照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

※３　「１　交代（変更）届」と同様に「２　棄権届」についても、各競技が定める開催県実行委員会に提出すること。

3　各競技実施要項

◇ 正 式 競 技 ◇

〔1〕スケート競技

1　期　　日　　2023年1月28日（土）から2月2日（木）まで（6日間）

実　施　競　技	競　　技　　期　　間
ス　ピ　ー　ド	2023年1月30日（月）～2月　2日（木）
ショートトラック	2023年1月28日（土）～1月29日（日）
フ　ィ　ギ　ュ　ア	2023年1月28日（土）～1月31日（火）

2　会　　場

会場地	実　施　競　技	競　　技　　会　　場
八戸市	ス　ピ　ー　ド	ＹＳアリーナ八戸
	ショートトラック	テクノルアイスパーク八戸
	フ　ィ　ギ　ュ　ア	ＦＬＡＴ　ＨＡＣＨＩＮＯＨＥ

3　種別、種目及び参加人員

⑴　種別及び種目

ア　スピード

種　　別	種　　目
成　年　男　子	500m・1000m・1500m・5000m・2000mＲ
成　年　女　子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mＲ
少　年　男　子	500m・1000m・1500m・5000m・10000m・2000mＲ
少　年　女　子	500m・1000m・1500m・3000m・2000mＲ

イ　ショートトラック

種　　別	種　　目
成　年　男　子	500m・1000m・5000mＲ
成　年　女　子	500m・1000m・3000mＲ
少　年　男　子	500m・1000m
少　年　女　子	500m・1000m

ウ　フィギュア

種　　別	種　　目
成　年　男　子	ショートプログラム フリースケーティング
成　年　女　子	
少　年　男　子	
少　年　女　子	

⑵　参加人員

<table>
<tr><th>種別</th><th>監督</th><th>選手</th><th>都道府県数</th><th>小計</th><th>合計</th></tr>
<tr><td>成年男子</td><td rowspan="4">12 名以内</td><td rowspan="2">30 名以内</td><td rowspan="4">47</td><td rowspan="4">1 都道府県
66 名以内</td><td rowspan="4">858 名以内</td></tr>
<tr><td>成年女子</td></tr>
<tr><td>少年男子</td><td rowspan="2">24 名以内</td></tr>
<tr><td>少年女子</td></tr>
</table>

各都道府県は、監督 12 名、選手 54 名、計 66 名以内で編成し、各種別、各種目の参加者数は上記のとおりとする。

ただし、総計 858 名を超える場合は、公益財団法人日本スケート連盟が調整する。

成年選手が監督を兼任する場合、種別・種目を跨ぐ兼任は認めない。

また、専任監督の種別の兼任は認めるが、種目を跨ぐ兼任は認めない。

ア　スピード

（ア）各都道府県のエントリーは、前年度の国体で各種別の総合順位が１位から 16 位までの都道府県は各種別最大８名まで、17 位以下の都道府県は各種別最大５名までとする。

ただし、国体開催県が 17 位以下の場合は 16 位に繰り上げる。

各都道府県の種別順位が 16 位までの中に得点が得られなかった場合、順位が決定している都道府県以下の順位の決定は、各種目予選から決勝までのレースごとにパフォーマンスポイントを１位８点、２位７点、３位６点、４位５点、５位４点、６位３点、７位２点、８位１点を与えて都道府県ごとの合計得点により以降の順位を決定する。この場合、長距離（3000m・5000m・10000m）に限り、１位 12 点、２位 11 点、３位 10 点、４位９点、５位８点、６位７点、７位６点、８位５点、９位４点、10 位３点、11 位２点、12 位１点とする。

（イ）１種目２名以内、１名２種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目１名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは１チーム６名以内とし、競技は４名で行う。

（ウ）エントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスケート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

（エ）スピードとショートトラックに重複してエントリーすることはできない。

（オ）監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて 12 名以内とする。

イ　ショートトラック

（ア）前年度国体で各種別の総合順位が１位から８位までの都道府県と、前年の全日本都道府県対抗競技会で、各種別の総合順位が上記８位までを除いた都道府県で、各種別それぞれ８位まで、計16の都道府県は、成年男女種別各５名以内、少年男女種別各２名以内とし、17位以下の都道府県は各種別１名とし、国体開催県が17位以下の場合は16位に繰り上げ、以下の順位を繰り下げる。

前年度の国体の各都道府県の種別順位が８位までの中に得点が得られなかった場合は、全日本都道府県対抗競技会の成績による。

ただし、国によるまん延防止等重点措置の適用により第69回全日本都道府県対抗競技

会（長野県・野辺山）に参加できなかった都道府県は、当競技会に出場エントリーを完了した種別のみ、第77回大会（栃木県）と同様の出場枠を認める。

（イ）１種目２名以内、１名２種目（リレーは除く。）以内とする。

また、最大枠の中で各種目１名の補欠をエントリーできる。

リレーのエントリーは１チーム５名以内とし、競技は４名で行う。

16位までの都道府県少年男女種別と17位以下の都道府県各種別については、エントリー後に病気、けが等で出場できない場合は、抽選会以前でレフェリーが認めた時に限り変更することができる。

（ウ）上記以外のエントリー後における選手の交代は、公益財団法人日本スケート連盟スピードスート競技規則運用マニュアルに定める事由に準ずる。

（エ）ショートトラックとスピードに重複してエントリーすることはできない。

（オ）監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

ウ　フィギュア

（ア）参加人数は、各種別とも１都道府県１チーム２名とする。

参加都道府県は、ａからｃに該当する最大16チームである。

ａ　前年度の国体で、各種別の総合順位が上位８チームで今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

ｂ　特別国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会において出場権を得たチーム

ｃ　開催都道府県で今年度の予選参加申込締切日までに大会出場の意向を提出したチーム

（イ）監督はスピード、ショートトラック、フィギュアを合わせて12名以内とする。

４　競技上の規定及び競技方法

⑴　スピード

ア　公益財団法人日本スケート連盟シングルトラックスピードスケート競技特別規則による。

トラックは、「387.36m標準シングルトラック（Ｃタイプ）」を使用する。

イ　競技は個人及び都道府県対抗とし、種目ごとに予選及び決勝を行う。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

（ア）予選は、各都道府県からの出場申込記載順によりシードして組み合わせる。

（イ）決勝出場者

ａ　８名以内（男女500m、男女1000m、男女1500m）

ｂ　12名以内（男子5000m、男子10000m、女子3000m）

（ウ）出場者数が上記の人数を超えた場合は予選を行う。ただし、申込者数が９名の場合は、予選を行わず決勝とする。

（エ）男女500m、1000m、1500mについては、出場者数により準決勝を行うことができる。

（オ）500mとリレー競技では、決勝Ａ（１位～４位）及び決勝Ｂ（５位～８位）を行い、順位を決定する。

ただし、参加者（チーム）が６名（チーム）以内の場合は決勝のみとする。

（カ）組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー及びスピード委員が立会い、責任をもって調

整する。

ウ　リレーの編成は、エントリー選手であれば予選と決勝で同一選手でなくてもよい。ただし、メンバー及び出走順の提出はリレー競技開始１時間前までとし、スケートの破損、選手の負傷等の特別な理由による変更の申し出は、リレー競技開始30分前までとする。

エ　責任先頭制の競技方法を採用する。

（ア）責任先頭を課す距離及び回数は、次のとおりとする。

1000m（１回）、1500m（１回）、3000m（２回）、5000m（４回）、10000m（８回）

（イ）責任先頭判定ラインは、両ストレートの中央に、走路に直角に引いた線とし、シングルトラック競技のフィニッシュの判定基準により行う。ただし、責任先頭の回数は、1000mを除きスタート後最初の判定ラインを除外する。

（ウ）責任先頭の負荷種目の順位は、責任先頭を完了した者を優先して、到着順で順位を決定する。

また、責任先頭を完了しなかった者は、取得した回数の多少にかかわらず到着順とする。

ただし、男子10000mにおいては、責任先頭を完了した者を優先して到着順に順位を決定し、次に回数未完了者の中で、取得回数の多い順に順位を付け、同回数の場合は到着順で決定する。さらに、未取得の者が到着順にこれに続く。

オ　抗議は、監督を通じてのみ行うことができる。

⑵　ショートトラック

ア　公益財団法人日本スケート連盟ショートトラックスピードスケート競技特別規則による。トラックは、標準ショートトラックを使用する。

イ　競技は個人及び都道府県対抗とする。

ウ　出場者をもって予選、準決勝、決勝、順位決定レースを行い、順位を決定する。

なお、予選及び決勝は、次の方法により行う。

（ア）各種目ともエリミネーション方式とし、ラウンド及び組数は、出場者数に基づいて設定する。

（イ）レフェリー救済者を除き、500m、1000mの準決勝及び決勝は４名までの編成とする。

（ウ）レフェリー救済者を除き、各レースの１位、２位の者は次のラウンドに進出できる。

（エ）同種別のレース間に最低15分間の休憩時間をおく。

（オ）成年男子リレーの予選、準決勝は3000mで行う。

エ　各種目とも、最初のラウンドの組合せは、各都道府県からの出場申込記載のブロック別とし、そのブロックにおけるラウンドの編成は、今年度全日本距離別ランキングに基づいて、次にバッジテスト級により同一級の中で抽選して各組に配置する。

また、補欠を起用する場合は予選にのみ適用し、交代者の組に置き換えることとし、全体の組合せの変更は行わない。組合せに当たっては、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本スケート連盟イベントコーディネーター、レフェリー、コンペチターズスチュワード及び公益財団法人日本スケート連盟スピード委員が立会い、責任をもって調整する。

オ　順位は、決勝レース及び順位決定レースにより、１位から８位を決定する。

⑶　フィギュア

ア　公益財団法人日本スケート連盟フィギュアスケート競技特別規則に準ずる。採点はＩＳＵジャッジングシステムによる。

イ　各種別参加選手32名以内によってショートプログラムを行い、上位24名によるフリースケーティングを行い、２名の総合成績合計で各チームの順位を決定する団体競技とする。数値が同じ場合は、個人成績の良い選手を含むチームが上位となる。

［注］①　１名では参加できない。

②　２名申込みの場合でも１名が棄権した場合は、そのチームは失格とする。

ウ　本大会においてショートプログラム終了以前に１名でも選手が棄権した場合は、そのチームは失格となる。

ただし、フリースケーティングにおける棄権は、棄権した選手に対しフリースケーティングの最下位の順位が与えられる。

エ　予選チームと本大会出場チームは、有資格者であればメンバーが異なっても構わない。

オ　本選において選手の変更のある場合は、監督会議前に文書で届け出た場合のみ１名の変更を認めることができる。抽選後の変更は認められない。

カ　競技課題

ショートプログラムは、2021年国際スケート連盟規程第611条に基づき、少年はＩＳＵジュニア課題、成年はＩＳＵシニア課題とする。

フリースケーティングは、2021年国際スケート連盟規程第612条に基づき、少年はジュニア、成年はシニアのＩＳＵ規則に準ずる。

キ　滑走時間

（ア）ショートプログラム滑走時間は、２分40秒プラス／マイナス10秒とする。

（イ）フリースケーティング滑走時間は、成年男子・成年女子４分プラス／マイナス10秒、少年男子・少年女子３分30秒プラス／マイナス10秒とする。

ク　音楽は、ＣＤを使用することとし、最初から再生できるものとする。また、必ず予備の音源も持参すること。

ケ　演技予定要素リストは、参加選手個人において2023年１月５日(木)までに公益財団法人日本スケート連盟ホームページ「マイページ」より登録すること。

登録手続きＵＲＬ　https://www.skatingjapan.jp/mypage/

なお、登録できない場合は、都道府県単位でまとめて次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒031-0073

青森県八戸市大字売市字輿遊下3番地　ＹＳアリーナ八戸内

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

E-mail：kokutai@city.hachinohe.aomori.jp

コ　滑走順抽選は監督会議において行う。

５　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「２　実施要項総則」５に定めるもののほか、次のとおりとする。

⑴　監督

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格制度に基づく公認スケートコーチ

１、公認スケートコーチ３、公認スケートコーチ４、又は公認スケート教師の資格を有すること。

⑵　スピード

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストＢ級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

⑶　ショートトラック

公益財団法人日本スケート連盟バッジテストＢ級以上（スピード・ショート）の資格を有する者（バッジテスト認定証は、必ず持参すること。）

⑷　フィギュア

各種別とも、公益財団法人日本スケート連盟フィギュアバッジテスト総合５級以上の資格を有する者。

ただし、中学３年生が参加する場合は、バッジテスト総合６級以上とする。

６　総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に１位から８位までを決定する。

ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

⑴　競技得点の種類

ア　各種目に与える得点競技：スピード、ショートトラック

イ　種別に与える得点競技：フィギュア

⑵　競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競技得点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	スピード、ショートトラック 各種目（リレーを含む。）とも、１位８点、２位７点、３位６点、４位５点、５位４点、６位３点、７位２点、８位１点の競技得点を与える。
		フィギュア 各種別とも、１位24点、２位21点、３位18点、４位15点、５位12点、６位９点、７位６点、８位３点の競技得点を与える。

※　同得点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

得点は、次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

⑶　参加得点

大会（ブロック大会等を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。

ただし、特別国民体育大会冬季大会フィギュア競技予選会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

７　表　　彰

⑴　男女総合成績及び女子総合成績の１位から８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

⑵　男女総合成績１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

⑶　競技の各種別及び種目の１位から８位までに賞状を授与する。

　ただし、団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に１枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したものをチーム全員に授与する。

８　諸会議

⑴　組合せ抽選会

ア　スピード

日　時　　2023年１月９日（月）15:00～

場　所　　ＹＳアリーナ八戸　大会議室

電　話　　0178-43-9544

イ　ショートトラック

日　時　　2023年１月９日（月）13:00～

場　所　　ＹＳアリーナ八戸　大会議室

電　話　　0178-43-9544

⑵　監督会議

ア　スピード

日　時　　2023年１月29日（日）15:00～

場　所　　八戸市スポーツ研修センター　第１会議室

電　話　　0178-22-7181

イ　ショートトラック

日　時　　2023年１月27日（金）14:00～

場　所　　テクノルアイスパーク八戸　２階　ロビー

電　話　　0178-25-5655

ウ　フィギュア

日　時　　2023年１月27日（金）14:00～

場　所　　ユートリー　１階　多目的大ホールＢ

電　話　　0178-27-2227

⑶　競技役員会議

ア　スピード

日　時　　2023年１月29日（日）17:00～

場　所　　ＹＳアリーナ八戸　大会議室

電　話　　0178-43-9544

イ　ショートトラック

日　時　　2023年１月27日（金）16:00～

場　所　　テクノルアイスパーク八戸　２階　ロビー

電　話　　0178-25-5655

ウ　フィギュア（レフェリー、テクニカル・コントローラー会議）

日　時　　2023年１月27日（金）12:30～

場　所　　ユートリー　５階　会議室
電　話　　0178-27-2227

９　その他

その他の事項については、総則の定めによる。

〔２〕アイスホッケー競技

１　期　　日　　2023年２月１日（水）から２月５日（日）まで（５日間）

種　別	２月１日(水)	２月２日(木)	２月３日(金)	２月４日(土)	２月５日(日)
成年男子	１回戦	２回戦	準々決勝 順 位 戦	準　決　勝 順位決定戦	決　　勝 ３位決定戦
少年男子	１回戦	準々決勝	順 位 戦	準　決　勝 順位決定戦	決　　勝 ３位決定戦

２　会　　場

会　場　地	競　　技　　会　　場
八　戸　市	テクノルアイスパーク八戸
	ＦＬＡＴ　ＨＡＣＨＩＮＯＨＥ
南　部　町	ふくちアイスアリーナ

３　種別及び参加人員

種　別	監督	選手	参加都道府県	小計	合計
成年男子	1	16	26	442	663
少年男子	1	16	13	221	

４　競技上の規定及び競技方法

⑴　アイスホッケー公式国際競技規則及び本大会要項による。

⑵　トーナメント方式により、１位から８位までを決定する。

⑶　５位から８位までの順位決定戦の組合せ抽選は行わない。

⑷　競技時間は、１試合を第１、第２、第３ピリオドの３回に分け、ピリオド間にインターバルを挟む。

各ピリオド正味20分とし、インターバルは10分とする。

⑸　第３ピリオド終了時に同点の場合は、３分間の休憩の後、５分間のサドンデス方式による「３on３方式」の延長ピリオドを行う。

なお、決しない場合は、３名によるペナルティショット・シュートアウトを行う。それでも決しない場合は、１名ずつのサドンデス方式によるペナルティショット・シュートアウトを行う。

⑹　成年、少年とも大会登録は、大会中にゴールテンダー１名を含め、16名以内とする。

なお、試合進行のために必要な員数を氷上に揃えることができなくなった時点で没収試合とし、０対15で当該チームの敗戦とする。

５　予選方法

⑴　予選は都道府県大会及びブロック大会とする。

⑵　都道府県大会は各都道府県スポーツ協会等の主催とし、ブロック大会は各ブロック内関係都道府県スポーツ協会等の共催、開催地連盟の主管とする。

⑶　ブロック大会の関係都道府県及び選出チーム数は次のとおりとする。

ブロック名	都道府県名	成年	少年
北　海　道	北海道	1	1
東　　北	岩手・宮城・秋田・山形・福島	3	1
関　　東	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨	5	4
北信越・東海	新潟・長野・富山・石川・福井・静岡・愛知・三重・岐阜	4	3
近　　畿	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山	4	
中国・四国	鳥取・島根・岡山・広島・山口・香川・徳島・愛媛・高知	4	3
九　　州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄	4	
開　催　地	青森	1	1
計		26	13

6　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

「２　実施要項総則」５に定めるもののほか、次のとおりとする。

⑴　本年度アジアリーグに出場したチームに所属登録された者は出場できない。

⑵　本大会の参加人員は、「アイスホッケー競技要項」の３によるが、選手については、各都道府県大会及びブロック大会に出場した者のうちからメンバーを編成する。

⑶　監督は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度に基づく公認アイスホッケーコーチ１、公認アイスホッケーコーチ３又は公認アイスホッケーコーチ４の資格を有すること。

7　総合成績決定方法

総合成績（天皇杯得点）は、競技得点と参加得点を合計し、その得点の多い都道府県順に１位から８位までを決定する。ただし、同得点の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。

⑴　競技得点

天皇杯対象種別	競　技　得　点
成年男子 少年男子	各種別の１位40点、２位35点、３位30点、４位25点、５位20点、６位15点、７位10点、８位５点の競技得点を与える。ただし、同順位の場合はその順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は次の順位の得点を加え、当該都道府県で等分する。

⑵　参加得点

大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に、参加得点10点を与える。ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

⑶　その他

ア　総合成績（天皇杯得点）の決定は、公益財団法人日本アイスホッケー連盟が行う。

イ　天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と公益財団法人日本アイスホッケー連盟が協議する。

８　表　　彰

⑴　総合成績の１位から８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

⑵　総合成績１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

⑶　各種別の１位から８位までに賞状を授与する。

　賞状は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものを都道府県用に１枚、さらに、その都道府県名と当該個人名を記載したもの又は、都道府県名とチーム全員（監督を含む。）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

９　参加上の注意

⑴　2023年１月５日（木）までにチームのホーム用及びビジター用ユニフォームの写真データをＣＤで郵送又はＥメールで、次の送付先へ提出すること。

【送付先】

〒031-0073

青森県八戸市大字売市字輿遊下３番地

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局

E-mail:kokutai@city.hachinohe.aomori.jp

⑵　アイスホッケー公式国際競技規則第 202 条基づき、少年に参加するプレイヤーは、フルフェイス・マスクと首とのどのプロテクターを着用しなければならない。

⑶　J.I.H.F.2010～2011 発第 065 号〔通達〕に基づき、1974 年 12 月 31 日以降に生まれたプレイヤーは、単色透明・肌色・白色以外マウスピースを着用しなければならない。

⑷　その他の事項は、「２　実施要項総則」15によるものとする。

10　諸会議

⑴　組合せ抽選会

ア　日　時　　2023年１月11日（水）14:00～

イ　場　所　　JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE

ウ　電　話　　03-5843-0375（公益財団法人日本アイスホッケー連盟）

⑵　監督会議

ア　日　時　　2023年１月31日（火）15:00～

イ　場　所　　八戸プラザホテル

ウ　電　話　　0178-44-3121

11　その他

その他の事項については、総則の定めによる。

４　式典次第

【特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会】

開　始　式

期　日　　2023 年 1 月 28 日（土）
場　所　　八戸市公会堂

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	９：００
2	役員・選手団集合開始	９：３０
3	役員・選手団着席完了	９：５５
4	歓迎アトラクション	１０：００
5	参加都道府県旗入場・選手団紹介	１０：２０
6	開式通告	１０：３５
7	競技会開始宣言	１０：３６
8	国旗儀礼	１０：３９
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	１０：４１
10	大会会長トロフィー返還	１０：４３
11	日本スポーツ協会あいさつ	１０：４７
12	スポーツ庁あいさつ	１０：５０
13	中央競技団体あいさつ	１０：５３
14	歓迎のことば	１０：５６
15	選手代表宣誓	１１：０２
16	閉式通告	１１：０６
17	役員・選手団解散	１１：０７

【特別国民体育大会冬季大会スケート競技会】

表　彰　式

期　日　　2023年２月２日（木）
場　所　　ＹＳアリーナ八戸
（八戸市長根屋内スケート場）

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	１４：００
2	役員・選手団集合開始	１４：３０
3	役員・選手団着席完了	１４：５９
4	開　式　通　告	１５：００
5	成　績　発　表	１５：０１
6	表　彰　状　授　与	１５：０４
7	大会会長トロフィー授与	１５：１７
8	中央競技団体あいさつ	１５：１９
9	会場地あいさつ	１５：２２
10	国　旗　儀　礼	１５：２５
11	競技会終了宣言	１５：２７
12	閉　式　通　告	１５：２９
13	役員・選手団解散	１５：３０

【特別国民体育大会冬季大会アイスホッケー競技会】

表　彰　式

期　日　　2023年２月５日（日）
場　所　　ＹＳアリーナ八戸
（八戸市長根屋内スケート場）

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	１５：００
2	役員・選手団集合開始	１５：３０
3	役員・選手団着席完了	１５：５９
4	開　式　通　告	１６：００
5	成　績　発　表	１６：０１
6	表　彰　状　授　与	１６：０４
7	大会会長トロフィー授与	１６：１３
8	中央競技団体あいさつ	１６：１５
9	会場地あいさつ	１６：１８
10	国　旗　儀　礼	１６：２１
11	競技会終了宣言	１６：２３
12	閉　式　通　告	１６：２５
13	役員・選手団解散	１６：２６

５　宿泊要項

１　趣旨

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して、必要な事項を定める。

２　方針

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「特別国体青森県実行委員会」という。）及び特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会（以下「特別国体八戸市実行委員会」という。）は、合同で特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会配宿センター（以下「配宿センター」という。）を設置し、緊密な連携のもと、相互に十分な連絡調整を行うとともに、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

３　業務の実施

配宿センターは、競技団体、旅館組合等の関係団体、宿泊施設等と連絡調整の上、大会参加者の宿舎の選定、確保、配宿等に関する業務に当たるとともに、これに関する紛議が生じた場合は、調停及びあっせんを行う。

４　宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

⑴　大会参加者の宿泊は、原則として会場地市町内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行う旅館・ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

⑵　会場地市町内の宿泊施設で大会参加者の収容が困難な場合は、近隣市町村の宿泊施設を利用する。

⑶　風紀、衛生及び防災上支障があると認められる宿泊施設は利用しない。

５　配宿

大会参加者の配宿に当たっては、配宿センターが次の事項に留意して行うものとする。

⑴　選手・監督の宿舎は、競技会場及び練習会場までの交通状況並びに都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。

⑵　選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。

⑶　競技会役員及び競技役員については、できる限り同一、又は近隣の宿舎に配宿する。

⑷　１人の宿舎に要する広さは、3.3 ㎡（２畳）以上とする。

６　宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

⑴　宿泊及び素泊まり

ア　宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として１泊２食とする。

イ　素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいうものとする。

⑵　宿泊料金

宿泊料金は次の料金の範囲内とする。ただし、定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		１泊２食	素泊まり	
営業宿泊施設	税抜	6,000 円～13,000 円※1	4,200 円～ 9,100 円※2	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
	10%	6,600 円～14,300 円	4,620 円～10,010 円	

※１　１泊２食の宿泊料金は、500 円刻みとする。

※２　素泊まりの料金は、１泊２食の料金の70%相当額とする。

⑶　入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払うものとする。

⑷　欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は当日９時までに、朝食の場合は前日の 18 時までに申し出た場合に限る。ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア　夕食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額とする。

イ　朝食を欠食した場合の宿泊料金

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業宿泊施設	税抜	4,800 円～10,400 円	5,400 円～11,700 円
	10%	5,280 円～11,440 円	5,940 円～12,870 円

⑸　休憩料金

入宿日の 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

⑹　入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は、当該宿舎が負担するものとする。

⑺　宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として各都道府県体育・スポーツ協会が、配宿センターに対して入宿前に事前振込することとし、宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎において宿泊者数の確認を行った上で、大会終了後に必要に応じて、配宿センター

から各都道府県体育・スポーツ協会に差額を精算するものとする。

なお、振込手数料については、振込者が負担するものとする。

⑻　宿泊取消料

ア　大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の６日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の５日前から宿泊予定日前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定日前日	宿泊料金（税抜）の 100%	

（注）・荒天等による交通機関の不通で、宿舎への到着が困難な場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず、一人につき１泊分の取消料のみとする。

イ　選手・監督が、荒天等による競技会会期の短縮決定又は競技敗退の理由により宿泊取消を申し出た場合の宿泊取消料は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊取消し	宿泊料金（税抜）の 100%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊取消し	不要	

ウ　災害その他の事由（地震、風水害、感染症等）により、競技会（種目・種別）が中止となった場合は、入宿前後にかかわらず、上記アの例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者すべてに適用するものとする。

エ　宿泊申込み後、変更・取消しの申出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア、イの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ　アからエまでの宿泊取消料には、消費税に相当する金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算するものとする。

カ　宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が配宿センターの指定する方法により支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊料金を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

⑼　宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、令和５(2023)年１月 24 日（火）15 時から令和５(2023)年２月６日（月）10 時までとする。

7　宿泊の申込み

⑴　宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとする。

なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到達した日時とする。

⑵　選手・監督、都道府県選手団本部役員にあっては、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

⑶　インターネット等による宿泊申込みは、実施要領に定める申込期限までに行うものとする。

⑷　選手・監督及び都道府県選手団本部役員について、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8　宿泊の変更及び取消し

⑴　大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから、大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。

なお、不適切な対応が発生した場合は、日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。

⑵　入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センターに行うものとする。ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、ファクシミリや郵便により行うものとし、この場合にあっても、速やかに配宿センターへ連絡するものとする。

なお、その効力の発生は、インターネットについては受信時、ファクシミリ等では到着した日時とする。

⑶　入宿後にあっては、宿泊責任者が、直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

⑷　配宿センターが指定する宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

9　食事

⑴　大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスが良く、青森県産の食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

⑵　昼食については、原則として自由調達とするが、あっせんを希望する場合は、配宿センターが定める弁当申込方法により申込むものとする。

なお、昼食（弁当）料金は次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内
	10%	990 円以内

10　アイスホッケー競技の用具保管場所

アイスホッケー競技の用具は、宿舎の指示に従い、指定された場所に保管する。

11　その他

⑴　この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定める。

⑵　宿泊料金、昼食弁当料金ともに、消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は、変更後の税率を適用する。

６　輸送交通要項

１　趣旨

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して、必要な事項を定める。

２　基本方針

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「特別国体青森県実行委員会」という。）及び特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会（以下「特別国体八戸市実行委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行う。

３　輸送方法

⑴　大会参加者の輸送

ア　全国輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。ただし、必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ　開始式・表彰式輸送

開始式・表彰式輸送は、原則として計画輸送とし、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

ウ　競技会輸送

競技会輸送は、原則として計画輸送とし、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ　各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

⑵　一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行う。

なお、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

⑶　その他

鉄道・路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払う。

4　駐車場対策

⑴　開始式・表彰式会場駐車場

開始式・表彰式会場における駐車場については、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみとし、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は原則として認めない。

⑵　各競技会場駐車場

各競技会場における駐車場については、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が十分な確保に努め、効率的な利用を図る。

なお、駐車場利用者は、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用する。

5　交通安全対策

⑴　開始式・表彰式

特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、開始式・表彰式における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

⑵　各競技会

特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、各競技会における大会参加者及び一般観覧者の交通安全の確保と円滑な輸送を図るため、関係機関等の協力を得て、歩行者及び車両の誘導、交通規制等必要な対策を講じる。

⑶　積雪、凍結等への対応

特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、スリップ等による交通事故や走行不能を防止するため、使用車両にスタッドレスタイヤ、タイヤチェーン等を装着又は携行するとともに、積雪、凍結などの路面状況や天候等に応じた走行に留意する等必要な対策を講じる。

6　輸送・交通の案内

特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会は、輸送・交通の案内を各種会議及び広報媒体を通じて周知を図るほか、特別国体青森県実行委員会又は特別国体八戸市実行委員会が設置する案内所等において行う。

7　その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通の実施に関して必要な事項は、別に定める。

7　医療救護要項

1　趣旨

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会（以下「大会」という。）における医療救護に関して、必要な事項を定める。

2　基本方針

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会（以下「特別国体青森県実行委員会」という。）及び特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会（以下「特別国体八戸市実行委員会」という。）は、医療機関、関係団体等の協力を得て医療救護業務を遂行する。

3　医療救護対策

⑴　救護本部及び救護所の設置

ア　医療救護業務を統括するために救護本部を設置する。

イ　開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。

ウ　各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。

エ　救護所は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、救護係員等により必要に応じた編成を行う。

オ　救護所では、応急処置を行い、状況に応じて医療機関に移送する。

⑵　医薬品、救急自動車等の配備

ア　救護所には、応急処置の万全を期すため、医薬品、医療器具、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）、その他必要な物品を備える。なお、ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

イ　救護所には、別途関係機関と協議の上、必要に応じて救急自動車を配備する。

⑶　宿舎等における医療救護

ア　宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。

イ　練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

4　医療費の負担

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き、医療費は全て受診者が負担する。

5　業務の分担

⑴　医療救護業務の統括は、青森県実行委員会が担当する。

⑵　大会の開始式・表彰式会場、競技会場及び宿舎における医療救護は、特別国体青森県実行委員会及び特別国体八戸市実行委員会が連携し担当する。

６　その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。

８　国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第１条　天皇杯は、男女総合成績第１位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第１位の都道府県に授与する。

２　第１位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第３条　天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

⑴　信託会社又は確実な金庫に保管する。

⑵　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

⑶　公益財団法人日本スポーツ協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　　本規程は、昭和 41 年４月　１日制定

昭和 45 年１月 22 日一部改定

昭和 48 年７月 10 日一部改定

昭和 54 年５月　９日一部改定

平成 17 年６月 16 日一部改定

平成 22 年３月 17 日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年４月１日）から施行する。

平成 30 年４月　１日一部改定

９　国民体育大会会長トロフィー授与規程

第１条　国民体育大会会長トロフィー(以下「大会会長トロフィー」という。)は、正式競技別男女総合成績第１位の都道府県に授与する。

２　第１位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第３条　大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

⑴　責任をもって保管する。

⑵　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。

⑶　優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第１条第２項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

⑷　公益財団法人日本スポーツ協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　　本規程は、昭和 41 年４月　１日制定

昭和 45 年１月 22 日一部改定

昭和 48 年７月 10 日一部改定

昭和 54 年５月　９日一部改定

平成 17 年６月 16 日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成 23 年４月１日）から施行する。

平成 30 年４月　１日一部改定

10　関係団体事務局一覧表

団　体　名	所　在　地	TEL FAX
公益財団法人日本スポーツ協会	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町４番２号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-6910-5808 03-6910-5820
スポーツ庁競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関３丁目２番２号	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人日本スケート連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町４番２号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0415 03-5843-0416
公益財団法人日本アイスホッケー連盟	〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町４番２号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内	03-5843-0375 03-5843-0376
公益財団法人青森県スポーツ協会	〒039-3505 青森県青森市大字宮田字高瀬 22-２ 新青森総合運動公園内	017-764-6675 017-764-0556
青森県スケート連盟	〒039-0815 青森県三戸郡南部町大字福田字あかね ５-27　仁科恭典方	0178-84-4014 0178-84-4014
青森県アイスホッケー連盟	〒031-0057 青森県八戸市大字上徒士町４-１ コラソン保険サービス内　小山田方	0178-20-8285 0178-20-8286
特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会青森県実行委員会事務局 特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会八戸市実行委員会事務局	〒031-0073 青森県八戸市大字売市字輿遊下３番地 ＹＳアリーナ八戸内	0178-51-9833 0178-51-8805

資料No.8-(2)

特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会

中央競技役員数及び同所要経費基準

1　中央競技役員数

競 技 区 分	人　数
1　スケート競技会	４４
2　アイスホッケー競技会	２６
計	７０

2　所要経費支給基準

⑴　交通費

ア　運賃は、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から競技会場地最寄り駅間を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算出する。

イ　急行・特急料金及び航空運賃は、八戸市職員等の旅費支給条例(昭和28年条例第９号)の例による。

⑵　宿泊費及び諸費

区　分	支　　給　　額
宿 泊 費 （１泊２食）	特別国民体育大会冬季大会スケート競技会・アイスホッケー競技会宿泊要項に定める宿泊料金×宿泊日数(競技役員業務従事日数＋１日)
諸　　費	２，２００円×(宿泊日数＋１日)

（注）１　支給期間は、競技日数に１日を加えた日数を上限とする。

２　開始式日は、競技日数に含める。

３　入湯税対象施設に宿泊した場合には、別途入湯税を加算する。

資料 No. 9-(1)

特別国民体育大会冬季大会

スキー競技会

実　施　要　項

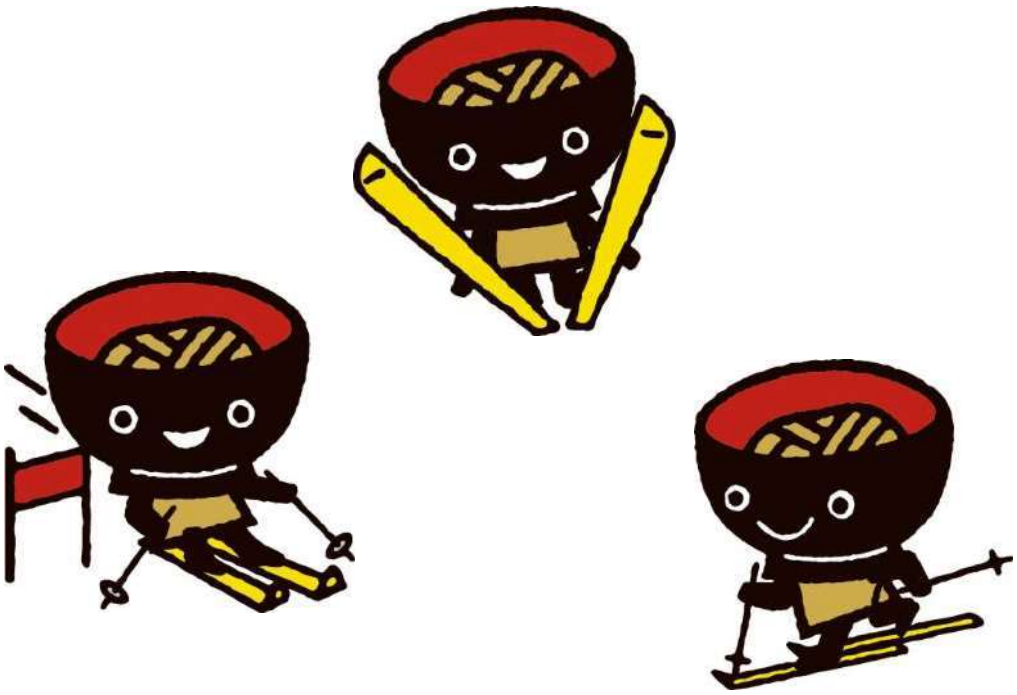

いわて八幡平 白銀国体

白銀に　映えるみんなの　夢・未来

公益財団法人日本スポーツ協会
文　部　科　学　省
岩　手　県
公益財団法人全日本スキー連盟
八　幡　平　市

目　　次

１　競技会日程と会場一覧・・・・・・・・・・・・・１

２　スキー競技実施要項・・・・・・・・・・・・・・２

※　交代(変更)届・棄権届・・・・・・・・・・・１７

３　式典次第・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

４　宿泊要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

５　輸送交通要項・・・・・・・・・・・・・・・・２５

６　医療救護要項・・・・・・・・・・・・・・・・２７

７　国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程・・・・２８

８　国民体育大会会長トロフィー授与規程・・・・２９

９　関係団体事務局一覧・・・・・・・・・・・・・３０

1　競技会日程と会場一覧

1　スキー競技会

会場地	式典・競技		日程 2023年2月 17日（金）	18日（土）	19日（日）	20日（月）	会場	所在地
八幡平市	開始式		◎				八幡平市総合運動公園体育館	八幡平市大更37-105-2
	表彰式					◎		
	ｼﾞｬｲｱﾝﾄｽﾗﾛｰﾑ			○	○	○	安比高原スキー場	八幡平市安比高原
	ｽﾍﾟｼｬﾙｼﾞｬﾝﾌﾟ		◇	○			矢神飛躍台	八幡平市矢神地内
	ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ	ｼﾞｬﾝﾌﾟ	◇ ◆		○			
		ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰ			○		田山クロスカントリーコース	八幡平市馬場下タ46-1
	ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰ			○	○	○		

（凡例）　◎開始式・表彰式　　○競技日　　◇公式練習日　　◆予備ラウンド

2　全国会議

会議名	開催方法	日程
全国代表者会議	別途通知	別途通知
全国報道員会議		

3　監督会議

会議名	日時	会場	所在地
ｼﾞｬｲｱﾝﾄｽﾗﾛｰﾑ	2023年2月16日（木）14：30	安比プラザ	八幡平市安比高原
ｽﾍﾟｼｬﾙｼﾞｬﾝﾌﾟ ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ	2023年2月16日（木）14：30	八幡平市田山スキー場 スキーセンター２F	八幡平市矢神８－１
ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰ	2023年2月16日（木）14：30	八幡平市田山体育館	八幡平市田中下タ78

２　スキー競技実施要項

１　開催の趣旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするスポーツの祭典である。

岩手県で開催する特別国民体育大会冬季大会スキー競技会「いわて八幡平白銀国体」は、「白銀に映えるみんなの　夢・未来」のスローガンに、県民が「する」「みる」「ささえる」といった様々な形で大会に参画し、スポーツの楽しみや喜びを得ることにより「県民誰もが健やかで輝く岩手の創造」の実現に寄与することを目指すとともに、本県で開催した「希望郷いわて国体・希望郷いわて大会」のレガシーを最大限活用し、復興の姿や本県の魅力を全国に発信する大会として開催する。

２　実施種目

正式競技：ジャイアントスラローム、スペシャルジャンプ、コンバインド、
　　クロスカントリー

３　期　間

2023 年２月 17 日(金)～２月 20 日(月)　（４日間）

４　開催地

岩手県八幡平市

５　日程及び会場

期日	時間	会議・式典・競技	会場
２月 16 日(木)	14:30	監督会議　ｼﾞｬｲｱﾝﾄｽﾗﾛｰﾑ ｽﾍﾟｼｬﾙｼﾞｬﾝﾌﾟ・ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰ	安比プラザ 田山ｽｷｰ場ｽｷｰｾﾝﾀｰ２F 田山体育館
第１日目 17 日(金)	9:00 14:00	ｽﾍﾟｼｬﾙｼﾞｬﾝﾌﾟ公式練習(HS=87m) ｺﾝﾊﾞｲﾝﾄﾞ公式練習(予備飛躍)HS=87m 開始式	矢神飛躍台 八幡平市総合運動公園体育館
第２日目 18 日(土)	9:00 9:00 9:30	ジャイアントスラローム 成年男子Ａ、成年女子Ａ、成年男子Ｂ スペシャルジャンプ(HS=87m) 少年男子、成年男子Ｂ・Ａ クロスカントリー（クラシカル） 少年男子、成年男子Ａ・Ｂ	安比高原ｽｷｰ場 矢神飛躍台 田山ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰｺｰｽ
第３日目 19 日(日)	9:00 9:00 9:30 13:30	ジャイアントスラローム 成年男子Ｃ、成年女子Ｂ、少年女子 コンバインドジャンプ（HS=87m） 少年男子、成年男子Ｂ・Ａ クロスカントリー（クラシカル） 成年男子Ｃ、少年女子、成年女子Ａ・Ｂ コンバインドクロスカントリー（フリー） 成年男子Ｂ、少年男子、成年男子Ａ	安比高原ｽｷｰ場 矢神飛躍台 田山ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰｺｰｽ 田山ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰｺｰｽ
第４日目 20 日(月)	9:00 9:00 11:00 11:10 16:00	ジャイアントスラローム 少年男子 リレー（フリー） 女子 リレー（フリー） 成年男子 リレー（フリー） 少年男子 表彰式	安比高原ｽｷｰ場 田山ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰｺｰｽ 田山ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰｺｰｽ 田山ｸﾛｽｶﾝﾄﾘｰｺｰｽ 八幡平市総合運動公園体育館

６　種目・種別（部）及び参加人数

各都道府県は、監督３名・選手 72 名（成年 40 名以内、少年 32 名以内）計 75 名以内で編成し、種目・種別（部）・参加者数の上限は下表のとおりとする。

ただし、参加者の合計が 1,660 名を超える場合は、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）で制限する。なお、補欠は認めない。

種別（部）／種目	成年男子			少年男子	成年女子		少年女子
	A	B	C		A	B	
ジャイアントスラローム	3	3	3	6	3	2	4
クロスカントリー	3	3	3	6	3	2	4
スペシャルジャンプ	3	3		6			
コンバインド	3	3		6			
リレー	６名（４名×10㎞Ｆ）			同左	６名（４名×５㎞Ｆ）		

［注１］　クロスカントリー競技（クラシカル）の距離は、成年男子Ａ・Ｂ及び少年男子は 10㎞、成年男子Ｃ・成年女子Ａ・Ｂ及び少年女子は５㎞とする。

［注２］　コンバインド競技クロスカントリー（フリー）の距離は、成年男子Ａ及び少年男子は 10㎞、成年男子Ｂは５㎞とする。

［注３］　リレー競技（フリー）は６名（走者４名）以内をエントリーできる。ただし、女子は走者４名のうち２名以上を少年とし、一走及び二走は少年とする。

［注４］　リレー競技へのエントリー者は、各種別（部）のノルディック種目のエントリー者のみとする。ただし、これが不可能な場合は、アルペン種目のエントリー者を加えることができるが、この場合は、全国代表者会議の前に開催される組織委員会までに文書をもって届け出なければならない。

７　競技上の規定及び競技方法

（１）　都道府県対抗とする。

（２）　競技方法は、全日本スキー連盟競技規則最新版及び全日本スキー連盟が定めた国体競技の特別規則による。

８　抽選

抽選は、予備抽選（都道府県抽選）を 2022 年 11 月［第１回組織委員会時］に、本抽選（スタート抽選）を 2023 年２月１日(水)［第２回組織委員会時］に行う。

９　ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療目的使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

10　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説

明」を併せて確認すること。
【公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ　https://www.japan-sports.or.jp/】

（1）　参加資格

ア　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

（ア）　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

（イ）　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「13　参加申込方法」で定めた参加申込締切時【2023年１月25日(水)】に１年以上在籍していること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学３年生）に該当していること。

（ウ）　成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　少年種別年齢域にあった時点において、前号(イ)に該当していた者であること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

［注］　上記(ウ)ｂ について、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ　選手及び監督は、所属都道府県のスキー連盟会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長(代表者)が代表として認め、選抜した者であること。

ウ　第76回又は第77回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む。）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

（ア）　成年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

［注］　ａ及びｂは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c　ふるさと選手制度を活用する者（別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

d　東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

（イ）　少年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

c　一家転住に係る者（別記２「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

［注］　ａからｃは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d　東日本大震災に係る参加資格特別措置を活用する者（別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ　選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ１競技に限り参加できる。

カ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。

（ア）　都道府県大会に参加し、これに通過した者であること。

（イ）　健康診断を受け、健康であることを証明された者であること。

（ウ）　ドーピング検査対象に選定された場合には、検査を受けなければならない。

ク　上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく公認スキーコーチ１、公認スキーコーチ２、公認スキーコーチ３、公認スキーコーチ４、公認スキー教師、公認スキー上級教師のいずれかの資格を有する者であること。

（２）　所属都道府県

所属都道府県は、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア　成年種別

（ア）　居住地を示す現住所

（イ）　勤務地

（ウ）　ふるさと（別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

イ　少年種別

（ア）　居住地を示す現住所

（イ）「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

（ウ）　勤務地

［注］　「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2022 年４月 30 日以前から競技会終了時（2023 年２月 20 日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

［成年種別］

a　別記３「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b　別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

［少年種別］

a　別記２「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b　別記３「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c　別記４「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

（３）　選手の年齢基準

ア　成年男子

（ア）　A（18 歳以上 26 歳未満）

1996 年４月２日から 2004 年４月１日までに生まれた者

（イ）　B（26 歳以上 34 歳未満）

1988 年４月２日から 1996 年４月１日までに生まれた者

（ウ）　C（34 歳以上）

1988 年４月１日以前に生まれた者

ただし、スペシャルジャンプ及びコンバインドについては、成年男子Aは 27 歳未満（1995 年４月２日以降に生まれた者）、成年男子Bは 27 歳以上（1995 年４月１日以前に生まれた者）とする。

イ　成年女子

（ア）　A（18 歳以上 24 歳未満）

1998 年４月２日から 2004 年４月１日までに生まれた者

（イ）　B（24 歳以上）

1998 年４月１日以前に生まれた者

ウ　少年男子及び少年女子

2004 年４月２日から 2008 年４月１日までに生まれた者

（４）　前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会、全日本スキー連盟並びに組織委員会が調査・審議の上、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

別記１【国民体育大会ふるさと選手制度】

１　成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項［国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第10項第４号（参加資格及び年齢基準等）］に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

（１）　居住地を示す現住所

（２）　勤務地

（３）　ふるさと

２　「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

　ただし、JOCエリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOCエリートアカデミーに係る選手参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。

３　我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、　日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

４　「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」　を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は、変更できないものとする

５　「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

６　ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。

７　参加都道府県は、「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２【『一家転住等』に伴う特例措置】

転校への特例

１　次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

（１）　この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

（２）　本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお、「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア　親の転勤による一家の転居

イ　親の結婚、離婚による一家の転居

ウ　上記以外に、やむ得ない理由による一家の転居

（３）　転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア　本特例を受けようとする参加者は、下記の２（１）の場合は転居元、下記２（２）の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ　報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記の２（１）の場合は転居先、下記２（２）の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨を報告し了承を得ること。

２　本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

（１）　転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

（２）　転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記３【トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置】

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

１　特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、日本スポーツ協会の定める規定に基づき、2022 年 10 月 31 日現在の全日本スキー連盟強化指定選手とする。

［注］　強化指定対象ランクについては、ジュニア強化指定選手は対象としない。ただし、全年齢域のカテゴリーに少年種別年齢域の選手が入っている場合は対象とする。

２　特例の内容

（１）　予選会の免除

本特例の対象となる選手が日本代表選手としての活動のため都道府県予選に参加できない場合は、都道府県予選会を経ずに国民体育大会に参加できるものとする。

なお、予選会の免除措置を受けるためには、全日本スキー連盟が定める「国民体育大会スキー競技会参加資格等細則」第５項に基づき、都道府県予選会へエントリーしなければならない。

（２）　資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア　居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

（ア）　2022 年４月 30 日以前から競技会終了時（2023 年２月 20 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活実態については、下記要件により判断する。

ａ　自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

ｂ　当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

ｃ　当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

ｄ　当該住居に必要な家財道具が存すること

（イ）　合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ　勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

（ア）　2022 年４月 30 日以前から競技会終了時（2023 年２月 20 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

（イ）　当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

３　国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）の通りとする。

別記４【東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置】

１　特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の６県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

２　特例の内容

（１）　特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

＜特例の対象者＞

被災地域から避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア　2011 年３月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ　災害が発生しなかったと仮定した場合、2022 年４月 30 日以前から競技会終了時（2023 年２月 20 日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

（２）　避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選　手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 76 回及び第 77 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜特例の対象者＞

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

（ア）　2011 年３月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは、当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

（イ）　移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が 2022 年４月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

［注］「住居を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の他道府県から出場することができる。

イ　本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から特別大会に参加した者が、第 78 回大会において、以下のような震災に係る理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－（１）－１）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないもの

とする。

＜例＞　○　避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○　避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」または「勤務地」とする場合

○　他の都道府県に避難先を移す場合など

（3）　避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア　卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地

イ　災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校又は高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

＜特例の対象者＞

2011 から 2012 年度(小学校は 2015 年度)までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校又は高等学校を卒業した者。

11　総合成績決定方法

男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）は、競技得点と参加得点の合計とし、その多い都道府県順に第１位から第８位までを決定する。

ただし、同点の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。

（１）　競技得点

天皇杯対象種別	皇后杯対象種別	競　技　得　点
成年男子 成年女子 少年男子 少年女子	成年女子 少年女子	各種目（リレーを含む）とも１位８点、２位７点、３位６点、４位５点、５位４点、６位３点、７位２点、８位１点の競技得点を与える。 また、同順位の場合は、その順位を共有し、次の順位を欠位とする。得点は、次順位の得点を加え当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、少数第３位以下を切り捨てる。 ただし、一つの都道府県における各種目の得点対象は、各種別とも当該都道府県の上位２位までとし、以下得点対象者を順次繰り上げる。 したがって、この場合の得点対象者は、繰り上げられた者による上位８名までとする。

（２）　参加得点

大会に参加した都道府県に参加得点 10 点を与える。

（３）　その他

ア　天候その他の事情により一部競技が中止になった場合の成績は、大会総務委員会と全日本スキー連盟及び組織委員会が協議して決めるが、原則として、終了した種目の得点合計によるものとする。

イ　男女総合成績（天皇杯）、女子総合成績（皇后杯）の正式決定は、全日本スキー連盟が行う。

ウ　参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

12　表　彰

（１）　男女総合成績（天皇杯）第１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

（２）　男女総合成績（天皇杯）及び女子総合成績（皇后杯）の第１位から第８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

（３）　各種別及び各種目の第１位から第８位までの選手に賞状を授与する。ただし、リレーの場合は、都道府県名と出場者全員の氏名を記載したものを各都道府県用に１枚、更に同様のものを出場者の全員に授与する。

13　参加申込方法

（１）　都道府県体育・スポーツ協会会長と都道府県スキー連盟会長は、連署の上、都道府県大会等において、選抜された者を特別国民体育大会会長宛に申し込むものとする。

（２）　参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

（３）　参加申込締切日は、2023 年１月 25 日（水）午後５時とする。

（４）　参加申込様式は、日本スポーツ協会が全日本スキー連盟と協議のうえ、作成する。

（５）　参加申込締切後の選手又は監督の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手又は監督を交代する場合は、下記宛に所定の様式（本要項 17 ページ）にて届け出なければならない。

ア　全日本スキー連盟

イ　特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）

［注］　届け出は、2023 年２月 15 日(水)に開催される第３回組織委員会までとし、交代の可否は全国代表者会議で決定する。

なお、日本スポーツ協会に対しては、上記の文書による届出の後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

（６）　プログラム編成は、2023 年２月１日（水）に県実行委員会で行う。

14　棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続をとらなければならない。

なお、棄権手続に係る届出については、選手交代届と同じ様式（本要項 17 ページ）を用いるものとする。

15　大会参加負担金

（１）　大会に選手団を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、１人当たり次のとおり参加負担金を納入するものとする。（視察員を除く）

区　　分	負担金
少年の種別に参加する選手	2,000 円
上記以外の者(本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等)	4,000 円

［注］　地震、風水害、感染症及びその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

（２）　大会参加負担金は、各都道府県体育・スポーツ協会でとりまとめ、次のとおり納入する。

ア　納入期限

2023 年１月 26 日（木）

イ　納入先

みずほ銀行　渋谷支店　普通預金口座　513729 公益財団法人日本スポーツ協会

16　宿泊申込

大会参加者は、県実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申し込むものとする。

17　参加選手団本部役員編成

参加選手団本部役員は、次のとおりとする。

（１）　１都道府県あたり、団長、総監督及び総務ほか、計５名以内とする。

（２）　上記役員のほか、５名以内の顧問を設けることができる。

（３）　上記(１)及び(２)による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。

なお、帯同するスポーツドクターは、日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

（４）　上記(１)及び(２)による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは、日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

（５）　参加選手団本部役員の１日あたりの編成人数については、上記(１)及び(２)による人数を上限とする。

（６） 参加選手本部役員の申込みは、監督及び選手の申込みと同時に第 13 項に定める方法により行う。

18 視察員

（１） 視察員は、１都道府県３名以内とする。ただし、2024 年以降の国民スポーツ大会冬季大会の開催が決定又は内定している都道府県については、20 名以内とする。

（２） 視察員の申込みは、参加選手団の申込みと同時に、第 13 項に定める方法により行う。

（３） 視察員は、原則としてすべての会場に入場することができる。

19 参加上の注意

各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づきユニフォームを着用しなければならない。ただし、スキー競技会については、同規程第５条（表示の特例）を適用する。

20 個人情報及び肖像権に関わる取扱い

日本スポーツ協会、県実行委員会、いわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会(以下、「市実行委員会」という。)及び全日本スキー連盟（以下、「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

（１） 個人情報の取扱い

ア 利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ 公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

（ア） 競技会プログラムへの掲載

（イ） 競技会場内におけるアナウンス等による紹介

（ウ） 競技会場内外の掲示板等への掲載

（エ） 大会関連ホームページ等への掲載

（オ） 報道機関への提供

ウ 競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

（ア） 県実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

（イ） 国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

（ウ） 国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

（エ） 次回以降の競技会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

（２） 肖像権に関する取扱い

ア 写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ 写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ 映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、ＤＶＤ等に編集され、販売・配

付されることがある。なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

（３） 対応

ア 承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ 役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

21 都道府県大会

本大会の予選として次のとおり都道府県大会を開催しなければならない。

（１） 都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び全日本スキー連盟は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

（２） 都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県スキー連盟は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

（３） 参加者は、都道府県大会実施要項に基づき申し込むこと。なお、参加は１人１競技に限る。

（４） 都道府県大会の参加申込様式は、当該都道府県スキー連盟において作成する。

（５） 参加料を徴収する場合の金額は、当該都道府県スキー連盟が全日本スキー連盟と協議の上、定める。

22 国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

（１） 本制度の対象となる参加者は、本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

（２） 大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（１人あたり 1,000 円）を日本スポーツ協会へ納入する。

（３） 納入期限及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

23 リフト乗車の取扱い

（１） 次の者はリフト料金を無料とし、その対象となる期間は別表のとおりとする。

ア 指定されたＩＤカードを着用した大会役員、競技会役員、競技役員、実施本部員、補助員、協力隊員、各都道府県本部役員、視察員、報道関係者、サービスマン

イ 選手（当日出場の選手に限る。）

ウ 大会期間（2023 年２月 17 日(金)～2023 年２月 20 日(月)）における指定されたＩＤカードを着用した監督

（２） 割引対象となる者は、参加都道府県の選手及び監督又はコーチとし、その割引対象となる期間は別表のとおりとする。

（３） 割引リフト券を購入する場合は、市実行委員会が発行する証明書を提示の上、現金で指定の販売所にて購入するものとする。

（４） リフト料金の無料又は割引の適用範囲は次の各スキー場の指定されたリフトとする。

ア　安比高原スキー場
イ　矢神飛躍台（八幡平市田山スキー場内）
（５）　その他リフト利用上必要となる事項については、別に定める。

24　その他

（１）　参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は参加負担金が定められた期限までに納入されない場合は、理由のいかんを問わず大会への参加を認めないものとする。
（２）　その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。
（３）　大会の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、政府方針をはじめ、日本スポーツ協会策定の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、開催地の実情に応じた開催地版ガイドライン、各競技の特性を踏まえた競技別ガイドライン、業種別ガイドライン等を基に、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で開催することとする。なお、感染拡大防止対策として個人の健康管理の記録に際しては、体調管理アプリケーション等を利用するものとし、使用する体調管理アプリケーション等で取得した個人情報については、大会への出場・参加・来場資格の確認及び大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

（別表）リフト無料及び割引搭乗期間、リフト割引価格

○ジャイアントスラローム（安比高原スキー場の指定リフト）

対　象　者	2023 年２月						
	14 日(火)	15 日(水)	16 日(木)	17 日(金)	18 日(土)	19 日(日)	20 日(月)
大会役員・競技会役員・競技役員・実施本部員・各都道府県本部役員・視察員・補助員・サービスマン・協力隊員・報道関係者	無料	無料	無料	無料	無料	無料	無料
選　手	割引	割引	割引	割引	無料	無料	無料
					割引	割引	割引
監　督	割引	割引	割引	無料	無料	無料	無料
コーチ	割引	割引	割引	割引	割引	割引	割引

［注］　選手欄の無料対象（18 日～20 日）は、当日出場する者に限る。

対象者ごとのリフト割引価格

対　象　者	１日券	２日券	３日券	４日券	５日券	６日券	７日券
監督・コーチ 成年選手	4,500 円	9,000 円	13,500 円	18,000 円	22,500 円	27,000 円	31,500 円
少年選手	3,000 円	6,000 円	9,000 円	12,000 円	15,000 円	18,000 円	21,000 円

※　リフト券は連続する日付でなくても使用可能（例：３日券　2/16・17・19　合計３日間使用可能）

○スペシャルジャンプ及びコンバインドジャンプ（八幡平市田山スキー場の指定リフト）

対　象　者	2023 年２月					
	14 日(火)	15 日(水)	16 日(木)	17 日(金)	18 日(土)	19 日(日)
大会役員・競技会役員・競技役員・実施本部員・各都道府県本部役員・視察員・補助員・サービスマン・協力隊員・報道関係者	無料	無料	無料	無料	無料	無料
選手	割引	割引	割引	無料	無料	無料
				割引	割引	割引
監督・コーチ	割引	割引	無料	無料	無料	無料

［注］　選手欄の無料対象（17 日～19 日）は、当日出場（公式練習含む）する者に限る。

対象者種別ごとのリフト割引価格

田山スキー場ジャンプ競技者１日券 （スペシャルジャンプ、コンバインドジャンプに出場する監督・コーチ・選手が対象。）	高校生以上	１，０００円
	中学生以下	８００円

※「交代（変更）届」又は
「棄権届」のいずれかを
〇で囲むこと

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会

参加選手・監督【交代（変更）届 ・ 棄権届】

※手続きにあたっては、次ページの留意事項を参照すること

1　参加申込者

競技名		種別		種目*注) (階級)	
参加申込者名					

＊注)階級制の競技においては種目欄に階級も記入

2　交代（変更）・棄権の理由（該当する番号に〇をつけ、症状や具体的な内容をチェック又は記述）

1．体調不良のため（コロナ関連以外）（症状：　　）
2．怪我のため
3．一身上の都合
4．コロナ関連（　　）
5．その他（　　）

3　交代（変更）者　※棄権の場合は記入不要

フリガナ 氏　　名			生年月日	年　　月　　日生 （　　歳）	
連絡先 （TEL）※1			連絡先 （メール）※1		
所属区分※2		所属の所在地※3			
プログラム掲載用所属					
第76回大会参加 都道府県名		第77回大会参加 都道府県名		例外適用 ※4	
全日本スキー連盟 登録の有無	有　・　無	有の場合 番号等			
その他の必要事項 （身長、体重、記録、段位等）					

※1　交代（変更）者が監督の場合は、連絡先を記入。
※2　特別大会（都道府県予選会、ブロック大会）所属都道府県について、次のいずれを選択して参加したかを記入。
成年種別　（ア．居住地を示す現住所　イ．勤務地　ウ．ふるさと）
少年種別　（ア．居住地を示す現住所　イ．学校教育法第1条に規定する学校の所在地　ウ．勤務地
エ．「JOCエリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地）
※3　所在地は、市区町名まで記入。ふるさとを選択した場合には「卒業学校名」を記入。
※4　今回（特別大会）と第77回大会（不出場の場合は第76回大会）の参加都道府県が異なる場合のみ記入。［1.新卒業者　2.結婚又は離婚　3.ふるさと（成年）　4.一家転住（少年）、5．JOCエリートアカデミー（少年）、6.東日本大震災に係る特例措置］

令和　　年　　月　　日

ア　公益財団法人全日本スキー連盟会長　様
イ　特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会会長　様
ウ　いわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会会長　様

体育・スポーツ協会
会長（代表者）
協会・連盟
会長（代表者）

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会
参加選手・監督交代（変更）・棄権手続きにあたっての留意事項

1　交代（変更）手続

特別な事情で選手又は監督を交代（変更）する場合には、次の手続きを行うこと。ただし、交代（変更）を認めるか否かについては、公益財団法人全日本スキー連盟（以下「全日本スキー連盟」という。）の判断による。

（1）　スキー競技実施要項を参照し、交代（変更）する選手又は監督の参加資格を確認した上で、交代（変更）届に必要事項を記入し、所定の提出期限までに、全日本スキー連盟及び特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会(以下、「県実行委員会」という。）事務局宛に提出すること。

（2）　全日本スキー連盟提出用には、同連盟に確認の上、診断書等必要書類を添付すること。また、県実行委員会にも送付すること。

（3）　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

2　棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、次の棄権手続きをとること。

（1）　当該選手又は監督は、所属都道府県の連絡責任者へ連絡すること。連絡を受けた都　道府県連絡責任者は、棄権届に必要事項を記入し、スキー競技会責任者※宛に指定の連絡方法にて提出すること。

なお、提出した棄権届は必ず保管し、下記３に従い、後日、公益財団法人日本スポーツ協会（以下、「日本スポーツ協会」という。）へ提出すること。

（2）　全日本スキー連盟への診断書等の添付は不要。

（3）　その他、競技により別に定める事項がある場合はそれに従うこと。

3　大会終了後の手続

大会終了後、都道府県体育・スポーツ協会並びに全日本スキー連盟は次の手続きを行うこと。

（1）　都道府県体育・スポーツ協会は、大会終了後通知される日本スポーツ協会からの案内に従い、交代（変更）手続き後の参加申込情報の修正を行うこと。ただし、棄権手続きの場合、参加申込情報の修正は不要。

（2）　大会終了後２週間以内に、次のものを日本スポーツ協会に提出すること。

ア　全日本スキー連盟は、交代（変更）届及び棄権届

イ　都道府県体育・スポーツ協会は、棄権届及び棄権届提出一覧

※１　「都道府県選手団連絡責任者」は、日本スポーツ協会が大会開催前に各都道府県体育・スポーツ協会に対し照会を行い、取りまとめの上、全日本スキー連盟に通知する。

※２　「競技会責任者」及び「指定連絡方法」は、日本スポーツ協会が大会開催前に全日本スキー連盟に対し、照会を行い、取りまとめの上、都道府県体育・スポーツ協会に通知する。

※３　「１　交代（変更）届」と同様に「２　棄権届」についても、県実行委員会及びいわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会に提出すること。

３　式典次第

【特別国民体育大会冬季大会スキー競技会】
開　　始　　式

期日　2023 年２月 17 日（金）
会場　八幡平市総合運動公園体育館

順	次　　第	時　刻
1	開　　場	14：00
2	役　員　・　選　手　団　集　合　開　始	14：15
3	役　員　・　選　手　団　着　席　完　了	14：49
4	歓　迎　ア　ト　ラ　ク　シ　ョ　ン	14：50
5	参加都道府県旗入場・選手団紹介	15：15
6	開　　式　　通　　告	15：40
7	競　技　会　開　始　宣　言	15：41
8	国　　旗　　儀　　礼	15：44
9	大会旗・日本スポーツ協会旗・実施競技団体旗儀礼	15：46
10	大　会　会　長　ト　ロ　フ　ィ　ー　返　還	15：48
11	日　本　ス　ポ　ー　ツ　協　会　あ　い　さ　つ	15：52
12	ス　ポ　ー　ツ　庁　あ　い　さ　つ	15：55
13	中　央　競　技　団　体　あ　い　さ　つ	15：58
14	歓　迎　の　こ　と　ば	16：01
15	選　手　代　表　宣　誓	16：10
16	閉　　式　　通　　告	16：13
17	役　員　・　選　手　団　解　散	16：14

【特別国民体育大会冬季大会スキー競技会】
表　彰　式

期日　2023 年 2 月 20 日（月）
会場　八幡平市総合運動公園体育館

順	次　第	時　刻
1	開　場	15：00
2	役員・選手団集合開始	15：30
3	役員・選手団着席完了	15：59
4	開式通告	16：00
5	成績発表	16：01
6	競技会表彰状授与	16：09
7	競技会大会会長トロフィー授与	16：25
8	中央競技団体あいさつ	16：28
9	会場地あいさつ	16：31
10	国旗儀礼	16：34
11	競技会終了宣言	16：36
12	閉式通告	16：37
13	役員・選手団解散	16：38

４　宿泊要項

１　目的

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会の正式競技に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員及び報道員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

２　方針

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）は、いわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）と相互に十分な連絡調整を行い、関係する機関及び団体の協力を得て、大会参加者の宿泊について万全を期する。

３　業務の実施

県実行委員会は、市実行委員会、競技団体及び関係機関等と連絡調整のうえ、大会参加者の宿舎の選定、確保及び配宿等の業務を行うとともに、これに関する紛議等が生じた場合は、調停及び斡旋を行う。

４　宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については、次により行うものとする。

（１）　大会参加者の宿泊は、原則として会場地市内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル、旅館等をいう。以下同じ。）を利用する。

（２）　会場地市内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じて、近隣市町村の旅館等を利用する。

（３）　風紀、衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

５　配宿

大会参加者の配宿にあたっては、次の事項に留意して行うものとする。

（１）　選手・監督の宿舎は、競技会場までの交通状況及び環境等に配慮し、都道府県別、競技別、種別及び男女別を可能な限り考慮して配宿する。

（２）　選手・監督の宿舎は、原則として都道府県選手団本部役員、競技会役員及び競技役員とは別にする。

（３）　競技会役員及び競技役員については、できる限り同一又は近隣の宿舎に配宿する。

（４）　１人の宿泊に要する広さは、3.3 ㎡（２畳）以上とする。

（５）　指定された宿舎の変更は、原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての紛議及び損失は、任意に変更した者がその責任を負う。

６　宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は、次のとおりとする。

（１）　宿泊及び素泊まり

ア　宿泊とは、入宿日の 15 時から、出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし、原則として１泊２食とする。

イ　素泊まりとは、食事を伴わない宿泊をいう。

（2） 宿泊料金

区　　分	宿泊料金				備　　考
	１泊２食		素泊まり		
	税込(10%)	税抜	税込(10%)	税抜	
宿泊施設Ａ	7,700 円	7,000 円	5,390 円	4,900 円	通常のサービス・奉仕料及び暖房料を含む。
宿泊施設Ｂ	9,900 円	9,000 円	6,930 円	6,300 円	
宿泊施設Ｃ	13,200 円	12,000 円	9,240 円	8,400 円	

［注］　区分Ａ～Ｃとは、営業施設の中で宿泊料金の実勢価格等を考慮して設定した宿泊施設をいう。

定員未満での利用などを希望する場合は、この料金範囲を超えることがある。

（3） 入湯税

入湯税については外税とし、宿泊料金とは別に支払う。

（4） 欠食控除

欠食控除の適用は、夕食の場合は前日の 18 時までに、朝食の場合は前日の 12 時までに申し出た場合に限る。

ただし、夕食の場合、競技の進行状況により当該時間までに申し出ることが困難な場合は、宿舎と協議して決定する。

ア　夕食を欠食した場合の宿泊料金（税抜）は、「１泊２食」料金（税抜）の 80%相当（100 円未満を切り上げ）の額とする。

イ　朝食を欠食した場合の宿泊料金（税抜）は、「１泊２食」料金（税抜）の 90%相当（100 円未満を切り上げ）の額とする。

区　　分	夕食を欠食した場合		朝食を欠食した場合	
	税込（10%）	税抜	税込（10%）	税抜
宿泊施設Ａ	6,160 円	5,600 円	6,930 円	6,300 円
宿泊施設Ｂ	7,920 円	7,200 円	8,910 円	8,100 円
宿泊施設Ｃ	10,560 円	9,600 円	11,880 円	10,800 円

（5） 休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を使用する場合の休憩料金は、各宿舎の規定に基づくものとする。

（6） 入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用したときの入浴料は、当該宿舎が負担する。

（7） 宿泊料金等の精算

宿泊料金等は、原則として宿泊責任者（宿泊申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ。）が、各宿舎の指定する方法により、現地にて精算する。

ただし、選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては、出発日に一括精算することができる。

（8） 宿泊取消料

ア 宿泊取消料の支払い

大会参加の取りやめ等、やむを得ない理由により宿泊を取消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の７日前まで	不要	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
宿泊予定日の６日前から宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定当日	宿泊料金（税抜）の全額	

［注］ 取消した泊数にかかわらず、一人につき１泊分の取消料のみとする。

荒天等により、交通機関が不通となり宿舎への到着が困難な状況が生じた場合は、宿舎と協議して取消料を決定する。

地震、風水害、感染症、雪不足及びその他主催者の責によらない事由により、競技会（種目・種別）が中止になった場合は、上記の例によるものとする。

なお、この規定は、大会参加者全てに適用するものとする。

イ 選手・監督の特例

選手・監督が、競技敗退後又は荒天等により競技会期短縮の決定後において宿泊を取消す場合は、前号の定めにかかわらず、特例として次のとおりとする。

なお、この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日又は競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	宿泊料金（税抜）の 50%	素泊まり又は欠食で申し込んだ場合は、その料金（税抜）を宿泊料金（税抜）とする。
敗退日翌日以降又は競技会期短縮決定日翌日以降の宿泊の取消し	不要	

［注］ 取消した泊数にかかわらず、一人につき１泊分の取消料のみとする。

ウ 宿泊申込み後、変更・取消の申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は、上記ア及びイの定めにかかわらず、宿泊料金（税抜）の全額とする。

エ 宿泊取消料は、宿泊責任者又は本人が当該宿舎に直接支払うものとする。

また、宿泊責任者又は本人が宿泊取消料を支払うことができない場合は、宿泊申込代表者が最終責任を負う。

（9） 宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は、2023 年２月 13 日（月）15 時から 2023 年２月 21 日（火）10 時までとする。

7 宿泊の申込み

（1） 宿泊の申込みは、別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という。）により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して配宿センター等に行うものとする。

ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる申込みが困難な場合は、宿泊申込書に必要事項を記入のうえ、FAX 又は郵便により行うことを認める

ものとする。
　なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 等では到達した日時とする。

（2）　選手・監督、都道府県選手団本部役員及び視察員にあっては、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会実施要項（以下「大会実施要項」という。）に定める人員を超える宿泊申込みは認めない。

（3）　インターネット等による宿泊申込みは、実施要領の申込期限以降は受け付けず、申込期限までに宿泊申込みがなかった場合は、大会実施要項の定めにより、大会への参加を認めない。

8　宿泊の変更及び取消し

（1）　大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては、限られた宿泊施設を有効活用し配宿を行うことから、大会への参加取消等の特別な事情のない限り認めない。
　なお、不適切な対応が発生した場合は、公益財団法人日本スポーツ協会国民体育大会委員会において報告する。

（2）　入宿前の変更及び取消しについては、実施要領の様式により、宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに配宿センター等に行うものとする。
　ただし、インターネットシステムの異常等により、インターネットによる変更や取消しが困難な場合は、FAX 又は郵便により行うことを認めるものとし、この場合にあっても、速やかに配宿センター等に連絡するものとする。
　なお、効力の発生は、インターネットについては受信時、FAX 等では到達した日時とする。

（3）　入宿後にあっては、宿泊責任者が直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし、その効力の発生は、当該申出のあった日時とする。

9　食事

（1）　大会参加者に提供する食事は、衛生的で栄養バランスがよく、地元産食材が活用され、郷土色豊かなものとなるよう配慮した献立とし、関係者の協力を得て提供するものとする。

（2）　昼食弁当については、希望により、市実行委員会が、次によりあっせんするものとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む。）	税抜	900 円以内
	税込	972 円以内

10　スキーの手入れ

ワクシング等スキーの手入れは、宿舎の指示に従い、指定された場所で行うものとする。

11　その他

　この要項に定めるもののほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項は、実施要領に定めるものとする。

５　輸送交通要項

１　目的

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会に参加する選手・監督、都道府県選手団本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員等（以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

２　方針

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びいわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連携し、関係する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の効率的かつ安全・確実な輸送を行うものとする。

３　輸送方法

（１）　全国輸送

大会参加者は、自由集合及び自由解散とする。ただし、関係機関等の協力を得て輸送力の確保に努める。

なお、自家用車等を利用する場合は、駐車場確保の観点から、県実行委員会が行う来会調査等の際に、その旨を申し出るものとする。

（２）　会場地における輸送

ア　大会参加者

（ア）　開始式・表彰式（以下「式典会場」という。）

原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、県実行委員会は必要に応じて計画輸送等を行う。

なお、式典会場の駐車場は、来賓、大会役員、報道関係者の駐車スペースしか確保できないため、参加選手団は式典会場に設ける臨時乗降場所で参加者を乗降させ臨時駐車場に車を移動すること。車両運転手の式典会場までの往復は、徒歩もしくはシャトルバスにて対応すること。

（イ）　各競技会場

原則として自由集合及び自由解散とする。ただし、市実行委員会が必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

（ウ）　各種会議

全国代表者会議、全国報道員会議及び監督会議等は、原則として自由集合及び自由解散とする。

イ　一般観覧者

原則として、公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）による自由集合及び自由解散とする。ただし、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

ウ　その他

大会参加者及び一般観覧者が公共交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）を利用する場合は、所定の料金を支払うものとする。

４　案内所の設置

県実行委員会及び市実行委員会は、輸送・交通の案内のため必要に応じて案内所を設置する。

５　交通安全対策

（１）　交通規制

式典会場及び各競技会場に通じる道路及び会場周辺の道路においては、必要に応じて交通規制等を行う。

（２）　持込車両（自家用車・レンタカー）の利用

ア　大会参加者の式典会場への持込車両での来場は、許可を受けた場合を除き、できない。

イ　輸送・交通の万全を図るため、スタッドレスタイヤやタイヤチェーン等を装着または携行し、路面凍結時や積雪時のスリップ等による交通事故、移動不能による交通渋滞を防止すること。

（３）　駐車場

ア　式典会場における駐車場は、県実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

イ　各競技会場における駐車場は、市実行委員会が発行する駐車許可証の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

ウ　式典会場及び各競技会場とも、駐車許可証の交付を受けていない車両の駐車は、身体に障がいがある人が運転する車両を除き、原則として認めない。

６　その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、別に定める。

６　医療救護要項

１　目的

この要項は、特別国民体育大会冬季大会スキー競技会（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、都道府県本部役員、大会役員、競技会役員、競技役員、視察員、報道員(以下「大会参加者」という。）及び一般観覧者等における医療救護に万全を期すため、必要な事項を定めるものとする。

２　基本方針

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会岩手県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及びいわて八幡平白銀国体八幡平市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、相互に連絡調整を図り、医療機関、関係団体等の協力を得て、医療救護業務を遂行するものとする。

３　医療救護対策

（１）　救護所の設置

ア　開始式・表彰式会場には、必要に応じて救護所を設置する。

イ　各競技会場には、大会期間中、救護所を設置する。

ウ　救護所は、医師、歯科医師、看護師（保健師)、救護係員、アスレティックトレーナー等により必要に応じた編成を行う。

エ　救護所では、傷病者の応急処置を行い、必要に応じて医療機関に移送する。

（２）　医薬品、救急自動車等の配備

ア　救護所には、応急措置を万全に期すため、医薬品、医療器具、AED（自動体外式除細動器)、その他必要な物品を備える。ドーピング禁止物質を含む薬を配備しない。

イ　救護所には、必要に応じて救急自動車を配備する。

（３）　宿舎等における医療救護

ア　宿泊する旅館・ホテル等で負傷や発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、監督又は引率責任者若しくは関係者が医療機関へ連絡すること。

イ　練習中等で救護関係者がいない場所で負傷や発病した場合は、競技会場等の係員に申し出ること。

４　医療費の負担

救護本部、救護所及び救急自動車に要した経費を除き、医療費はすべて受診者が負担する。

５　業務の分担

（１）　大会の開始式・表彰式会場における医療救護は、県実行委員会が担当する。

（２）　競技会場における医療救護は、市実行委員会が担当する。

６　その他

この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関する事項について、必要に応じて別に定めるものとする。

７　国民体育大会天皇杯・皇后杯授与規程

第１条　天皇杯は、男女総合成績第１位の都道府県、皇后杯は、女子総合成績第１位の都道府県に授与する。
　２　第２位が２都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　天皇杯及び皇后杯は、総合閉会式に授与し、次回の総合開会式において返還する。

第３条　天皇杯又は皇后杯を授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。
　(1)　信託会社又は確実な金庫に保管する。
　(2)　破損、紛失等の場合は、当該都道府県の責任とする。
　(3)　公益財団法人日本体育協会が優勝都道府県名刻印のため又はその他の必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　本規程は、　昭和４１年４月　１日制定
　　昭和４５年１月２２日一部改定
　　昭和４８年７月１０日一部改定
　　昭和５４年５月　９日一部改定
　　平成１７年６月１６日一部改定
　　平成２２年３月１７日一部改定
　本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成２３年４月１日）から施行する。
　　平成３０年４月　１日一部改定

８　国民体育大会会長トロフィー授与規程

第１条　国民体育大会会長トロフィー（以下「大会会長トロフィー」という。）は、各正式競技別男女総合成績第１位の都道府県に授与する。

２　第１位が１都道府県以上の場合は、当該都道府県で共有する。

第２条　大会会長トロフィーは、競技会表彰式に授与し、次回競技会において返還する。

第３条　大会会長トロフィーを授与された都道府県は、次の各項の義務を有する。

⑴　責任をもって保管する。

⑵　破損、紛失等の場合は当該都道府県の責任とする。

⑶　優勝の刻印を次回大会までに行なうものとする。ただし、第１条第２項の場合は、当該都道府県で協議して決めるものとする。

⑷　公益財団法人日本体育協会が必要により一時返還を求めた場合は、これに応じなければならない。

附　則　本規程は、　昭和４１年４月　１日制定
昭和４５年１月２２日一部改定
昭和４８年７月１０日一部改定
昭和５４年５月　９日一部改定
平成１７年６月１６日一部改定

本規程は、公益財団法人日本体育協会の設立の登記の日（平成２３年４月１日）から施行する。

平成３０年４月　１日一部改定

９　関係団体事務局一覧

団　体　名	所　在　地	ＴＥＬ ＦＡＸ
公益財団法人 日本スポーツ協会	〒 160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町４番２号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	03-6910-5808 03-6910-5820
スポーツ庁　競技スポーツ課	〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2-2	03-6734-2999 03-6734-3793
公益財団法人 全日本スキー連盟	〒 160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町４番２号 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE	03-5843-1525 03-5843-1524
公益財団法人 岩手県体育協会	〒020-0133 岩手県盛岡市青山４丁目 13-30 岩手県体育協会会館　内	019-648-0400 019-648-1600
一般財団法人 岩手県スキー連盟	〒020-0135 岩手県盛岡市大新町 3-25	019-656-6655 019-656-6661
特別国民体育大会冬季大会 スキー競技会岩手県実行委員会事務局	〒020-0023 岩手県盛岡市内丸 10-1 岩手県文化スポーツ部 スポーツ振興課　内	019-629-6785 019-629-6791
いわて八幡平白銀国体 八幡平市実行委員会事務局	〒028-7397 岩手県八幡平市野駄 21-170 八幡平市文化スポーツ課　内	0195-74-2111 0195-74-2115

資料 No.9-(2)

特別国民体育大会冬季大会スキー競技会
中央競技役員数及び所要経費基準

1　中央競技役員数

競技区分	人数
スキー競技	30
計	30

2　所要経費支給基準

（1）　交通費

ア　支給額は、各競技役員が居住する都道府県の県庁所在地最寄り駅から競技会場最寄り駅間の往復運賃を原則とし、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により算定する。

イ　算定にあたっては、岩手県職員等の旅費に関する条例(昭和 28 年３月 30 日条例第 14 号)の例による。

（2）　宿泊料金及び諸費

区分	支給額
宿泊料金 （１泊２食）	特別国民体育大会冬季大会スキー競技会宿泊要項に定める料金 ×宿泊料金支給期間(競技日数＋１日)
諸費	2,200 円×(宿泊料金支給期間＋１日)

(注)　１　開始式は、競技日数に含める。

２　入湯税対象施設に宿泊した場合の取扱いは、宿泊要項による。

資料No.10-(1)

2　総　　則

開 催 の 趣 旨

国民体育大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとする国内最大のスポーツの祭典である。

鹿児島県で開催する特別国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」は、「熱い鼓動　風は南から」のスローガンのもと、「コロナ禍からの再生と飛躍を象徴する国体」、「県民が夢と希望を持ち心に残る国体」、「スポーツの普及・振興を図る国体」、「簡素・効率化を図る国体」、「鹿児島の魅力を発信する国体」を大きな柱として掲げ、県民はもとより、全国の皆様にとっても素晴らしい、思い出に残る希望に満ちたスポーツ大会となるよう、「力みなぎる・かごしま」の多彩な魅力を全国に発信する国体を目指して開催する。

実　施　方　針

1　実施競技

⑴　正式競技（37 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

⑵　公開競技（５競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ

⑶　デモンストレーションスポーツ（36 競技）

ウォーキング、エアロビック、遠泳、お手玉、サーフィン、サイクリング、３Ｂ体操、史跡巡りウォーキング、ジャズ体操、少年サッカー、少年相撲、少林寺拳法、スポーツウエルネス吹矢、スポーツチャンバラ、ソフトバレーボール、ターゲット・バードゴルフ、ダンススポーツ、ディスクゴルフ、ドッジボール、ドライビングコンテスト（ゴルフ）、パークゴルフ、バウンドテニス、ビーチフラッグス、ビリヤード、フライングディスク、ふれあいグラウンド・ゴルフ、ペタンク、ボート（フネィンカー競漕）、真向法体操、ママさんバレー、マラソン、ミニバレー、ミニバレーボール、ラジオ体操、ランニングバイク、歴史探訪ウォーキング

⑷　特別競技（１競技）

高等学校野球

2　会期及び会場地

⑴　正式競技・特別競技（17 市、８町：計 25 市町）

会　期	会　場　地
2023 年10月７日（土） ～10月17日（火） 〔11日間〕	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、垂水市、 薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、 志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、 湧水町、錦江町、南大隅町、肝付町、天城町
2023 年９月16日（土） ～９月24日（日） 〔９日間〕	鹿児島市、鹿屋市、日置市、霧島市、姶良市、大崎町、屋久島町 ※　水泳、ボート、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、 レスリング、ゴルフ競技会は上記会場地で実施

⑵　公開競技（４市、１町：計５市町）

会　期	会　場　地
2023 年８月19日（土） ～９月24日（日）	指宿市、垂水市、曽於市、霧島市、知名町

⑶　デモンストレーションスポーツ（14 市、14 町、４村：計 32 市町村）

会　期	会　場　地
2023 年４月16日（日） ～９月30日（土）	鹿児島市、鹿屋市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、 薩摩川内市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、 志布志市、南九州市、姶良市、三島村、十島村、長島町、大崎町、 東串良町、錦江町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、瀬戸内町、 龍郷町、喜界町、徳之島町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町

⑷　文化プログラム

文化プログラムの実施については、「文化プログラム実施基準」に基づき、2023 年４月１日から 2023 年 12 月 31 日までの期間で、県内市町村で開催する。

3　競技方法

各競技別実施要項に示す方法とし、正式競技は都道府県対抗で実施する。

4　ドーピング検査の実施

大会におけるアンチ・ドーピング活動（ドーピング検査及びアンチ・ドーピング教育・啓発活動）は、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構が定める「日本アンチ・ドーピング規程」及び別に定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に基づき実施する。

なお、治療の目的で禁止物質・禁止方法を用いる必要がある場合は、事前に「治療使用特例」（TUE）の手続きを行うこと。

各都道府県の代表選手は、大会期間中は常に「国民体育大会ドーピング検査同意書」を所持しなければならない。選手が 18 歳未満の場合、本人の署名及び親権者の署名、捺印がある同意書を所持すること。

5　参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準

選手及び監督の参加資格、所属都道府県及び選手の年齢基準は、次のとおりとする。

なお、参加資格については、「特別国民体育大会参加資格、所属都道府県及び年齢基準等の解釈・説明」を併せて確認すること。

【　公益財団法人日本スポーツ協会ホームページ　http://www.japan-sports.or.jp/　】

⑴　参加資格

ア　日本国籍を有する者であることとするが、選手及び監督のうち、次の者については、日本国籍を有しない者であっても、大会に参加することができる。

(ｱ)　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち「永住者」（「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」に定める「特別永住者」を含む。）

(ｲ)　少年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍する学生又は生徒で、「８　参加申込方法」で定めた参加申込締切時に１年以上在籍していること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、「留学」又は「家族滞在」（中学３年生）に該当していること。

(ｳ)　成年種別年齢域に該当し、次の要件をいずれも満たす者

a　少年種別年齢域にあった時点において前号(ｲ)に該当していた者であること。

b　「出入国管理及び難民認定法」に定める在留資格のうち、大会参加時から終了時まで「留学」に該当しないこと。

［注］　上記(ｳ)ｂについて、大学及び専修学校等に在籍する成年種別の年齢域に該当する者は、「出入国管理及び難民認定法」に定める「留学」以外の在留資格を有する場合も「留学」と同等に扱う。

イ　選手及び監督は、所属都道府県の当該競技団体会長（代表者）と体育・スポーツ協会会長（代表者）が代表として認め、選抜した者であること。

ウ　第76回又は第77回大会（都道府県大会及びブロック大会を含む）において選手又は監督として参加した者は、次の場合を除き、第76回又は第77回大会と異なる都道府県から参加することはできない。

(ｱ)　成年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

［注］　ａ及びｂは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

c　ふるさと選手制度を活用する者（別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

［注］　別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

d　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記５「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

(ｲ)　少年種別

a　「学校教育法」第１条に規定する学校を卒業した者

b　結婚又は離婚に係る者

c　一家転住に係る者（別記２「『一家転住等』に伴う特例措置」による。）

［注］　ａからｃは当該要件発生後、初めて参加するものに限る。

d　JOC エリートアカデミーに在籍する者（別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」による。）

e　東日本大震災に係る参加資格特例措置を活用する者（別記５「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」による。）

エ　選手と監督の兼任は、同一種別内に限る。

オ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、冬季大会及び本大会にそれぞれ１競技に限り参加できる。

カ　選手及び監督は、回数を同じくする大会において、異なる都道府県から参加することはできない。

キ　上記のほか、選手については次のとおりとする。

(ｱ)　都道府県大会及びブロック大会に参加し、これを通過した者であること。

(ｲ)　健康診断を受け、健康であることが証明された者であること。

(ｳ)　ドーピング検査対象に選定された場合は、検査を受けなければならない。

ク　上記のほか、監督については公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）公認スポーツ指導者制度に基づく競技別指導者資格を有する者とし、各競技における対象資格については当該競技実施要項によるものとする。

⑵　所属都道府県

所属都道府県は、当該競技団体が限定する場合を除き、次のいずれかが属する都道府県から選択することができる。

ア　成年種別

(ｱ)　居住地を示す現住所

(ｲ)　勤務地

(ｳ)　ふるさと（別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」による。）

［注］　別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」の適用を受け、ふるさと選手として参加する者を含む。

イ　少年種別

(ｱ)　居住地を示す現住所

(ｲ)　「学校教育法」第１条に規定する学校の所在地（以下「学校所在地」という。）

(ｳ)　勤務地

(ｴ)　別記３「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」に定める小学校の所在地

※　「居住地を示す現住所」、「勤務地」、「学校所在地」のいずれかから参加する場合は、2023 年４月 30 日以前から本大会終了時（2023 年 10 月 17 日）まで、引き続き当該地に、それぞれ居住、勤務、又は通学していなければならない。ただし、次の者はこの限りではない。

［成年種別］

a　別記４「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

b　別記５「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

［少年種別］

a　別記２「『一家転住等』に伴う特例措置」の適用を受ける者

b　別記４「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

c　別記５「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」の適用を受ける者

⑶　選手の年齢基準

ア　選手の年齢基準については、下記を原則とする。

(ｱ)　成年種別に参加する者は、2005 年４月１日以前に生まれた者とする。

(ｲ)　少年種別に参加する者は、2005 年４月２日から 2008 年４月１日までに生まれた者とする。

(ｳ)　年齢を区分している種別へ参加する者の年齢計算は、2023 年４月１日を基準とする。

イ　日本スポーツ協会が特に認める場合は、上記アにかかわらず、競技ごとに年齢区分を設定することができる。ただし、年齢の下限は中学３年生（2008 年４月２日から 2009 年４月１日までに生まれた者）とする。

⑷　前記の各事項に疑義のあるときは、日本スポーツ協会及び当該競技団体が調査･審議のうえ、日本スポーツ協会がその可否を決定する。

６　各正式競技の総合成績決定方法

各正式競技の総合成績決定方法は次のとおりとする。

⑴　次のア、イの得点を合計したものを男女総合成績（天皇杯得点）及び女子総合成績（皇后杯得点）とする。

ア　競技得点

競技得点は、各種別、種目などの第１位から第８位までの都道府県に与え、次のとおりとする。ただし、同順位の場合は、次の順位のものを加え、当該都道府県で等分し、割り切れない場合は、小数第３位以下を切り捨てる。

		１位	２位	３位	４位	５位	６位	７位	８位
種別	４人以下	24 点	21 点	18 点	15 点	12 点	９点	６点	３点
	５人以上７人以下	40 点	35 点	30 点	25 点	20 点	15 点	10 点	５点
	８人以上	64 点	56 点	48 点	40 点	32 点	24 点	16 点	８点
種目	――――――	８点	７点	６点	５点	４点	３点	２点	１点

［注］　「種別」：種別などに与える競技得点　　「種目」：種目などに与える競技得点

イ　参加得点

参加得点は 10 点とし、大会（ブロック大会を含む。）に参加した都道府県に与える。

ただし、ブロック大会で本大会の出場権を獲得しながら、本大会に参加しなかった場合は与えない。

⑵　各競技の総合成績は、当該競技団体が決定する。

ただし、天候その他の事情により一部競技が中止になった場合は、当該競技団体と大会総務委員会が協議する。

⑶　参加資格違反等に関わる得点等の取り扱いについては、「国民体育大会における違反に対する処分に関する規程」によるものとする。

７　表彰

⑴　冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績第１位の都道府県に天皇杯を、同じく女子総合成績第１位の都道府県に皇后杯をそれぞれ授与する。

⑵　冬季大会及び本大会で実施した全正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第１位から第８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

⑶　各正式競技の男女総合成績第１位の都道府県に、国民体育大会会長トロフィーを授与する。

⑷　各正式競技の男女総合成績及び女子総合成績の第１位から第８位までの都道府県に、それぞれ表彰状を授与する。

⑸　各競技の各種別及び各種目などの第１位から第８位までに賞状を授与する。団体競技の場合は、その都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものを都道府県用に１枚、更にその都道府県名と個人名を記載したもの、又は都道府県名とチーム全員（監督を含む）の氏名を記載したものをチーム全員に授与する。

８　参加申込方法

⑴　参加申込

都道府県体育・スポーツ協会会長（代表者）及び競技団体会長（代表者）は、連署の上、都道府県大会又はブロック大会において選抜された者及び公益財団法人日本高等学校野球連盟が選出したチームを、大会会長宛に申込むものとする。

⑵　参加申込締切

参加申込は、定められた締切日までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

⑶　参加申込締切日

締　切　日	競　　技
2023 年 ８月 23 日（水） 【12 競技】	水泳、ボート、バレーボール（ビーチバレーボール）、体操、レスリング、セーリング、自転車、相撲、カヌー、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン
2023 年 ９月７日（木） 【27 競技】	陸上競技、サッカー、テニス、ホッケー、ボクシング、バレーボール（６人制）、バスケットボール、ウエイトリフティング、ハンドボール、ソフトテニス、卓球、軟式野球、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、高等学校野球

⑷　参加申込様式

参加申込様式は、日本スポーツ協会が実施競技団体と協議の上、作成する。

⑸　公開競技の参加申込

公開競技については、別途当該中央競技団体が定める所定の手続きにより行う。

⑹　選手の交代

参加申込締切後の選手の交代は、特別な事情がない限り認めない。特別な事情で選手を交代する場合は、所定の様式、方法により次のア～ウ宛に届け出なければならない。

ア　全国を統轄する各中央競技団体事務局

イ　燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会事務局

ウ　燃ゆる感動かごしま国体各競技会場地市町村実行委員会事務局

なお、日本スポーツ協会に対しては、大会終了後、所定の手続きにより参加申込情報を修正すること。

９　棄権手続

参加申込締切後から競技初戦までの間において、特別な事情で選手が競技会を棄権する場合には、所定の棄権手続きをとらなければならない。

なお、棄権手続きに係る届出については選手交代届と同じ様式を用いること。

10　大会参加負担金

⑴　大会に参加選手団（視察員を除く）を派遣する都道府県体育・スポーツ協会は、大会参加負担金を納入する。一人当たりの大会参加負担金の額は下記のとおりとする。

区　　分	負　担　金
少年の種別に参加する選手	２，０００円
上記以外の者（本部役員、監督、成年の種別に参加する選手等）	４，０００円

［注］　地震、風水害、感染症およびその他主催者の責によらない事由により大会を中止した場合、大会参加負担金の返金は行わない。

⑵　大会参加負担金は、都道府県体育・スポーツ協会で取りまとめ、次のとおり納入する。

ア　納入期限　2023 年９月８日（金）

イ　納 入 先　みずほ銀行　渋谷支店　普通預金口座　513729
公益財団法人日本スポーツ協会

11　宿泊申込

大会参加者は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が指定した所定の様式により、定められた締切日までに申込む。

12　都道府県選手団本部役員編成

⑴　都道府県選手団本部役員は、次のとおりとする。

ア　参加選手 500 名以上の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 20 名以内とする。

イ　参加選手 300 名以上 500 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 15 名以内とする。

ウ　参加選手 300 名未満の場合は、団長、総監督及び総務ほか、計 10 名以内とする。

⑵　上記役員のほか、５名以内の顧問を設けることができる。

⑶　上記⑴及び⑵による本部役員総数の範囲内で、スポーツドクターを帯同するものとする。 なお、帯同するスポーツドクターは日本スポーツ協会公認スポーツドクター資格を有する者とする。

⑷　上記⑴及び⑵による本部役員総数の範囲内で、原則としてアスレティックトレーナーを帯同するものとする。

なお、帯同するアスレティックトレーナーは日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナー資格を有する者とする。

⑸　都道府県選手団本部役員の１日あたりの編成人数については、上記⑴及び⑵による人数を上限とする。

⑹　都道府県選手団本部役員の参加申込は、2023 年９月７日（木）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

13　視察員

⑴　視察員は、１都道府県３名以内とする。ただし、2024 年以降の国民スポーツ大会の開催が決定又は内定している県については、佐賀県 100 名以内、滋賀県及び青森県 60 名以内、宮崎県及び長野県 40 名以内とする。

⑵　都道府県の視察員の参加申込は、2023 年９月７日（木）までに国民体育大会参加申込システムにより行う。

14　大会参加章、記念章及び視察員章の交付

大会参加章、記念章及び視察員章は、次の者に交付する。

⑴　大会参加章

都道府県選手団本部役員、監督及び選手並びに大会役員、競技会役員及び競技団体が指定した競技役員

⑵　記念章

公開競技・デモンストレーションスポーツ参加者

※　公開競技参加者への交付は、中央競技団体との協議による。

⑶　視察員章

視察員

15　参加上の注意

⑴　大会期間中は、交付された大会参加章、記念章又は視察員章を携帯しなければならない。

⑵　各都道府県の代表選手は、競技に際し、「国民体育大会ユニフォーム規程」に基づき、ユニフォームを着用しなければならない。

16　個人情報及び肖像権に関わる取り扱い

日本スポーツ協会、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会、燃ゆる感動かごしま国体各競技会場地市町村実行委員会及び国民体育大会実施競技中央競技団体（以下「国体関係機関・団体」という。）は、参加申込等を通じて取得する個人情報及び肖像権の取り扱いに関して以下のとおり対応するものとする。

⑴　個人情報の取り扱い

ア　利用目的

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された個人情報は、国体関係機関・団体において、参加資格の確認や競技組合せなどをはじめとする大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

イ　公表の範囲と方法

個人情報のうち、所属都道府県、氏名、性別、年齢、学校名、チーム名等、所属と個人を識別するために必要な情報については、以下の方法等により公表することがある。

(ｱ)　総合プログラム及び競技別プログラムへの掲載

(ｲ)　競技会場内におけるアナウンス等による紹介

(ｳ)　競技会場内外の掲示板等への掲載

(ｴ)　大会関連ホームページへの掲載

(ｵ)　報道機関への提供

ウ　競技結果（記録）等

競技結果（記録）については、上記イで定めた個人情報とともに、以下の方法等により公表することがある。

(ｱ)　燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会が設置する記録本部を通じた公開

(ｲ)　国体関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページ等への掲載

(ｳ)　国体関係機関・団体が作成する大会報告書等への掲載

(ｴ)　次回以降の大会プログラムへの掲載【新記録、優勝及び上位入賞結果（記録）等】

⑵　肖像権に関する取り扱い

ア　写真

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真が、新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページ等で公開されることがある。

イ　写真（写真撮影企業等）

国体関係機関・団体に認められた写真撮影企業等によって撮影された写真等が販売されることがある。

なお、各競技・会場における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

ウ　映像

国体関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された映像が、中継・録画放映及びインターネットによって配信されることがある。また、DVD 等に編集され、販売・配付されることがある。

なお、各競技における販売の有無等の詳細は、当該中央競技団体を中心に対応する。

⑶　対応

ア　承諾の確認

大会参加申込として国民体育大会参加申込システムへ登録された時点で、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

なお、各競技会における取り扱いに伴い、別途、当該中央競技団体等によって個別に承諾を確認することがある。

イ　役員等

大会役員、競技役員、運営役員、その他各種委員や補助員、国体関係機関・団体と大会に関する契約をしている者及び大会運営関係者については、上記取り扱いに関する承諾を得たものとして対応する。

17　都道府県大会及びブロック大会

正式競技については、本大会の予選として次のとおり都道府県大会（ブロック大会）を開催しなければならない。

⑴　都道府県の主催団体は、必要に応じて日本スポーツ協会及び中央競技団体等関係団体と協議の上、本要項に基づき実施要項を作成する。

なお、日本スポーツ協会及び中央競技団体は、その内容に不備がある場合、適宜指導を行うものとする。

⑵　都道府県大会の実施にあたり、当該都道府県主催団体は、適正な手続きに則り決定した代表選手の選抜方法・選考基準について、予め関係者に周知徹底を図るものとする。

⑶　参加者は、実施要項に基づき当該主催団体に申込む。

なお、参加は１人１競技に限る。

⑷　ブロック大会の申込みは、原則として国民体育大会参加申込システムにより行い、様式は日本スポーツ協会及び当該主催団体が協議の上、作成する。

なお、参加申込システムを使用しない場合の様式については、当該主催団体において別途作成する。

⑸　都道府県大会の参加申込様式は、当該主催団体において作成する。

⑹　参加料を徴収する場合の金額は、当該主催団体が中央競技団体と協議の上、定める。

⑺　競技運営に差し支えない限り、鹿児島県選手は当該競技ブロック大会を経ることなく本大会に参加することができる。

18　国民体育大会参加者傷害補償制度

日本スポーツ協会及び都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者に対する社会的責任体制を整えるとともに、大会参加者の相互扶助の精神に基づいた補償制度として大会参加者による国民体育大会参加者傷害補償制度を運営する。

⑴　本制度の対象となる参加者は、ブロック大会及び本大会に参加する本制度給付規定に定められた選手、監督、選手団本部役員（顧問を含む）、視察員並びにその他選手団役員とする。

⑵　大会参加の都道府県体育・スポーツ協会は、国民体育大会参加者傷害補償制度の対象となる参加者数に応じた制度負担金（一人あたり 1,000 円）を、日本スポーツ協会に納入する。

⑶　納入締切日及び納入先については、別途日本スポーツ協会から都道府県体育・スポーツ協会へ通知する。

19　その他

⑴　参加申込及び宿泊申込が、定められた締切日までに行われない場合、又は、参加負担金が定められた納入期限までに納入されない場合は、本大会への参加を認めない。

⑵　その他の事項については、国民体育大会開催基準要項及び同細則による。

⑶　大会の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、政府方針をはじめ、日本スポーツ協会策定の「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」、開催地版ガイドライン、競技別ガイドライン、業種別ガイドライン等を基に、大会運営に必要な対策を十分に講じた上で開催することとする。なお、感染拡大防止対策として個人の健康管理の記録に際しては、体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートを利用するものとし、使用する体調管理アプリケーション又は体調管理チェックシートで取得した個人情報については、大会への出場・参加・来場資格の確認および大会運営業務のために利用し、目的以外に利用しない。

別記１　「国民体育大会ふるさと選手制度」

１　成年種別年齢域の選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項〔国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第 10 項第４号（参加資格及び年齢基準等)〕に基づき、下記のいずれかを拠点とした都道府県から参加することができる。

⑴　居住地を示す現住所

⑵　勤務地

⑶　ふるさと

２　「ふるさと」とは、卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県とする。

　ただし、JOC エリートアカデミーに係る選手については、別に定める「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」第３項により取り扱うものとする。

３　我が国の競技力向上を支援する観点より、日本国籍を有する者及び「永住者」については、日本における滞在期間に関わらず、本制度を活用できるものとする。

４　「ふるさと選手制度」を活用し参加を希望する選手は、予め所定の方法により「ふるさと」を登録しなければならない。なお、一度登録した「ふるさと」は変更できないものとする。

５　「ふるさと」から参加する選手は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1)－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

６　ふるさと選手制度の活用については、原則として、１回につき２年以上連続とし、利用できる回数は２回までとする。

７　参加都道府県は「ふるさと選手」を所定の様式、方法により、当該大会実施要項で定めた参加申込締切期日までに、日本スポーツ協会宛に提出する。

別記２　「『一家転住等』に伴う特例措置」

転校への特例

１　次の内容をすべて満たすことにより、国内移動選手の制限（国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1）－③）に抵触しないものとする。

⑴　この特例の対象は、「少年種別」への参加者に限る。

⑵　本特例を受けることができるのは、一家転住等やむを得ない理由に限ることとする。
なお「一家転住等」とは概ね次のことを言う。

ア　親の転勤による一家の転居

イ　親の結婚、離婚による一家の転居

ウ　上記以外に、やむを得ない理由による一家の転居

⑶　転居した時点に応じて、以下の手続きを終了していること。

ア　本特例を受けようとする参加者は、下記２⑴の場合は転居元、下記２⑵の場合は転居先が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告すること。

イ　報告を受けた都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体は、下記２⑴の場合は転居先、下記２⑵の場合は転居元が属する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県競技団体に対し、その旨報告し了承を得ること。

２　本特例を受ける当該大会において、参加することができる都道府県は以下のとおりとする。

⑴　転居した時点において、以下に該当する場合は転居元が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居先が属する都道府県の代表が既に決定している場合

イ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表として既に決定している場合

ウ　当該参加者が、転居元が属する都道府県の代表選考過程にある場合

⑵　転居した時点において、以下に該当する場合は転居先が属する都道府県から参加することができる。

ア　転居元が属する都道府県において、当該大会における都道府県代表の選考が開始されていない場合

別記３　「JOC エリートアカデミーに係る選手の参加資格の特例措置」

公益財団法人日本オリンピック委員会が実施する「JOC エリートアカデミー」に係る選手のうち、下記１に該当する者については、国民体育大会開催基準要項細則第３項〔国民体育大会開催基準要項第８項第１号及び第 10 項第４号（参加資格及び年齢基準等）〕及び別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」に関し、次の２～４の特例を適用する。

１　対象者

⑴　少年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーに在籍する者

⑵　成年種別年齢域の選手で JOC エリートアカデミーを修了した者、または同アカデミーに在籍する者

２　少年種別年齢域の選手の所属都道府県

本特例第１項－⑴に定める少年種別年齢域の選手は、その所属都道府県について、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－2）－②に定める「居住地を示す現住所」、「学校教育法第１条に規程する学校の所在地」、「勤務地」のほか、卒業小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

なお、同アカデミーへの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を選択することができる。

３　成年種別年齢域の選手の「ふるさと」

本特例第１項－⑵に定める成年種別年齢域の選手は、別記１「国民体育大会ふるさと選手制度」第２項に定める卒業小学校、卒業中学校又は卒業高等学校のいずれかの所在地が属する都道府県のほか、同アカデミーでの入校時において小学生であった場合には、入校する直前まで通学していた小学校の所在地が属する都道府県を「ふるさと」とすることができる。

４　国内移動選手の制限に係る例外適用

本特例第１項－⑴に定める少年種別年齢域の選手が前回の大会（都道府県大会を含む）と異なる都道府県から参加する場合、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1）－③（国内移動選手の制限）に抵触しないものとする。

［注］　本特例第１項－⑵に定める成年種別年齢域の選手については、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1）－③（国内移動選手の制限）の規定に従い取り扱うものとする。

別記４　「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置」

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

１　特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

⑴　第 32 回オリンピック競技大会（2021 年・東京）に参加した者。

⑵　2023 年４月 30 日時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者

ア　JOC オリンピック強化指定選手

イ　各競技（種目）における国内ランキング上位 10 位以内の者

ウ　中央競技団体が定めた強化指定選手

※　強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

２　特例の内容

⑴　予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

⑵　資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

ア　居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ｱ)　2023 年４月 30 日以前から大会終了時（2023 年 10 月 17 日）まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

ａ　自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること

ｂ　当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること

ｃ　当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること

ｄ　当該住居に主要な家財道具が存すること

(ｲ)　合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

イ　勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

(ｱ)　2023 年４月 30 日以前から大会終了時（2023 年 10 月 17 日）まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

(ｲ)　当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

３　国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1）－③のとおりとする。

別記５　「東日本大震災に係る選手及び監督の国民体育大会参加資格の特例措置」

１　特例の対象となる被災地域都道府県

震災による被害状況及び影響等を総合的に勘案し、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県の６県を本特例の適用対象となる被災地域都道府県（以下「特例対象県」という。）とする。

なお、特例対象県以外の都道府県において対応が必要となった場合は、個別に取り扱うこととする。

２　特例の内容

⑴　特例対象県を所属都道府県とする場合の要件緩和

以下の選手及び監督は、「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たしていなくとも、当該特例対象県から参加することができる。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県における「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」の各要件を満たすことができなくなった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

ア　2011 年３月 11 日（震災発生時）時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

イ　災害が発生しなかったと仮定した場合、 2023 年４月 30 日以前から大会終了時（2023 年 10 月 17 日）まで継続して当該特例対象県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていたと合理的に推測される者であること。

⑵　避難等による移動先の都道府県を所属都道府県とする場合の要件緩和

ア　被災地域からの避難等により、当該特例対象県と異なる都道府県に移動した以下の選手及び監督については、移動先の都道府県から参加することができる。

なお、この場合、第 76 回及び第 77 回大会に当該特例対象県から参加していても、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

【特例の対象者】

被災地域からの避難等、災害の影響によるやむを得ない事情によって、当該特例対象県から移動せざるを得なかった者。

ただし、以下の事項のいずれにも該当していること。

(ｱ)　2011 年３月 11 日時点において、当該特例対象県内に居住又は勤務していた者。もしくは当該特例対象県内の「学校教育法」第１条に規定する学校に在籍していた者であること。

(ｲ)　移動先の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする要件を満たしていること。

なお、移動が生じた時期が 2023 年４月 30 日以降の場合は、移動先の都道府県の予選会開始までに要件を満たしていることとする。

［注］　「居住地を示す現住所」及び「学校所在地」として参加を希望する者については、当該自治体への住所に関する届出又は学籍に係る要件を満たしていなくとも、それに準ずる公的な証明書類を提出でき、かつ移動先の都道府県に居住あるいは通学している実態を有していると日本スポーツ協会が認めた場合、移動先の都道府県から出場することができる。

イ　本項アを適用して避難等による移動先の都道府県から第 77 回大会または 2023 年開催の特別大会に参加した者が、第 78 回大会において、以下のような震災にかかる理由により再度都道府県を移動して参加する場合は、国民体育大会開催基準要項細則第３項－⑴－1）－③（国内移動選手の制限）には抵触しないものとする。

＜例＞　○　避難先を離れ、当該特例対象県に戻る場合

○　避難先を離れ、他の都道府県を「居住地を示す現住所」、「学校所在地」又は「勤務地」とする場合

○　他の都道府県に避難先を移す場合

⑶　避難等による移動先の属する都道府県において学校を卒業した場合の「ふるさと」選択要件の緩和

避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者が、成年種別年齢域に達した際、「国民体育大会ふるさと選手制度」を活用して参加する場合、以下のいずれかを「ふるさと」として登録することができる。

ア　卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地

イ　災害の発生した時点で在籍していた小学校、中学校または高等学校の所在地

なお、本特例を適用して上記イの学校所在地を「ふるさと」登録した場合についても、卒業小学校、卒業中学校または卒業高等学校の所在地を「ふるさと」とする場合と同様、一度登録した「ふるさと」は変更できない。

【特例の対象者】

2011年度から2012年度（小学校は2015年度）までに、避難等による移動先の属する都道府県において小学校、中学校または高等学校を卒業した者。

特別国民体育大会宿泊要項の策定について

「特別国民体育大会宿泊要項」については，「第75回国民体育大会宿泊要項」（令和元年6月13日の国体委員会で決定）の内容を踏襲して，１泊２食の緩和など一部，新しい要素をとりいれて，今回，新たに策定することとしている。

第75回国民体育大会宿泊要項（以下，「第75回要項」という。）と異なる点は，以下のとおり。

１　客室提供の促進に向けた「原則１泊２食」の緩和

⑴　理由

第75回国民体育大会の開催に向けて県内宿泊施設の確保を進める中で，宿泊施設の客室提供率が低く，その主な要因として「食事対応（１泊２食）に伴う負担の増」，「夕食対応不可のビジネスホテルの増」が挙げられた。

このため，令和５年秋の特別国民体育大会に向けて，県内宿泊施設の確保率を高めるために，「原則として１泊２食」との要件の緩和を行う。

⑵　第75回要項と異なる点

特別国民体育大会宿泊要項（案）	第75回要項
6　宿泊料金等 大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。 ⑴　宿泊及び素泊まり ア　宿泊とは，入宿日の15時から，出発日の10時までの客室の使用をいうものとし，原則として１泊２食とするが，１泊朝食も可とする。	6　宿泊料金等 大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。 ⑴　宿泊及び素泊まり ア　宿泊とは，入宿日の15時から，出発日の10時までの客室の使用をいうものとし，原則として１泊２食とする。

２　宿泊料金等における欠食控除の申出期限

⑴　理由

先催県の一部の競技において大量の欠食が発生し，宿泊施設及び宿泊施設から食事の発注を受けた飲食店等に多大な損害が生じた経緯があったことから，欠食控除の申出期限の「前日の12時」を「前々日の12時」とする。

⑵　第75回要項と異なる点

特別国民体育大会宿泊要項（案）	第75回要項
6　宿泊料金等 ⑷　欠食控除 欠食控除の適用は，朝食，夕食ともに前々日の12時までに申し出た場合に限る。（以下略）	6　宿泊料金等 ⑷　欠食控除 欠食控除の適用は，朝食，夕食ともに前日の12時までに申し出た場合に限る。（以下略）

３　台風・地震等の不慮の災害等に伴い，競技会が中止となった場合における宿泊取消料の取扱に関する規定の追加

⑴　理由

台風により大会が中止となった際，宿泊取消料を誰が支払うのか明確な根拠がなかったことで対応に苦慮した事例が見られたことから，あらかじめ宿泊要項に「台風・地震等の不慮の災害等により」競技の一部又は全部が中止となった場合の宿泊取消料の取扱に関する規定について追加を行う。

⑵　第75回要項と異なる点

特別国民体育大会宿泊要項（案）	第75回要項
6　宿泊料金等 ⑻　宿泊取消料 ウ　台風・地震等の不慮の災害等により，競技会（種目・種別）が中止	6　宿泊料金等 ⑻　宿泊取消料

となった場合は，入宿前後にかかわらず，上記アの例によるものとする。 なお，この規定は，大会参加者すべてに適用するものとする。 エ　宿泊申し込み後，変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は，上記ア，イの定めにかかわらず，宿泊料金（税抜）の全額とする。 オ　宿泊取消料は，宿泊責任者または本人が，当該宿舎現地にて精算を行う。 その精算方法は原則として現金払いとするが，各宿舎においてその他の精算方法が可能な場合は，この限りではない。 また，宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は，宿泊申込代表者が最終責任を負う。	ウ　宿泊申し込み後，変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は，上記ア，イの定めにかかわらず，宿泊料金（税抜）の全額とする。 エ　宿泊取消料は，宿泊責任者または当該宿舎へ直接支払うものとする。 また，宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は，宿泊申込代表者が最終責任を負う。

4　宿舎が宿泊の変更及び取消しを受け付けた場合における合同配宿本部への報告の追加

⑴　理由

入宿後，宿舎が宿泊の変更及び取消しを受け付けた場合において，合同配宿本部への報告についての記載がないことから，追加を行う。

⑵　第75回要項と異なる点

特別国民体育大会宿泊要項（案）	第75回要項
8　宿泊の変更及び取消し ⑶　入宿後にあっては，宿泊責任者が，直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし，その効力の発生は，当該申し出のあった日時とする。宿舎は，変更及び取消しを受け付けた場合，精算後に合同配宿本部に報告する。	8　宿泊の変更及び取消し ⑶　入宿後にあっては，宿泊責任者が，直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし，その効力の発生は，当該申し出のあった日時とする。

5　その他の変更

特別国民体育大会の会期日程の決定に伴う宿泊料金等の適用期間，及び消費税８％に関する箇所等について変更する。

資料№10-(2)-②

特別国民体育大会（鹿児島県）　宿泊要項

1　趣旨

この要項は，特別国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督，都道府県選手団本部役員，大会役員，競技会役員，競技役員及び視察員（以下「大会参加者」という。）の宿泊等に関して必要な事項を定める。

2　方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「市町村実行委員会」という。）は，特別国民体育大会合同配宿本部（以下「合同配宿本部」という。）を設置し，緊密な連携のもと，相互に十分な連絡調整を行うとともに，関係する機関及び団体の協力を得て，大会参加者の宿泊について万全を期する。

3　業務の実施

合同配宿本部は，競技団体，ホテル旅館生活衛生同業組合等の関係団体，宿泊施設等と連絡調整のうえ，大会参加者の宿舎の選定，確保及び配宿等に関する業務にあたるとともに，これに関する紛議が生じた場合は，調停及びあっせんを行う。

4　宿舎の選定及び確保

宿舎の選定及び確保については，次により行うものとする。

⑴　大会参加者の宿泊は，原則として会場地市町村内の旅館等（旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の許可を受けて営業を行うホテル，旅館及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

⑵　会場地市町村内の旅館等で大会参加者の収容が困難な場合は，その地域の実情に応じて，県内外近隣市町村の旅館等及び研修所等，宿泊施設に転用可能な施設を利用する。

⑶　風紀，衛生及び防災上支障があると認められる旅館等は利用しない。

5　配宿

大会参加者の配宿にあたっては，合同配宿本部が次の事項に留意して行うものとする。

⑴　選手・監督の宿舎は，競技会場，練習会場までの交通状況及び環境等に配慮し，都道府県別，競技別，種別及び男女別を考慮して配宿する。

⑵　選手・監督の宿舎は，原則として都道府県選手団本部役員，競技会役員及び競技役員とは別にする。

⑶　競技会役員及び競技役員については，できる限り同一，または近隣の宿舎に配宿する。

⑷　１人の宿舎に要する広さは，3.3 ㎡（2 畳）以上とする。

⑸　合同配宿本部が指定する宿舎の変更は，原則として認めない。任意に変更したことによって生じたすべての損失は，任意に変更した者がその責任を負う。

６　宿泊料金等

大会参加者の宿泊料金等は次のとおりとする。

⑴　宿泊及び素泊まり

ア　宿泊とは，入宿日の 15 時から，出発日の 10 時までの客室の使用をいうものとし，原則として１泊２食とするが，１泊朝食も可とする。

イ　素泊まりとは，食事を伴わない宿泊をいう。

⑵　宿泊料金

宿泊料金は下記の料金範囲内とする。ただし，大会役員等が，定員未満での利用などを希望する場合は，この料金範囲を超えることがある。

区分	税率	宿泊料金		備考
		１泊２食	素泊まり	
営業施設	税抜	3,000 円～ 15,000 円※1	2,100 円～　10,500 円※2	通常のサービス・奉仕料及び冷暖房料を含む
	10%	3,300 円～ 16,500 円	2,310 円～　11,550 円	

※1　「１泊２食」料金(税抜)は 500 円刻みとする。

※2　「素泊まり」料金(税抜)は「１泊２食」料金(税抜)の 70%相当（100 円未満は切り上げ）額とする。

⑶　入湯税

入湯税については外税とし，宿泊料金とは別に支払う。

⑷　欠食控除

欠食控除の適用は，朝食，夕食ともに前々日の 12 時までに申し出た場合に限る。ただし，夕食の場合，競技の進行状況により当該時刻までに申し出ることが困難な場合は，宿舎と協議して決定する。

ア　夕食欠食した場合の宿泊料金（税抜）

当該施設の宿泊料金から 20%を控除した額（100 円未満切上げ）とする。

イ　朝食を欠食した場合の宿泊料金（税抜）

当該施設の宿泊料金から 10%を控除した額（100 円未満切上げ）とする。

区分	税率	夕食を欠食した場合	朝食を欠食した場合
営業施設	税抜	2,400 円　～　12,000 円	2,700 円　～　13,500 円
	税込(10%)	2,640 円　～　13,200 円	2,970 円　～　14,850 円

⑸　休憩料金

入宿日 15 時以前及び出発日の 10 時以降に客室を利用する場合の休憩料金は，各宿舎の規定に基づくものとする。

⑹　入浴料

宿泊者が宿舎からの要請により公衆浴場等を利用した時の入浴料は，当該宿舎が負担する。

⑺　宿泊料金等の精算

宿泊料金等は，原則として宿泊責任者（宿舎申込代表者が宿泊者の中から定めた者。以下同じ）が，各宿舎の指定する方法により，現地にて精算する。

ただし，選手・監督及び都道府県選手団本部役員にあっては，出発日に一括精算することができる。

⑻　宿泊取消料

ア　大会参加の取りやめ等，やむを得ない理由により宿泊を取り消した場合の宿泊取消料は次のとおりとする

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
宿泊予定日の9日前まで	不　要	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は，その料金（税抜）を宿泊料金とする。
宿泊予定日の8日前から 宿泊予定日の4日前まで	宿泊料金（税抜）の 20%	
宿泊予定日の3日前から 宿泊予定日の前日まで	宿泊料金（税抜）の 50%	
宿泊予定日当日	宿泊料金（税抜）の 100%	

（注）　・荒天等による交通機関の不通で，宿舎への到着が困難な場合は，宿舎と協議して取消料を決定する。

・取り消した泊数にかかわらず，一人につき１泊分の取消料のみとする。

イ　選手・監督が競技敗退後，または荒天等による競技会会期短縮の決定後において宿泊を取り消す場合は，前号の定めにかかわらず，特例として次のとおりとする。なお，この特例は選手・監督以外には適用しない。

宿泊取消しの申出区分	宿泊取消料	備考
敗退日当日または競技会期短縮決定日当日の宿泊の取消し	100%	素泊まりまたは欠食で申し込んだ場合は，その料金（税抜）を宿泊料金とする。
敗退日翌日以降または競技会期短縮決定日の翌日以降の宿泊の取消し	不要	

ウ　台風・地震等の不慮の災害等により，競技会（種目・種別）が中止となった場合は，入宿前後にかかわらず，上記アの例によるものとする。

なお，この規定は，大会参加者すべてに適用するものとする。

エ　宿泊申し込み後，変更・取消しの申し出がないまま宿泊をしなかった場合の取消料は，上記ア，イの定めにかかわらず，宿泊料金（税抜）の全額とする。

オ　宿泊取消料は，宿泊責任者または本人が，当該宿舎現地にて精算を行う。

その精算方法は原則として現金払いとするが，各宿舎においてその他の精算方法が可能な場合は，この限りではない。

また，宿泊責任者または本人が宿泊料を支払うことができない場合は，宿泊申込代表者が最終責任を負う。

⑼　宿泊料金等の適用期間

宿泊料金等の適用期間は，令和５年９月 12 日（火）15 時から令和５年９月 25 日（月）10 時まで及び令和５年 10 月２日（月）15 時から令和５年 10 月 18 日（水）10 時までとする。

ただし，選手・監督，競技会役員及び競技役員においては，参加する競技の開始日の４日前の 15 時から，競技終了翌日の 10 時までとする。

7　宿泊の申込み

⑴　宿泊の申込みは，別に定める宿泊業務実施要領（以下「実施要領」という）により，宿泊申込代表者がインターネットを利用して合同配宿本部に行うものとする。

ただし，インターネットシステムの異常等により，インターネットによる申込みが困難な場合は，宿泊申込書に必要事項を記入のうえ，ファクシミリまたは郵便により行うことを認めるものとする。

なお，効力の発生は，インターネットについては受信時，ファクシミリ等では到達した日時とする。

また，選手・監督，都道府県選手団本部役員にあっては，特別国民体育大会実施要項（以下「大会実施要項」という）に定める人員を超える宿泊申込は認めない。

⑵　インターネット等による宿泊申込は，実施要領に定める申込期限以降は受け付けず，申込期限までに宿泊申込がなかった場合は，実施要項の定めにより，大会への参加を認めない。

8　宿泊の変更及び取消し

⑴　大会参加者の宿舎決定後の宿泊取消しについては，限られた宿泊施設を有効活用して配宿を行うことから，大会への参加取消し等の特別な事情のない限り認めない。なお，不適切な対応が発生した場合は，日本スポーツ協会の国民体育大会委員会において報告する。

⑵　入宿前の変更取消しについては，実施要領の様式により，宿泊申込代表者がインターネットを利用して速やかに合同配宿本部に行うものとする。

ただし，インターネットシステムの異常等により，インターネットによる変更や取消しが困難な場合は，ファクシミリ又は郵便により行うことを認めるものとし，この場合にあっても，速やかに合同配宿本部へ連絡するものとする。

なお，その効力の発生は，インターネットについては受信時，ファクシミリ等では到着した日時とする。

⑶　入宿後にあっては，宿泊責任者が，直接当該宿舎へ速やかに申し出るものとし，その効力の発生は，当該申し出のあった日時とする。宿舎は，変更及び取消しを受け付けた場合，精算後に合同配宿本部に報告する。

９　食事

⑴　大会参加者に提供する食事は，安全，安心で栄養バランスが良く，豊かな自然に恵まれた鹿児島県特産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かな献立とし，関係者の協力を得て提供するものとする。

⑵　昼食については、大会参加者の希望により、県実行委員会または会場地実行委員会が別に定める方法によりあっせんするものとする。

なお，金額については，次のとおりとする。

区分	消費税	料金
昼食弁当（お茶を含む）	税抜	900 円以内

※　消費税については，開催時の税率を適用するものとする。

10　その他

⑴　この要項に定めるもののほか，宿泊業務の実施に関して必要な事項は，実施要領に定めるものとする。

また，報道員及びその他大会関係者の宿泊等に関して必要な事項は，別に定めるものとする。

⑵　宿泊料金，昼食弁当料金ともに，消費税及び地方消費税の税率に変更があった場合は，変更後の税率を適用するものとする。

資料№10-(2)-③

特別国民体育大会（鹿児島県）　輸送・交通要項

1　趣旨

この要項は、特別国民体育大会の正式競技及び特別競技に参加する選手・監督及び大会役員等（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送・交通に関して必要な事項を定める。

2　基本方針

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会」という。）は、相互に連携し、関係機関及び関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、大会参加者及び一般観覧者の安全・確実かつ円滑な輸送を行うものとする。

3　輸送方法

(1)　大会参加者の輸送

ア　県外参加者等輸送

大会参加者は、自由集合・自由解散とする。

ただし、県委員会は、必要に応じて関係機関等の協力を得て、輸送力の確保に努める。

イ　総合開・閉会式輸送

総合開・閉会式輸送は、原則として計画輸送とし、県委員会が会場地委員会及び関係機関等の協力を得て実施する。

ウ　競技会場地輸送

競技会輸送は、原則として会場地委員会が関係機関等の協力を得て実施する。

エ　各種会議の輸送

各種会議の輸送は、原則として自由集合・自由解散とする。

(2)　一般観覧者の輸送

一般観覧者の輸送は、関係機関等の協力を得て、公共交通機関等の利用による効率的で円滑な実施に努めるとともに、高齢者、障害者等に配慮して行うものとする。

なお、会場周辺の公共交通機関の状況や最寄り駅等から会場までの距離等を勘案し、必要に応じてシャトルバス運行等の措置を講じる。

(3)　その他

鉄道、路線バス等の公共交通機関を利用する場合は、大会参加者及び一般観覧者が所定の料金を支払うものとする。

４　駐車場対策

(1)　総合開・閉会式会場及び各競技会場における駐車場については、十分な確保に努め、効率的な利用を図るものとする。

(2)　総合開・閉会式会場における駐車場は、県委員会が発行する許可証等の交付を受けた車両のみが、指定された駐車場を利用できるものとする。

なお、大会参加者及び一般観覧者の自家用車による来場は、原則として認めない。

(3)　各競技会場における駐車場は、会場地委員会の指示に従い、指定された駐車場を利用するものとする。

５　交通安全対策

総合開・閉会式及び各競技会に係る交通対策は、大会参加者及び一般観覧者の交通の安全と円滑な輸送を確保するため、関係機関等の協力を得て、必要な対策を講じる。

６　輸送・交通の案内

輸送・交通の案内は、各種会議及び広報媒体等を通じて周知を図るほか、県委員会が設置する総合案内所及び会場地委員会が設置する案内所において行う。

７　その他

この要項に定めるもののほか、輸送・交通に関して必要な事項は、県委員会及び会場地委員会が別に定める。

資料No.10-(2)-④

特別国民体育大会　医療救護要項

1　趣旨

この要項は，特別国民体育大会（以下「大会」という。）医事・衛生基本計画に　基づき，大会における医療救護に関し必要な事項を定めるものとする。

2　実施方法

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会（以下「県委員会」という。）及び会場地市町村実行委員会（以下「会場地委員会等」という。）は，相互に連絡調整を図り，医療機関，関係団体等の協力を得て，医療救護を実施する。

3　実施業務及び分担

県委員会及び会場地委員会等が行う業務は，次のとおりとする。

⑴　県委員会

ア　総合開・閉会式における医療救護

イ　県委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

⑵　会場地委員会

ア　競技会場及び練習会場における医療救護

イ　会場地委員会等主催の大会関連イベントにおける医療救護

ウ　宿泊施設における医療救護

4　救護所及び救護本部の設置

県委員会及び会場地委員会等は，前項の業務を実施するに当たり，必要に応じて救護本部及び救護所を設置する。

5　救護班の設置

⑴　救護所には，救護班を設置する。

⑵　救護班は，医師，歯科医師，看護師，保健師，アスレティックトレーナー及び事務職員等により，必要に応じた編成とする。

⑶　救護班は，傷病者に対して応急処置を行うとともに，医療機関や関係機関等との連絡調整を行うなど，医療救護に必要な措置を行う。

6　医薬品及び救急自動車等の配備

⑴　救護所には，必要に応じて医薬品，医療器具，ＡＥＤ（自動体外式除細動器），その他必要物品等を配備する。

⑵　ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

⑶　救急自動車等の配備については，別途関係機関と協議して定める。

7　経費の分担

県委員会及び会場地委員会等は，それぞれ担当する医療救護の実施に要する経費を負担する。

8　医療費

救護所及び救急自動車等において要した経費を除き，医療費は全て受診者が負担する。

9　その他

この要項に定めるもののほか，医療救護の実施に関して必要な事項は，県委員会及び会場地委員会等が，それぞれ別に定めるものとする。

燃ゆる感動かごしま国体における

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン

【第１版】令和４（2022）年　月　日

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会

目　　次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　目的・・１

３　対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

４　定義・・１

５　参加者において遵守すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

６　競技会等において実施すべき事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

７　宿泊，輸送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

８　総合開・閉会式・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

９　体調不良者発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

10　開催の可否判断　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

11　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

１　はじめに

本ガイドラインは,「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会）や「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会)，各中央競技団体等が定めるガイドライン，各業界団体が定めるガイドライン等を参考に作成したものである。

２　目的

本ガイドラインは，特別国民体育大会（以下,「燃ゆる感動かごしま国体」という。）の開催に向け，新型コロナウイルス感染症の感染リスクを抑え，安全・安心な大会運営を行うため，参加者が遵守すべき事項や競技会における各主体の役割分担を定めるとともに，市町村実行委員会（又は市町村。（以下,「市町村実行委員会」という。）)及び各競技団体において実施することが望ましい標準的な対策等をとりまとめたものである。

なお，競技固有の特性により必要となる対策は，各中央競技団体等が定めるガイドラインに従い実施するものとする。

また，本ガイドラインは，現時点での新型コロナウイルスの感染状況に基づいてとりまとめたものであり，今後の感染拡大等の状況に応じて随時改定を行うものである。

３　対象範囲

本ガイドラインは，燃ゆる感動かごしま国体の競技会（正式競技，特別競技，公開競技，デモンストレーションスポーツ）及び総合開・閉会式に参加するすべての者を対象とする。

４　定義

⑴　体調不良者とは，次のいずれかに該当する者をいう。

①　体温37.5℃以上の発熱がある。

②　強いだるさ（倦怠感)，息苦しさ（呼吸困難)，身体が重い，疲れやすいなどの症状がある。

③　咳，喉の痛み，鼻水，頭痛など風邪の症状がある。

④　味覚や嗅覚の異常がある。

⑵　濃厚接触者等とは，次のいずれかに該当する者をいう。

①　医療機関や保健所から濃厚接触者と判断された者

②　新型コロナウイルスに感染し，医療機関や保健所から療養終了の判断が出ていない者

③　同居家族や身近な人に感染が疑われる人がいる者（陽性者の発症２日前から，陽性者と１ｍ以内の距離で15分以上接したことがある者）

④　同居家族に体調不良者がいる者

⑤　濃厚接触者の疑いがあり，医療機関や保健所から濃厚接触者認定・解除の明確

な指示が出されていない者

⑥　過去14日以内に政府から入国制限，入国後の観察期間を必要とされている国，地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある者

⑶　健康アプリとは，健康管理アプリ「GLOBAL SAFETY」のことをいう。

⑷　健康アプリ等とは，健康アプリまたは体調管理チェックシート（様式１，２）のことをいう。

なお，スマートフォン利用者は原則として健康アプリを利用すること。

⑸　大会参加日とは，競技会又は総合開・閉会式に参加する日（鹿児島県在住・在勤・在学の者は「競技会参加初日（公式練習や準備業務等を含む）」，鹿児島県以外の都道府県から参加する者は，大会への参加・出場を主目的として来県する日とする。）のことをいう。

５　参加者において遵守すべき事項

⑴　共通事項（参加者全員）

①　参加者は，大会参加日の14日前から参加当日まで，体調不良者又は濃厚接触者等に該当する場合は，会場へ来場しないこと。

②　入場時には，非接触型体温計・サーモグラフィー等による検温を受けること。

③　原則としてマスクを常時，着用すること。

④　大声での声援，掛け声，会話は行わないこと。

⑤　こまめに手洗い，手指消毒を行うこと。

⑥　手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参すること。

⑦　食事の際は，対面での飲食を避け，会話は自粛すること。会話が必要な場合は，食事中であってもマスクを着用すること。

⑧　３密の回避に努めること。

⑨　会場内では，県又は市町村実行委員会等の案内及び指示に従うこと。

⑩　厚生労働省の接触確認アプリ「COCOA」の活用を推奨する。

⑪　新型コロナワクチン接種を推奨する。

⑫　大会参加後は，会場地を出た翌日から14日間，健康アプリ等により起床時体温，健康状態及び行動を毎日記録すること。なお，新型コロナウイルスへの感染が判明した場合は，医療機関，保健所等の指示に従うとともに，県実行委員会へ速やかに報告すること。

⑵　個別事項

①　選手・監督・選手団本部役員（チームスタッフを含む）

ア　大会参加日の14日前から毎日，健康アプリ等により起床時体温，健康状態及び行動歴を記録すること。

イ　参加当日は，代表受付を行う場合を除き，会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

ウ　代表受付を行う場合は，代表者が参加当日，全員分の健康アプリ等を確認した上で，会場受付へ画面提示若しくは，体調管理チェックシート総括表（様式３）を作成，提出すること。

エ　観覧は，指定されたエリアのみで行い，一般観客エリアには立ち入らないこと。
オ　観客との握手，ハイタッチ，会話等を行わないこと。
カ　競技（ウォーミングアップ含む）中以外は，マスクを着用すること。

②　競技役員・競技補助員，競技会役員，競技会係員，競技会補助員（ボランティアを含む）

ア　大会参加日の14日前から毎日，健康アプリ等により起床時体温，健康状態及び行動歴を記録すること。
イ　参加当日は，会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

③　報道員

ア　大会参加日の14日前から毎日，健康アプリ等により起床時体温，健康状態及び行動歴を記録すること。
イ　参加当日は，会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
ウ　取材を希望する場合には，県実行委員会が実施する報道員来会調査において事前申請すること。また取材を認められた報道員は，各競技会場において取材日ごとに受付を行うとともに，報道員ＩＤと報道員ビブス及び自社腕章を着用すること。
エ　取材人数は，出来る限り少なくすること。
オ　囲み取材・インタビューは，競技者同意のもと，身体的距離（競技者と取材者及び取材者同士の距離）を確保するとともに，簡潔に短時間で実施すること。なお，指定された場所以外では取材・インタビューを行わないこと。

④　視察員

ア　大会参加日の14日前から毎日，健康アプリ等により起床時体温，健康状態及び行動歴を記録すること。
イ　参加当日は，会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
ウ　視察は事前申請とし，県又は市町村実行委員会が定める手続き等に従うこと。
エ　視察は感染防止の観点から，必要最小限の人数とすること。
オ　会場内では，指定された場所のみで視察を行うこと。

⑤　会場設営者

ア　大会参加日の14日前から毎日，健康アプリ等により起床時体温，健康状態及び行動歴を毎日記録すること。
イ　参加当日は，会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。

⑥　売店事業者

ア　大会参加日の14日前から毎日，健康アプリ等により起床時体温，健康状態及び行動歴を記録すること。
イ　参加当日は，会場受付へ健康アプリ等を画面提示（提出）すること。
ウ　出店（出展）者は，マスク・手袋等を着用し，現金等の受け渡しが発生する場合はトレーを介して行うこと。
エ　人と人が対面する場所には，透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合は，出店（出展）者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。
オ　参加者が身体的距離をおいて並べるよう人と人との十分な間隔を空けた整列を促

すなどの対応を行うこと。

カ　休憩所を設置する場合は，密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意すること。

キ　設置する備品（テーブル・椅子等）は定期的に消毒すること。

ク　対面での飲食の回避及び食事中の会話の自粛，会話が必要な場合のマスク着用を促すこと。

ケ　これらの感染防止対策を講じることができない場合は，出店（出展）をできないものとする。

⑦　観客

ア　氏名及び連絡先の提出，体調管理チェックシートの記入等，県又は市町村実行委員会の要請があった場合は協力すること。

イ　飛沫感染や接触感染防止のため，以下による応援は控えること。

(ｱ)　大声で歌う，大声を出しての声援，掛け声，指笛

(ｲ)　メガホン，トランペットなど道具・楽器の使用

(ｳ)　タオル等を振り回す

(ｴ)　ハイタッチ，肩組み

ウ　選手との握手，ハイタッチ，会話等を行わないこと。

６　競技会等において実施すべき事項

⑴　役割分担

①　県実行委員会

ア　本ガイドラインの改定及び関係者への周知を行う。

イ　感染症対策に関し，関係機関との調整を行う。

ウ　正式競技及び特別競技における感染防止対策に係わる参加条件を定める。

②　市町村実行委員会

ア　本ガイドライン等に基づき，各競技会場等における具体的な感染防止対策を競技団体と検討し，実施すること。また，当該対策や入場の可否等ついては，事前に参加者へ周知や提供等を行い，会場等での混乱を避けるよう努めること。

イ　健康アプリ等により参加者（競技会役員，競技会係員，競技会補助員（ボランティアを含む），報道員，視察員，会場設営者，売店事業者，観客）の体調把握を行うこと。

ウ　提出された体調管理チェックシート等の管理には十分留意し，必要がなくなった時点で速やかに廃棄すること。

③　競技団体

ア　健康アプリ等により参加者（競技役員，競技補助員）の体調管理を行うとともに，体調管理チェックシート（競技役員，競技補助員，選手団分）については取りまとめの上，市町村実行委員会へ提出すること。

イ　本ガイドライン及び各中央競技団体等が定めるガイドラインに基づき，適切な感染防止対策を講じた競技運営を行うこと。

ウ　競技会場ごとに，感染症対策の確実な実施を促すほか，感染者が発生した際の対

応に関して総合的な窓口となる感染防止対策責任者を配置すること。

⑵　予防対策

①　共通事項

ア　手指衛生の励行

(ｱ)　会場等では，出入口，受付，控室など，随所に手指用のアルコール消毒液（以下「手指消毒アルコール」という。）を設置し，常時，手指の消毒が可能な環境を整え，場内アナウンス等を行うこと。

(ｲ)　会場等の手洗い場には，石けん（ポンプ式が望ましい）を用意するとともに，参加者に対し手洗い後に手を拭くためのマイタオルの持参を求めること。

イ　飛沫の抑制

会場等では，マスク（品質の確かな，できれば不織布）の着用や，大声での声援，掛け声，会話を行わないことなどの周知・徹底を図り，そうした行為をする者がいた場合には，個別に注意，退場処分等の措置を講じること。

ウ　３密の回避

(ｱ)　密閉空間の回避

選手控室，役員控室などの個室については，窓の開放及び換気扇等の利用により常時換気，又は定期的（目安：毎時２回以上かつ１回５分以上）な換気を実施すること。

(ｲ)　密集場面の回避

(a)　会場等においては，人と人との接触を可能な限り避け，身体的距離を確保できるよう対策を講じること。

(b)　人が並ぶ可能性がある場所では，目印の設置やスタッフによる呼びかけなどにより，可能な限り身体的距離を確保するための対策を講じること。

(c)　休憩時間や待合場所での密集も回避するための対策を講じること。

(ｳ)　密接の回避

人と人が近距離で対面して話す場所には，可能な限り飛沫感染防止のため透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合，受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。

(ｴ)　ゾーニングの確保

選手・監督等と観客の導線は可能な限り分け，立入禁止の掲示やロープなど，両者が交わることがないようゾーニングに努めること。

エ　施設内の消毒

不特定多数の者が触れると考えられる場所（手すり，ドアノブ，水洗トイレのレバー，テーブル，椅子等ウイルスが付着する可能性のある場所）については，こまめに消毒すること。

オ　飲食の制限

飲食可能エリアにおいては，飛沫感染等を低減するための対策を講じること。

②　個別事項（エリア別）

ア　競技エリア

競技固有の特性により必要となる対策は，各中央競技団体等が定めるガイドライ

ンに従い実施すること。

イ　受付等

(ｱ)　検温の実施や，健康アプリ等により参加者の体調把握を確実に行い，不備がある場合や，感染が疑われるような場合は，参加の辞退も含め，適切な対応をとること。

(ｲ)　人と人が対面する場所には，透明ビニールカーテン又はアクリル板等を設置すること。設置できない場合，受付等の担当者はマスクのほかフェイスシールド等を着用すること。

(ｳ)　身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。

(ｴ)　受付や入退場時の滞留，密集を回避するため，事前申請や代表受付，時間差入場，動線区分等の工夫を行うこと。

(ｵ)　受付や招集所では，大声を出さないように，案内表示の掲示やハンドマイク等を活用すること。

(ｶ)　手指消毒や共用物品（筆記用具など）の消毒を実施すること。

ウ　手洗い場所・トイレ

(ｱ)　手洗い場には石けん（ポンプ式が望ましい）を用意すること。また，手洗い後に手を拭くためのペーパータオルを必要に応じて用意すること（手指を乾燥させる設備は使用しないこと）。

(ｲ)　身体的距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと。

エ　控室・更衣室等の諸室

(ｱ)　広さにはゆとりを持たせ，レイアウトを工夫し，密になることを避けること。

(ｲ)　ゆとりを持たせることが難しい場合は，一度に入室する人数を制限する，または別室を用意など措置を講じること。

(ｳ)　換気扇を回す，窓を開ける等，換気に配慮すること。

オ　観客席

(ｱ)　屋内競技では収容定員の50％以内とする。

(ｲ)　屋外競技で，収容定員のある会場は，収容定員の50％以内とする。

(ｳ)　収容定員のない会場は，人と人との距離を十分に確保する（１ｍ以上）。

(ｴ)　仮設スタンド等，収容可能人数の算出が可能な観客席を設置する場合は，収容可能人数の50％以内とする。

(ｵ)　選手団用の座席を設ける場合は，一般の観客席と区分けし，極力離れた場所とすること。

(ｶ)　観客席には，応援時の禁止事項や観戦時の注意事項等を掲示すること。

(ｷ)　可能な限り感染防止対策を行ったうえで，原則，有観客とするが，競技会場の特性上，十分な感染防止対策を講じることが困難な状況と見込まれる場合には，無観客を検討すること。

(ｸ)　無観客とする場合は，予め，県実行委員会と協議するとともに，インターネット配信等の代替措置を可能な限り講じること。

(ｹ)　観客数が5,000人超の競技会を実施しようとする場合は「感染防止安全計画」を策定し，県実行委員会へ提出すること

カ　取材エリア

(ｱ)　競技や会場の特性に応じて，取材エリアや撮影場所，取材ルールを定め，報道員へ周知すること。

(ｲ)　ミックスゾーンは原則として設置しないこととし，設置する場合は柵などで身体的距離を確保し，３密を避けること。

(ｳ)　取材場所は，アクリル板の設置や目印の設置等で身体的距離を確保するほか，オンラインでの実施等も検討すること。

キ　おもてなし，売店，休憩所等

(ｱ)　３密の回避や身体的距離の確保など，感染防止対策を講じること。

(ｲ)　食事可能エリアにおいては，対面飲食の回避など飛沫防止の対策が講じられるよう売店事業者等へ指導すること。

(ｳ)　休憩所を設置する場合は，密を避けることができるよう座席数や席の配置に留意すること。

(ｴ)　十分な感染対策が講じられない場合は，設置の中止を検討すること。

③　各種会議，開始式，表彰式

ア　各種会議

監督会議等については，会議の運営方法や伝達事項，議題等の見直しを行った上で，書面やオンライン開催など，実施方法について検討すること。

イ　開始式，表彰式

(ｱ)　各競技会の開始式は，感染防止の観点から，原則実施しない。諸般の事情により実施する必要がある場合には，参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め，感染防止対策を講じること。

(ｲ)　表彰式を実施する場合は，参加人数の制限による間隔の確保やプログラムの見直しによる時間短縮など簡素化に努め，感染防止対策を講じること。

(ｳ)　競技会に係るレセプション等は，感染防止の観点から，実施しない。

7　宿泊，輸送

(1)　宿泊

①　県実行委員会及び市町村実行委員会が実施（合同配宿業務）

ア　配宿予定の宿泊施設に対し，宿泊施設説明会等の機会を通じ，「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会，日本旅館協会，全日本シティホテル連盟）の遵守を依頼すること。

イ　宿泊者に対し，以下の「宿泊に当たっての留意事項」について宿泊申込のＷｅｂシステム等により協力依頼を行うこと。

②　市町村実行委員会及び各競技団体が実施（合同配宿業務の対象とならない公開競技，デモンストレーションスポーツ等）

宿泊者に対し，参加申込等の機会を通じ，以下の「宿泊に当たっての留意事項」について協力依頼を行うこと。

【宿泊に当たっての留意事項】

ア　基本的な感染防止対策の徹底

(ｱ)　身体的距離を確保し，従業員や他の宿泊者との接触を避ける。
(ｲ)　原則としてマスクを着用する。
(ｳ)　定期的に手洗い，手指消毒を行う。
(ｴ)　入館時の検温等，感染防止のために行う宿泊施設の指示に従って行動する。
(ｵ)　宿泊施設滞在中の外出は，地域における感染状況や医療体制を十分考慮して必要性を判断する。

イ　フロント，ロビー，エレベーター等の共用スペース
(ｱ)　フロントでの手続きは代表者がまとめて行う。
(ｲ)　ロビーでの待機時，エレベーター利用時等は，分散して３密を避ける。

ウ　客室
(ｱ)　同室者がいる場合は，客室内でもマスクを着用する。
(ｲ)　定期的に窓を開けて換気を行う。空調による換気が可能な場合は常時換気を行う。
(ｳ)　トイレ使用後はフタを閉めてから水洗する。

エ　食事会場
(ｱ)　会場に入る前に手洗い・手指消毒を行い，食事開始までマスクを着用する。
(ｲ)　会場での着席方法や滞在時間について指示があった場合には，これに従う。
(ｳ)　食事中の会話は自粛する。会話が必要な場合は，食事中であってもマスクを着用する。

オ　浴室等
浴室，脱衣場及び休憩室では，他の者との身体的距離を確保し，会話を控える。

⑵　輸送

①　公共交通機関等における感染予防
参加者が公共交通機関等を利用して移動する際は，マスクの着用及び会話の自粛，石けんによる手洗い，手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底するとともに，感染予防について交通事業者の指示があった場合には，これに従うこと。

②　県実行委員会が実施
バス事業者に対し，「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会）及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）に沿った感染予防対策（バス車内における手指消毒剤の装備，運行中の車内換気，仕業終了後の車内消毒等）の確実な実践の遵守を依頼する。

③　市町村実行委員会及び各競技団体が実施
ア　バス事業者等に対し，業種別ガイドライン（「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（日本バス協会），及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」（貸切バス旅行連絡会）並びに「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（全国ハイヤー・タクシー連合会））の遵守を依頼すること。
イ　バス等利用者に対し，以下の「バス等利用に当たっての留意事項」について協力依頼を行うこと。

【バス等利用に当たっての留意事項】

(ｱ)　基本的な感染防止対策の徹底

(a)　原則としてマスクを着用する。

(b)　飲食はできる限り控え，食事中の会話は自粛する。特に大声による会話は行わない。

(c)　乗車前に手指を消毒する。

(ｲ)　乗車時及び降車時

(a)　乗車待機時は，できる限り身体的距離を確保する。

(b)　通路に立ち列ができないよう，順次に乗車又は離席する。

(ｳ)　乗車中

(a)　できる限り他の利用者と距離を置いて着席する。

(b)　往路・復路で同じ利用者が乗車する場合には，できる限り同じ席に着席する。

８　総合開・閉会式

総合開・閉会式は，本ガイドライン等に準ずる。

９　体調不良者発生時の対応

「燃ゆる感動かごしま国体　体調不良者対応マニュアル（仮称）」を別途，定める。

10　開催の可否判断

新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じ，主催者間で協議の上，開催の可否を決定する。

11　その他

本ガイドラインに定めのない事項については，「国民体育大会開催における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」（公益財団法人日本スポーツ協会）を準用する。

様式１

体調管理チェックシート

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

団体名		（ふりがな）		電話番号（携帯電話等）	
		氏　名			

項目 ＼ 日付（記入してください）		14日前	13日前	12日前	11日前	10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	参加日初日
		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
体温（0.1℃単位で記入してください）		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
該当する項目のみチェック（✔）又は必要事項を記入してください（該当しない項目は空欄のままとしてください）。																
症状なし																
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある															
健康状態	頭痛、倦怠感（だるさ）がある															
健康状態	息苦しさがある															
健康状態	からだが重い、疲れやすい															
健康状態	味覚や嗅覚の異常がある															
行動歴	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※															
行動歴	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる															
行動歴	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある															
行動歴	該当する場合は国、地域等を記入してください。															

※　保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

様式２

体調管理チェックシート（期間中（２日目以降）用）

大会が複数日間開催される場合、2日目以降の健康状態等は本シートに記入してください。

団体名	

（ふりがな）	
氏　名	

電話番号 （携帯電話等）	

体温や該当する項目にチェック（✔）又は必要事項を記入してください。

項目（体温や該当項目に✔等を記入してください） ＼ 日付（記入してください）		／
体温（0.1℃単位）		℃
症状なし		
健康状態	せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある	
	頭痛、倦怠感（だるさ）がある	
	息苦しさがある	
	からだが重い、疲れやすい	
	味覚や嗅覚の異常がある	
行動歴	新型コロナウイルス感染症感染者と濃厚接触がある※	
	同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる	
	政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある	
	該当する場合は国、地域等記入してください。	

※　保健所の調査において新型コロナウイルス感染症感染者の濃厚接触者と判断された者とします。

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。
本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。
また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。
なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

様式３

体調管理チェックシート（総括表）

〇選手団の代表者は、所属選手及び監督（チームスタッフを含む）の体調管理チェックシートの記載等を確認したうえで、本シート（総括表）を作成し、受付で競技団体に提出してください。
〇競技団体の代表者は、各選手団から提出された体調管理チェックシートの記載を確認したうえで、市町村又は市町村実行委員会に提出してください。

都道府県名		団体名	

競技名（種目）		種別	

代表者	ふりがな		メールアドレス	
	氏名		電話番号（携帯電話等）	
	住所			

スタッフ数（うち体調管理チェックシートの提出枚数）	名 （　　枚）	選手数（うち体調管理チェックシートの提出枚数）	名 （　　枚）

当選手団所属選手等の
□ 本日及び本日以前14日間の
□ 本日の
※いずれかの□に✔を記入
健康状態等は次のとおりです。

項目（該当する項目にチェック（✔）を記入してください）		日付（記入してください）／
下のいずれの項目にも該当する者がいない。		
37.5℃以上の発熱がある者がいる		
健康状態	「せき、のどの痛み、鼻水など風邪の症状がある」に該当する者がいる	
	「頭痛、倦怠感（だるさ）がある」に該当する者がいる	
	「息苦しさがある」に該当する者がいる	
	「からだが重い、疲れやすい」に該当する者がいる	
	「味覚や嗅覚の異常がある」に該当する者がいる	
行動歴	「新型コロナウイルス感染症の感染者と濃厚接触がある」に該当する者がいる	
	「同居家族や身近な知人に感染が疑われる人がいる」に該当する者がいる	
	「政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航歴がある又はこれらの国、地域等への渡航歴がある者若しくは在住者との濃厚接触がある」に該当する者がいる	

本シートは、大会開催に当たり新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、参加者の皆様の健康状態及び行動歴を確認することを目的としています。

本シートに記入いただいた個人情報については、厳正なる管理のもとに保管し、健康状態の把握、入場や参加可否の判断及び必要な連絡のために利用します。

また、感染者又は感染の疑いのある方が判明した場合には、必要な範囲で保健所等の関係機関に情報を提供することがありますので、ご了承ください。

なお、本シートは、一定期間保管した後破棄します。

様式４

国民体育大会における新型コロナウイルス感染症発症状況等報告書

<table>
<tr><td>報告No.</td><td colspan="3"></td><td>報告状況
ステータス</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">対象者
情報</td><td>フリガナ</td><td colspan="3"></td><td>性別</td><td>年齢</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="3"></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>参加区分</td><td colspan="6">☐選手　☐監督　☐本部役員　☐競技運営役員
☐視察員　☐報道員　☐その他〔　　〕</td></tr>
<tr><td>大会名</td><td colspan="3"></td><td>競技</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>種目</td><td colspan="3"></td><td>種別</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">感染
情報</td><td>感染区分</td><td colspan="3"></td><td>確定日</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事案把握
タイミング</td><td colspan="6">☐競技会開始前　⇒　現地入り前　・　現地入り後
☐競技会会期中
☐競技会終了後　⇒　現地出発前　・　現地出発後
※「現地」とは、競技会会場又は競技会参加に当たり拠点とする場所（宿舎等）</td></tr>
<tr><td>推定される
感染理由、
確定日２日
前からの行
動歴</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">指示・
対応状況</td><td>指示者</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>指示内容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>備考欄</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

報告日時：

団 体 名：

記入者（団体役職）：

資料No.11-(1)

第77回国民体育大会 デモンストレーションスポーツの実施状況（31競技）

令和4年5月27日時点

競　技　名	会場地市町村	競技会場	開催日	実施状況
ウォーキング	那須烏山市	那須烏山市内特設ウォーキングコース	5月7日(土)	開催 (一般観客は入場不可)
パークゴルフ	足利市	足利市借宿緑地パークゴルフ場	5月15日(日)	開催 (入場制限なし)
ウォーキング	益子町	サヤド･城内坂周辺アート探訪コース	5月28日(土)	
ペタンク	高根沢町	高根沢町町民広場	5月28日(土)	
クリケット	佐野市	佐野市国際クリケット場	6月5日(日)	
ママさんバレーボール	芳賀町	芳賀町第二体育館	6月5日(日)	
カローリング	高根沢町	高根沢町キリン体育館	6月12日(日)	
フォークダンス	小山市	栃木県立県南体育館	6月12日(日)	
アームレスリング	宇都宮市	栃木県総合文化センター	6月19日(日)	
３Ｂ体操	那珂川町	那珂川町総合体育館	6月19日(日)	
ドッジボール	佐野市	佐野市運動公園市民体育館	6月19日(日)	
スポーツウエルネス吹矢	足利市	FUKAI SQUARE GARDEN 足利 （足利市民体育館）	6月26日(日)	
ふれあいトランポリン	茂木町	茂木町民体育館	7月2日(土)	
３x３	宇都宮市	オリオンスクエア	7月3日(日)	
長ぐつアイスホッケー	日光市	栃木県立日光霧降アイスアリーナ	7月10日(日)	
フライングディスク	市貝町	城見ヶ丘運動公園 市貝町農業者トレーニングセンター	7月16日(土)	
フットサル	宇都宮市	宇都宮市清原体育館	7月17日(日)	
スポーツチャンバラ	大田原市	栃木県立県北体育館	7月24日(日)	
ダンススポーツ	大田原市	栃木県立県北体育館	8月7日(日)	
タグラグビー	栃木市	栃木市総合運動公園陸上競技場	8月27日(土)	
キッズトライアスロン	那須塩原市	那珂川河畔公園周辺特設コース	8月28日(日)	
オリエンテーリング	矢板市	矢板運動公園	9月3日(土)	
スマートフェンシング	上三川町	上三川町体育センター	9月4日(日)	
バウンドテニス	野木町	野木町立野木中学校体育館	9月4日(日)	
ウォーキング	鹿沼市	鹿沼市内特設ウォーキングコース	9月10日(土)	
エアロビック	那須町	那須町スポーツセンター	9月11日(日)	
さいかつぼーる	那須塩原市	三和住宅にしなすのスポーツプラザ（にしなすの運動公園）体育館	9月11日(日)	
ソフトバレーボール	真岡市	真岡市総合体育館	9月11日(日)	
ターゲット・バードゴルフ	壬生町	壬生町総合公園	9月11日(日)	
フットベースボール	栃木市	栃木市総合運動公園多目的グラウンド	9月11日(日)	
リレーマラソン	大田原市	DI　STADIUM （美原公園陸上競技場）	9月11日(日)	
キンボールスポーツ	下野市	下野市石橋体育センター	9月17日(土)	
インディアカ	さくら市	さくら市氏家体育館	9月25日(日)	

資料No.11-(2)

第77回国民体育大会(栃木県)実施競技における トップアスリート特例対象選手一覧

令和4年4月30日現在

No.	競技名	対象区分 ①	②	③	④	第77回大会 対象者数	第77回大会実施要項 参加人員(参考)	第76回大会 対象者数
1	陸上競技	○	○	○	○	314 名	1,457 名以内	341 名
2	水泳	○	○	○	○	210 名	1,869 名以内	237 名
3	サッカー	【対象者なし】				—	920 名	—
4	テニス	○	○	○	○	43 名	410 名	43 名
5	ボート	○	○		○	24 名	896 名	22 名
6	ホッケー	【対象者なし】				—	560 名	8 名
7	ボクシング	○	○			17 名	343 名	10 名
8	バレーボール		○		○	80 名	1,322 名	48 名
9	体操	○	○		○	24 名	725 名	31 名
10	バスケットボール				○	42 名	1,024 名	24 名
11	レスリング	【対象者なし】				—	799 名	—
12	セーリング	○	○			26 名	703 名	27 名
13	ウエイトリフティング		○		○	19 名	411 名	16 名
14	ハンドボール	【対象者なし】				—	910 名	—
15	自転車	○	○		○	28 名	658 名	36 名
16	ソフトテニス				○	32 名	648 名	34 名
17	卓球	○	○		○	15 名	460 名	17 名
18	軟式野球	【対象者なし】				—	512 名	—
19	相撲	【対象者なし】				—	470 名	—
20	馬術	【対象者なし】				—	339 名	—
21	フェンシング	○	○		○	49 名	339 名	49 名
22	柔道				○	141 名	522 名	129 名
23	ソフトボール	○			○	20 名	715 名	15 名
24	バドミントン	○	○		○	64 名	444 名	62 名
25	弓道	【対象者なし】				—	314 名	—
26	ライフル射撃	○	○			38 名	428 名	31 名
27	剣道	【対象者なし】				—	475 名	—
28	ラグビーフットボール	【対象者なし】				—	712 名	—
29	スポーツクライミング	○	○		○	52 名	309 名	39 名
30	カヌー	○	○	○	○	63 名	453 名	46 名
31	アーチェリー	○	○		○	13 名	280 名	18 名
32	空手道	○			○	68 名	414 名以内	68 名
33	銃剣道	【対象者なし】				—	193 名	—
34	なぎなた	【対象者なし】				—	314 名	—
35	ボウリング				○	29 名	401 名	28 名
36	ゴルフ			○	○	20 名	441 名	14 名
37	トライアスロン				○	7 名	282 名	5 名
		対象者総計				1,438 名	22,472 名	1,398 名

対象区分:①東京オリンピック競技大会参加者、②JOCオリンピック強化指定選手
③国内ﾗﾝｷﾝｸﾞ上位者、④中央競技団体強化指定選手

資料 No.11-(2)参考

トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置

我が国の競技力向上を支援する観点より、一定の競技力を有する選手に対して、「トップアスリートの国民体育大会参加資格の特例措置（以下「本特例」という。）」を下記のとおり定める。

1. 特例の対象となる選手

本特例の対象となる選手は、下記の条件のいずれかを満たす者とする。

1) 大会開催の直近に開催されたオリンピック競技大会（冬季競技はオリンピック冬季競技大会）に参加した者。

2) 大会開催年の 4 月 30 日（冬季大会は前年 10 月 31 日）時点で、下記のいずれかに該当し、各中央競技団体が本特例の対象として認めた者。

(1) JOC オリンピック強化指定選手

(2) 各競技（種目）における国内ランキング上位 10 位以内の者

(3) 中央競技団体が定めた強化指定選手

※ 強化指定ランクについては、各競技における全日本選手権大会入賞レベル以上のカテゴリーを対象とする。

2. 特例の内容

1) 予選会の免除

本特例の対象となる選手については、都道府県予選会及びブロック大会を経ずに国民体育大会本大会に参加することができるものとする。ただし、ブロック大会実施競技種目・種別においては、当該都道府県代表選手又はチームがブロック大会に参加し、本大会参加枠を獲得している場合とする。

2) 資格要件（日数要件の緩和）

本特例の対象となる選手が所属都道府県として「居住地を示す現住所」又は「勤務地」を選択する場合は、日数に関する要件を定めないこととし、以下のとおりとする。

(1) 居住地を示す現住所

次の要件をいずれも満たすものとする。

① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、住民票記載の住所に存する都道府県において生活している実態があり、当該都道府県以外（海外を含む）において生活している実態がないこと。

なお、生活の実態については、下記要件により判断する。

1. 自ら所有する住居、又は自らの名義で住居を賃借していること
2. 当該住居に生計を一にする家族と共に住んでいること
3. 当該住居の水道光熱費など費用を自ら負担していること
4. 当該住居に主要な家財道具が存すること

② 合宿、試合等により当該都道府県外で活動を行う場合、当該都道府県を移動の起点としていること。

(2) 勤務地

次の要件をいずれも満たすものとする。

① 当該大会開催年の4月30日以前（冬季大会はこの前年同日）から大会終了時まで引き続き、雇用主と雇用契約を締結した上で、当該都道府県内に存する雇用主の会社や事業所等に現実に通勤し、勤務していること。

② 当該都道府県内で、競技普及活動等の事業に参加すること。

3. 国内移動選手の制限

本特例の対象となる選手の国内移動選手の制限については、国民体育大会開催基準要項細則第 3 項-(1)-1)-③の通りとする。

4. 特例の適用に係る手続き

1) 正式競技実施中央競技団体は、当該大会開催年の 4 月 30 日（冬季大会は前年 10 月 31 日）現在における「1. 特例の対象となる選手」の氏名等を別に定める様式により、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

2) 公益財団法人日本スポーツ協会は、「国民体育大会参加申込システム」内にて、特例対象選手一覧を公表する。

3) 参加都道府県体育（スポーツ）協会は本特例活用者を別に定める様式により、当該大会実施要項で定めた参加申込み締切り期日までに、公益財団法人日本スポーツ協会宛に提出する。

5. その他

本特例に定めのない事項については、必要に応じ国民体育大会委員会において協議するものとする。

附則

本特例は、平成 23 年 12 月 15 日に制定し、第 67 回本大会より施行する。

本特例は、平成 26 年 5 月 15 日に改定し、第 69 回本大会より施行する。

本特例は、平成 29 年 6 月 16 日に改定し、第 73 回より施行する。

本特例は、平成 30 年 4 月 1 日に改定し、同日より施行する。

資料No.11-(3)

第 77 回国民体育大会（栃木県）　アンチ・ドーピング活動実施計画

1. 大会名・会期

第 77 回国民体育大会（栃木県）：令和 4 年 10 月 1 日（土）　～　10 月 11 日（火）【11 日間】

※　会期前実施競技　：令和 4 年 9 月 10 日（土）　～　9 月 19 日（月）

2. ドーピング検査

(1) 検査方針

国民体育大会ドーピング検査は、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）が定める「アンチ・ドーピング規程」及び日本スポーツ協会が定める「国民体育大会アンチ・ドーピング活動に関するガイドライン」に則り、競技会検査を実施する。検査は JADA が実施する。

- 競技会検査とは、当該競技会に関連して競技者が検査対象として抽出される検査をいう。
- 競技会検査は少年種別を含む全競技者を対象とする。
- 実施予定の競技種目は、予め公開しないこととする。

(2) 予定検体数

競技会検査：185 検体（25 競技程度を予定）

※参考

大会	競技会検査	競技会外検査	総計
第 63 回大会（大分県）	128 検体(16 競技)	76 検体	204 検体
第 64 回大会（新潟県）	159 検体(16 競技)	50 検体	209 検体
第 65 回大会（千葉県）	138 検体(17 競技)	68 検体	206 検体
第 66 回大会（山口県）	142 検体(15 競技)	22 検体	164 検体
第 67 回大会（岐阜県）	173 検体(21 競技)	50 検体	223 検体
第 68 回大会（東京都）	214 検体(24 競技)	0 検体	214 検体
第 69 回大会（長崎県）	197 検体(23 競技)	0 検体	197 検体
第 70 回大会（和歌山県）	216 検体(28 競技)	0 検体	216 検体
第 71 回大会（岩手県）	219 検体(24 競技)	0 検体	219 検体
第 72 回大会（愛媛県）	170 検体(27 競技)	0 検体	170 検体
第 73 回大会（福井県）	170 検体(25 競技)	0 検体	170 検体
第 74 回大会（茨城県）	170 検体（23 競技）	0 検体	170 検体
第 75 回大会（鹿児島県）	延期		
第 76 回大会（三重県）	中止		

3. アウトリーチプログラム

総合開会式会場にブースを設置し、教育・啓発活動（アウトリーチプログラム）を実施する。

・実施計画：総合開会式

・会場　　：栃木県宇都宮市（栃木県総合運動公園陸上競技場）

・実施期間：令和 4 年 10 月 1 日（土）

資料No.11-(4)

第77回国民体育大会(栃木県)　組合せ抽選会日程

No.	競技名	開催場所	期日	開始時刻
1	陸上競技	【栃木県宇都宮市】	(プログラム編成会議)	
2	水泳（水球）	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	8/27(土)	10:00
3	水泳（アーティスティック）	—	9/10(土)	15:00
4	水泳（オープンウォーター）	—	抽選会なし	
5	サッカー	日本サッカー協会事務局 【東京都文京区】	9/12(月)	14:00
6	テニス	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/9(金)	14:00
7	ボート	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	8/26(金)	13:00
8	ホッケー	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/10(土)	11:00
9	ボクシング	—		
10	バレーボール	日本バレーボール協会事務局 【東京都渋谷区】	9/10(土)	10:00
11	バレーボール（ビーチバレー）	日本バレーボール協会事務局 【東京都渋谷区】	8/27(土)	13:00
12	体操	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	8/27(土)	14:00
13	バスケットボール	日本バスケットボール協会事務局 【東京都文京区】	9/11(日)	13:00
14	レスリング	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	8/30(火)	11:00
15	セーリング	—	抽選会なし	
16	ウエイトリフティング	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/9(金)	13:00
17	ハンドボール	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/11(日)	10:00
18	自転車	— 【栃木県宇都宮市】	9/2(金)	
19	ソフトテニス	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室 【JSPO会議室希望】	9/12(月)	13:00
20	卓球	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/10(土)	14:00
21	軟式野球	全日本軟式野球連盟事務局 【東京都渋谷区】	9/8(木)	14:00
22	相撲	日本相撲連盟事務局 【東京都新宿区】	8/26(金)	14:00
23	馬術	馬事畜産会館 【東京都中央区】	9/12(月)	13:30
24	フェンシング	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/11(日)	13:30
25	柔道	講道館新館 【東京都文京区】	9/13(火)	14:00
26	ソフトボール	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/11(日)	13:00
27	バドミントン	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/9(金)	13:00
28	弓道	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	8/26(金)	11:00
29	ライフル射撃	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/9(金)	15:00
30	剣道	全日本剣道連盟九段事務所 【東京都千代田区】	9/9(金)	15:00
31	ラグビーフットボール	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/11(日)	13:00
32	山岳・スポーツクライミング	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/10(土)	14:00
33	銃剣道	日本武道館	9/12(月)	10:00
34	カヌー	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	8/26(金)	14:00
35	アーチェリー	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	9/11(日)	11:00
36	空手道	日本空手道会館 【東京都江東区】	9/12(月)	13:30
37	なぎなた	全日本なぎなた連盟事務局 【兵庫県伊丹市】	9/10(土)	13:00
38	ボウリング	JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 内会議室	8/29(月)	13:00
39	ゴルフ	日本ゴルフ協会事務局 【東京都中央区】	8/29(月)	13:00
40	トライアスロン		抽選会なし	

（注）抽選会の結果については、抽選会後の当日中に各中央競技団体から開催県へメール送付をお願いします。

資料№11-(5)

第 77 回国民体育大会（栃木県）における
記念切手（日本郵便ふるさと切手）の発行について

1. **発行概要**

○ 名　称：ふるさと切手「第 77 回国民体育大会」

○ 発 行 日：2022 年 9 月 1 日（木）

○ 種　類：84 円郵便切手

○ シート構成：参考（第 74 回国民体育大会）

2. **都道府県体育・スポーツ協会、中央競技団体に対するお願い**

○国体記念切手売り上げ増に向けた取り組みへのご協力

加盟団体に対するアナウンス、郵便送付時のご利用　等

資料No.11-(6)

第77回国民体育大会(栃木県)の各競技会場におけるイベント事業について

令和4年5月20日現在

	競技名	種目名	実施内容	実施日時	実施会場	参加者・対象者
1	テニス		テニス未経験者のジュニア（概ね5歳～10歳）に対して、Tennis Play Stay により、テニスの楽しさを伝える機会をつくる。	10月1日(土)午前1回	宇都宮市屋板運動場テニスコート	小学生20名程度、その親20名程度
2	ホッケー		「試合中におけるルールを中心にした解説とホッケー競技の歴史や世界におけるホッケー競技のスポーツを説明しホッケー競技の魅力を伝える」	10月2日(日)～10月6日(木)5日間 1日1試合程度(5日間の大会期間中に6試合くらい実施)	今市青少年スポーツセンター人工芝競技場	ホッケー観戦者(500名程度)
3	体操	新体操	男子新体操選手によるエキシビション	9月12日(月)体操競技成年表彰式前(16:50～17:30)	栃木県総合運動公園メインアリーナ	演技者6～9名(団体6～7、個人2～3) 監督1名 解説者1名
4	セーリング		「レース観戦、実況放映及び解説」 レースの実況・解説WEB配信やモニター放映により「見えるセーリング競技」として実施。	10月2日(日)～10月5日(水)4日間	千葉市稲毛ヨットハーバー	選手・役員、視察者、選手家族・一般観戦者 (約1000名)
5	ウエイトリフティング		会場内の表示装置を利用し、ウエイトリフティング競技の紹介映像や、国際競技大会の動画映像を上映	10月6日(木)～10月10日(月)の5日間。 競技開始前や休憩時間に上映予定。 (1日に3～4回程度)	小山市立体育館	競技を見学に来た観客及び競技関係者 延べ5000名程度
6	軟式野球		「キャッチボールクラシック」 キャッチボールの正確さとスピードを競うゲーム	10月10日(月)13:00　(1回)	宇都宮清原球場(宇都宮清原南球場)	栃木県野球連盟に登録している学童チーム ※約20チームを想定(約200名)
7	相撲		「相撲健康体操」の講習会	9月30日(金)	大田原市内の小学校	小学生5,6年生50名程度
8	馬術		①引馬による乗馬体験の実施 ②高校生吹奏楽部による演奏 ③馬術競技観戦者に対する観戦ミニガイドの無料配布 ④放送委員による競技の解説・実況	①③④協議開催期間中毎日 ②協議開催期間中数日	地方競馬教養センター	馬術競技観戦者
9	柔道		①前年の東京オリンピック出場選手(男女各1名)による畳上で得意技の披露 ②オリンピック選手と地元柔道小学生との練習会 ③トークイベントを開催	10月9日(日)11:15～ (成年男子決勝戦終了後予定、30分程度)	ユウケイ武道館 第1 道場（メインアリーナ）	メダリスト、地元小学生柔道愛好家男女(各8名) 役員・補助員・観覧者(約1800名)
10	ライフル射撃		①ビームライフル・ビームピストル体験射撃 ②ビームピストル体験射撃	①10月8日(土) 15:00～16:30(1回) ②10月7～9日 10:00～16:00(延3回)	①栃木県総合教育センター体育館 ②栃木県警察学校体育館	①小中学生、一般(高校生以上)　50名程度 ②小中学生、一般(高校生以上)　100名程度×3日間
11	アーチェリー		実射体験	10月8日(土)～10日(月) 午前の部　10:00～12:00 午後の部　13:00～15:00	那須烏山市緑地運動公園	来場者(1日30名程度)
12	空手道		①県連会員(少年)による団体演武披露 ②小山評定ふるさと大使　白鴎大学ハンドベルクワイアによるハンドベルの演奏	①10月2日(日) 12:15～13:00予定(1回) ②10月3日(月) 11:20～12:10予定(1回)	栃木県立県南体育館 メインアリーナ	①県連会員(少年)80名程度 ②白鴎大学ハンドベルクワイア(荒井弘高先生＋部員11名)
13	なぎなた		①変身コーナー(稽古着・袴に着替えて写真をプレゼント) ②参加者への応援メッセージを作成 ③リーフレット配布(なぎなたの簡単な説明) ④なぎなたの体験(なぎなたを実際に持って振ってみる) ⑤全日本なぎなた連盟よりプレゼント(変身コーナー・応援メッセージ　参加者)	10月2日(日)	関東ホーチキにしかた体育館	会場に応援・見学にきている人を対象(大人・こども・男性・女性)
14	ボウリング		①全日本ナショナルチームメンバー、栃木県代表選手の選手紹介と模範投球 ②実技指導、2ゲームプレー	10月7日(金) 17:45～19:30 (1回)	足利スターレーン	足利市内に在住・在学・在勤している方(14～21名程度)
15	ゴルフ		「ジュニアゴルフ教室」の開催 ゴルフの基礎知識、実技指導、初心者レッスン	7月26日(火)　(1回)	那須伊王野カントリークラブ	栃木県在住4～15歳(30～40名)

資料No. 11-(7)-①

第77回国民体育大会（栃木県）における予選会免除対象大会一覧

令和4年6月7日現在

◆ 第19回アジア競技大会（中国／杭州市）

【免除対象競技】 19競技

陸上競技、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、セーリング、ウエイトリフティング、自転車、卓球、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、ライフル射撃、スポーツクライミング、アーチェリー、空手道、ボウリング

◆ 2021FISUワールドユニバーシティゲームズ（中国／成都）

【免除対象競技】 12競技

陸上競技、水泳、テニス、ボート、バレーボール、体操、バスケットボール、卓球、フェンシング、柔道、ライフル射撃、アーチェリー

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名		対象大会	
		No.	大会名
1	陸上競技	1	第10回アジア室内陸上競技選手権大会
		2	第29回世界チーム競歩選手権
		3	2022世界室内選手権
		4	第25回世界ハーフマラソン選手権
		5	アジアジュニア選手権
		6	世界選手権
		7	U20世界陸上競技選手権
2	水泳	8	第19回世界選手権水泳競技大会（競泳）
		9	第8回世界Jr選手権水泳競技大会（競泳）
		10	2021FISUワールドユニバーシティゲームズ（飛込）
		11	第19回世界選手権水泳競技大会（OWS）
3	サッカー	12	FIFA　U-20女子ワールドカップコスタリカ2022
4	テニス	13	ジュニアデビスカップ　アジア／オセアニア予選
		14	ジュニアビリージーンキングカップ　アジア／オセアニア予選
		15	全仏オープン
		16	ウィンブルドン選手権
5	体操	17	第51回世界体操競技選手権大会
6	ボート	18	ワールドカップⅡ
		19	ワールドカップⅢ
		20	U23/U19世界選手権
		21	世界選手権
7	ボクシング　※1	22	Global Boxing Cup
		23	Commonwealth Games 2022
	※1	24	AIBA Youth Men's & Women's　World Championships
8	バレーボール	25	2022男子世界選手権
		26	2022女子世界選手権
		27	FIVBネーションズリーグ（男子）
		28	FIVBネーションズリーグ（女子）
		29	FIVBネーションズリーグファイナル（男子）
		30	FIVBネーションズリーグファイナル（女子）
		31	アジアユース(U19)男子選手権大会
		32	アジアユース（U18）女子選手権大会
		33	アジアジュニア(U21)男子選手権大会
		34	アジアジュニア(U20)女子選手権大会
		35	アジア男子クラブ選手権大会
		36	アジア女子クラブ選手権大会
	※1	37	AVCカップ男子
	※1	38	AVCカップ女子

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名		対象大会	
		No.	大会名
9	バスケットボール	39	FIBA Basketball World Cup Qualifying Window 2（5x5男子）
		40	FIBA Basketball World Cup Qualifying Window 3（5x5男子）
		41	FIBA Asia Cup（5x5男子）
		42	FIBA U17 Basketball World Cup（5x5男子）
		43	FIBA U16 Basketball Asian Championship（5x5男子）
		44	FIBA U18 Basketball Asian Championship（5x5男子）
		45	FIBA Basketball World Cup Qualifying Window 4（5x5男子）
		46	FIBA Basketball World Cup Qualifying Window 5（5x5男子）
		47	FIBA Women's Basketball World Cup Qualifying（5x5女子）
		48	FIBA U17 Women's Basketball World Cup（5x5女子）
		49	FIBA Women's Basketball World Cup（5x5女子）
		50	FIBA U16 Women's Basketball Asian Championship（5x5女子）
		51	FIBA U18 Women's Basketball Asian Championship（5x5女子）
		52	FIBA Women's Basketball World Cup Qualifying Window 1（5x5女子）
		53	FIBA 3x3 World Cup2022（3x3男子）
	※2		~~FIBA 3x3U23 World Cup2022（3x3男子）~~
		54	FIBA 3x3 ASIA CUP2022（3x3男子）
	※2		~~FIBA 3x3 U17 ASIA CUP2022（3x3男子）~~
		55	FIBA 3x3 Worid Tour MASTERS2022（3x3男子）
		56	FIBA 3x3 CHALLENGER 2022（3x3男子）
		57	FIBA 3x3 U23 Naitons League2022（3x3男子）
		58	FIBA 3x3 World Cup2022（3x3女子）
	※2		~~FIBA 3x3U23 World Cup2022（3x3女子）~~
		59	FIBA 3x3U18 World Cup2022（3x3女子）
		60	FIBA 3x3 ASIA CUP2022（3x3女子）
	※2		~~FIBA 3x3 U17 ASIA CUP2022（3x3女子）~~
		61	FIBA 3x3 U23 Naitons League2022（3x3女子）
		62	FIBA 3x3 Womens series 2022（3x3女子）
10	セーリング	63	プリンセスソフィア杯
		64	49er/FX/Nacra17 欧州選手権
		65	ユースワールド
		66	ILCA 6 ユースワールド
		67	ILCA 4 ユース世界選手権
		68	470 ジュニアWC
		69	49er/FX/Nacr17 ジュニアWC
		70	ILCA 7 男子、ILCA 6 女子U21 WC
		71	49er/FX/Nacra17 WC
		72	470欧州
		73	ILCA6女子選手権（ラジアル女子）
11	ウエイトリフティング	74	2022世界ユース選手権大会
12	自転車	75	UCI Track Nations Cup I（Glasgow, UK）
		76	UCI Track Nations Cup II
		77	トラックアジア選手権
		78	ジャパントラックカップI＆II
		79	2022年ｼﾞｭﾆｱﾈｲｼｮﾝｽﾞｶｯﾌﾟ（ﾌﾗﾝｽ）Trophée Centre Morbihan
		80	2022年ｼﾞｭﾆｱﾈｲｼｮﾝｽﾞｶｯﾌﾟ（ｽｲｽ）Tour du Pays de Vaud
		81	2022年ｼﾞｭﾆｱﾈｲｼｮﾝｽﾞｶｯﾌﾟ（ﾄﾞｲﾂ）LVM Saarland Trofeo
		82	2022年ｼﾞｭﾆｱﾈｲｼｮﾝｽﾞｶｯﾌﾟ（ｶﾅﾀﾞ）Tour de l'Abitibi
		83	2022年U23ﾈｲｼｮﾝｽﾞｶｯﾌﾟ（ﾍﾞﾙｷﾞｰ）Gent-Wevelgem
		84	2022年U23ﾈｲｼｮﾝｽﾞｶｯﾌﾟ（ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ）Orlen Nations Grand Prix
		85	2022年U23ﾈｲｼｮﾝｽﾞｶｯﾌﾟ（ﾁｪｺ）Course de la Paix Grand Prix Jeseníky
		86	2022年U23ﾈｲｼｮﾝｽﾞｶｯﾌﾟ（ﾌﾗﾝｽ）Tour de l'Avenir
13	卓球	87	2022世界卓球選手権大会
		88	2022アジアジュニア卓球選手権大会

◆ 各中央競技団体が指定する世界選手権大会等の国際大会

競技名		対象大会	
		No.	大会名
14	フェンシング	89	世界選手権
		90	アジア選手権大会
		91	男女フルーレシニアワールドカップ大会
		92	男子エペシニアワールドカップ大会
		93	男女サーブルシニアグランプリ大会
		94	男女フルーレシニアワールドカップ大会
		95	男女エペシニアグランプリ大会
		96	男女サーブルシニアワールドカップ大会
		97	男女フルーレシニアグランプリ大会
		98	女子エペシニアワールドカップ大会
		99	男女サーブルシニアグランプリ大会
15	柔道	100	タシケント世界柔道選手権大会2022
16	ソフトボール	101	第11回ワールドゲームズ
17	バドミントン	102	第27回世界バトミントン選手権大会
		103	トマス杯/ユーバー杯
		104	アジア選手権大会
		105	アジアジュニア選手権大会
18	ライフル射撃	106	ISSFワールドカップバグ―大会
		107	ISSFワールドカップチャンウォン大会
19	スポーツクライミング	108	IFSCスポーツクライミングワールドカップシリーズ
		109	IFSCスポーツクライミング・ユース世界選手権
	※1	110	IFSC-ACCクライミングアジア選手権
	※1	111	IFSC-ACCクライミングアジアユース選手権大会
		112	ワールドゲームズ
20	カヌー	113	カヌースプリントワールドカップ第1戦・第2戦
		114	カヌースプリント世界選手権大会
		115	カヌースラロームワールドカップ第1戦・2戦・3戦
		116	カヌースラロームジュニアU23世界選手権大会
		117	カヌースラローム世界選手権大会
		118	カヌーワイルドウォーター世界選手権大会
21	アーチェリー	119	2022年　第1回ワールドカップ
		120	2022年　第2回ワールドカップ
		121	2022年　第3回ワールドカップ
	※2		~~2022年　第2回アジアカップ~~
	※2		~~2022年　第3回アジアカップ~~
22	空手道	122	アジア空手道選手権大会
23	ボウリング	123	Under 21 IBF World Championships
		124	21st Asian Junior(school) Tenpin Bowling Championships
	※2		~~26th Asian Tenpin Bowling Cahmpionships~~

※1 当該大会の会期が未定であることから、会期が国体本大会と重複しないことが確認され次第、予選会免除対象大会として正式決定することとする。

※2 当該大会の中止・派遣中止等の影響により、中央競技団体より予選免除対象大会として取り下げがあったため、予選会免除対象大会として取り扱わないこととする。

資料№11-(7)-②

第４回ＪＳＰＯ国体発第 55 号
令 和 4 年 6 月 1 日

都道府県体育・スポーツ協会
専務理事　様

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会委員会
委員長　　大　野　敬　三

第 77 回国民体育大会（栃木県）における
予選会免除対象大会の取扱いについて（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、令和３年度第４回国民体育大会委員会において決定いたしました、第 77 回国民体育大会（栃木県）における予選会免除対象大会について、参加される選手に不利益が生じないよう、下記の通り取扱うことといたします。
つきましては、下記の取扱いをご理解いただきますとともに、都道府県競技団体等関係者へ周知いただきますようお願い申し上げます。
また、各予選会免除対象大会における対象選手につきましては、各中央競技団体へご確認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

１．　対象大会の範囲
令和３年度第４回国民体育大会委員会において決定した第 77 回国民体育大会（栃木県）予選会免除対象大会のうち、新型コロナウイルスに起因する理由により、中止または延期となった大会

２．　対象者及びその取扱い
予選免除対象大会の中止または延期決定日以前に、中央競技団体が当該大会に参加する代表選手として決定していた者については、予選会免除対象大会対象者として取り扱うことができる。

【本件に関する問合せ先】
国体推進部 国体課
TEL：03-6910-5808 ／ FAX：03-6910-5820
E-mail：kokutai@japan-sports.or.jp

第４回ＪＳＰＯ国体発第 56 号
令 和 4 年 6 月 1 日

第 77 回国民体育大会実施中央競技団体
専務理事　様

公益財団法人日本スポーツ協会
国民体育大会委員会
委員長　　大　野　敬　三

第 77 回国民体育大会（栃木県）における
予選会免除対象大会の取扱いについて（通知）

平素より当協会スポーツ推進事業にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。
さて、令和３年度第４回国民体育大会委員会において決定いたしました、第 77 回国民体育大会（栃木県）における予選会免除対象大会について、参加される選手に不利益が生じないよう、下記の通り取扱うことといたします。
つきましては、下記の取扱いをご理解いただきますとともに、都道府県競技団体等関係者へ周知いただきますようお願い申し上げます。

記

３．　対象大会の範囲
令和３年度第４回国民体育大会委員会において決定した第 77 回国民体育大会（栃木県）予選会免除対象大会のうち、新型コロナウイルスに起因する理由により、中止または延期となった大会

４．　対象者及びその取扱い
予選免除対象大会の中止または延期決定日以前に、中央競技団体が当該大会に参加する代表選手として決定していた者については、予選会免除対象大会対象者として取り扱うことができる。

【本件に関する問合せ先】
国体推進部 国体課
TEL：03-6910-5808 ／ FAX：03-6910-5820
E-mail：kokutai@japan-sports.or.jp

特別国民体育大会（鹿児島県） 実施競技一覧 【競技別】 資料No.12

式典	会場地	式典会場	備考
総合開・閉会式	かごしまし 鹿児島市	白波スタジアム（鹿児島県立鴨池陸上競技場）	

1 正式競技

競技名（種目）		種別	会場地	競技会場	備考
陸上競技		全種別	かごしまし 鹿児島市	白波スタジアム（鹿児島県立鴨池陸上競技場）	
水泳	競泳	全種別	かごしまし 鹿児島市	鴨池公園水泳プール	
	飛込	全種別			
	水球	少年男子 女子			
	アーティスティックスイミング	少年女子			
	オープンウォータースイミング	男子 女子	やくしまちょう 屋久島町	屋久島町一湊海水浴場特設オープンウォータースイミング会場	
サッカー		成年男子	しぶしし 志布志市	志布志運動公園陸上競技場	
				しおかぜ公園多目的広場	
		少年男子	みなみ　し 南さつま市	OSAKO YUYA stadium	
				加世田運動公園多目的広場	
				吹上浜海浜公園運動広場	
		少年女子	きりしまし 霧島市	国分運動公園陸上競技場	
				国分運動公園多目的広場	
				まきのはら運動公園多目的広場	
テニス		成年男女	かごしまし 鹿児島市	東開庭球場	
		少年男女		鹿児島県立鴨池庭球場	
ボート		全種別	かのやし 鹿屋市	鹿屋市輝北ダム特設ボートコース	
ホッケー		全種別	さつませんだいし 薩摩川内市	丸山自然公園人工芝コート	
				薩摩川内市樋脇屋外人工芝競技場	
ボクシング		成年男子 少年男子 成年女子	あくねし 阿久根市	阿久根総合運動公園総合体育館	
バレーボール	6人制	成年男子	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
		成年女子	かのやし 鹿屋市	平和公園串良平和アリーナ	
		少年男子	かごしまし 鹿児島市	南栄リース桜島アリーナ（桜島総合体育館），西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	
		少年女子		西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	
	ビーチバレーボール	少年男子 少年女子	おおさきちょう 大崎町	大崎町ビーチスポーツ専用競技場	
体操	競技	全種別	かごしまし 鹿児島市	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	
	新体操	少年女子			
	トランポリン	男子 女子			
バスケットボール		成年男子	あいらし 姶良市	ビーラインスポーツパーク姶良体育館	ネーミングライツ導入に伴う会場名変更
		成年女子		ビーラインスポーツパーク姶良体育館	ネーミングライツ導入に伴う会場名変更
				姶良市蒲生体育館（おおくすアリーナ）	
		少年男子	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館（サンアリーナせんだい）	
		少年女子	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
レスリング		成年男子 少年男子 女子	ひおきし 日置市	日置市吹上浜公園体育館	
セーリング		全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島市平川特設セーリング会場	
ウエイトリフティング		成年男子 少年男子 女子	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市入来総合運動場体育館	
ハンドボール		全種別	きりしまし 霧島市	霧島市国分体育館	
				霧島市溝辺体育館	
				霧島市横川体育館	
				霧島市隼人体育館	
				霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ	
自転車	ロード・レース	成年男子 少年男子 女子	きんこうちょう 錦江町 かのやし 鹿屋市 みなみおおすみちょう 南大隅町 きもつきちょう 肝付町	大隅広域特設ロード・レースコース	
	トラック・レース	成年男子 少年男子 女子	みなみおおすみちょう 南大隅町	鹿児島県根占自転車競技場	

競技名（種目）		種別	会場地	競技会場	備考
ソフトテニス		全種別	かごしまし 鹿児島市	東開庭球場	
卓球		全種別	かごしまし 鹿児島市	あいハウジングアリーナ松元（松元平野岡体育館）	
軟式野球		成年男子	かごしまし 鹿児島市	平和リース球場（鹿児島県立鴨池野球場）	
				鴨池公園野球場（鴨池市民球場）	
			ひおきし 日置市	日置市伊集院総合運動公園野球場	
				日置市東市来運動公園湯之元球場	
			さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園野球場	
			いずみし 出水市	ブルーチップスタジアム（出水市総合運動公園野球場）	
相撲		成年男子 少年男子	あまみし 奄美市	奄美市名瀬運動公園サンドーム	
馬術		成年男子 成年女子 少年	きりしまし 霧島市	霧島市牧園特設馬術競技場	
フェンシング		全種別	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
柔道		成年男子 少年男子 女子	かごしまし 鹿児島市	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	
ソフトボール		成年男子	みなみきゅうしゅうし 南九州市	諏訪運動公園陸上競技場	
		少年男子		知覧平和公園陸上競技場	
		少年女子		知覧平和公園多目的球場	
		成年女子	いぶすきし 指宿市	開聞総合グラウンド	
バドミントン		全種別	いぶすきし 指宿市	指宿総合体育館	
弓道	近的	全種別	いずみし 出水市	出水市総合運動公園特設弓道会場	
	遠的				
ライフル射撃	50m，10m	全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島県ライフル射撃場	
	BR・BP	少年男子 少年女子		ハートピアかごしま	
	25m	成年男子	あいらし 姶良市	鹿児島県警察学校	
剣道		全種別	きりしまし 霧島市	霧島市牧園アリーナ	
ラグビーフットボール		成年男子 女子	かごしまし 鹿児島市	鹿児島県立サッカー･ラグビー場	
		少年男子	さつま町	北薩広域公園かぐや姫グラウンド	
				北薩広域公園運動広場	
スポーツクライミング	リード ボルダリング	全種別	みなみ　し 南さつま市	南さつま市加世田特設スポーツクライミング会場	
カヌー	スプリント	全種別	いさし 伊佐市	伊佐市菱刈カヌー競技場	
	スラローム ワイルドウォーター	成年男子 成年女子	ゆうすいちょう 湧水町	湧水町轟の瀬特設カヌー競技場	
アーチェリー		全種別	かごしまし 鹿児島市	鹿児島ふれあいスポーツランド運動広場	
空手道		全種別	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館（サンアリーナせんだい）	
銃剣道		成年男子 少年男子	きりしまし 霧島市	霧島市立国分中央高等学校精華アリーナ	
なぎなた		成年女子 少年女子	まくらざきし 枕崎市	枕崎市立総合体育館	
ボウリング		全種別	かごしまし 鹿児島市	サンライトゾーン	
ゴルフ		成年男子	きりしまし 霧島市	霧島ゴルフクラブ	
		少年男子		溝辺カントリークラブ	
		女子	あいらし 姶良市	鹿児島高牧カントリークラブ	
トライアスロン		成年男子 成年女子	あまぎちょう 天城町	天城町特設トライアスロン会場	
37競技			17市8町	68会場	

※　全種別（成年男子，成年女子，少年男子，少年女子）

※　男子（成年少年共通），女子（成年少年共通），少年（男子女子共通）

2　特別競技

競技名（種目）		種別	会場地	競技会場	備考
高等学校野球	硬式	―	かごしまし 鹿児島市	平和リース球場（鹿児島県立鴨池野球場）	
	軟式	―	いずみし 出水市	ブルーチップスタジアム（出水市総合運動公園野球場）	
1競技			2市	2会場	

３ 公開競技

競技名	種別	会場地	競技会場	備考
綱引	―	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
ゲートボール	―	いぶすきし 指宿市	指宿市営陸上競技場	
武術太極拳	―	そおし 曽於市	曽於市末吉総合体育館	
パワーリフティング	―	ちなちょう 知名町	おきえらぶ文化ホールあしびの郷・ちな	
グラウンド・ゴルフ	―	きりしまし 霧島市	霧島市丸岡公園緑地公園	
5競技		4市1町	5会場	

４ デモンストレーションスポーツ

競技名等	会場地	競技会場	備考
ウォーキング	なかたねちょう 中種子町	西之表港～種子島中央体育館～宇宙センター	
エアロビック	いずみし 出水市	マルマエスポーツセンター出水	
遠泳	あくねし 阿久根市	阿久根大島	
お手玉	かごしまし 鹿児島市	かごしま県民交流センター（大ホール）	
サーフィン	みなみたねちょう 南種子町	竹崎海岸	
サイクリング	みなみし 南さつま市	南さつま市内全域	
3B体操	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
史跡巡りウォーキング	ひがしくらちょう 東串良町	唐仁古墳群周辺	
	よろんちょう 与論町	与論町町内一円	
ジャズ体操	きりしまし 霧島市	国分海浜公園体育館	
少年サッカー	うけんそん 宇検村	宇検村野球場	
少年相撲	せとうちちょう 瀬戸内町	瀬戸内町大湊緑地公園相撲場	
少林寺拳法	くしきのし いちき串木野市	いちき串木野市総合体育館	
スポーツウエルネス吹矢	かのやし 鹿屋市	鹿屋市体育館	
スポーツチャンバラ	たるみずし 垂水市	垂水中央運動公園体育館	
ソフトバレーボール	にしのおもてし 西之表市	西之表市民体育館	
	ひおきし 日置市	日置市吹上浜公園体育館	
ターゲット・バードゴルフ	いずみし 出水市	クレインパークいずみ西側広場	
ダンススポーツ	あいらし 姶良市	ビーラインスポーツパーク姶良体育館	
ディスクゴルフ	みなみきゅうしゅうし 南九州市	知覧平和公園	
ドッジボール	おおさきちょう 大崎町	大崎町総合体育館	
ドライビングコンテスト（ゴルフ）	みなみきゅうしゅうし 南九州市	地域間交流施設（三豊ゴルフクラブ）	
パークゴルフ	きりしまし 霧島市	霧島市まきのはら運動公園内　福山パークゴルフ場	
バウンドテニス	さつませんだいし 薩摩川内市	薩摩川内市総合運動公園総合体育館（サンアリーナせんだい）	
ビーチフラッグス	あくねし 阿久根市	脇本海水浴場	
ビリヤード	いずみし 出水市	ビリヤード＆ダーツ 撞球亭	
フライングディスク	かごしまし 鹿児島市	県立吉野公園内　ディスクゴルフコース，運動芝生広場	
ふれあいグラウンド・ゴルフ	たつごうちょう 龍郷町	龍郷町中央グラウンド	
	とくのしまちょう 徳之島町	徳之島町健康の森総合運動公園	
ペタンク	あいらし 姶良市	ビーラインスポーツパーク姶良多目的広場	
ボート（フネィンカー競漕）	きかいちょう 喜界町	喜界町湾港（喜界町漁業協同組合前）	
真向法体操	きんこうちょう 錦江町	錦江町総合交流センター	
ママさんバレー	ながしまちょう 長島町	長島町総合町民体育館	
マラソン	としまむら 十島村	十島村各7島	
ミニバレー	ちなちょう 知名町	知名町民体育館，知名中学校体育館	
ミニバレーボール	いせんちょう 伊仙町	伊仙町総合体育館	
	わどまりちょう 和泊町	和泊中学校体育館	
ラジオ体操	みしまむら 三島村	三島開発総合センター	
ランニングバイク	やまとそん 大和村	奄美フォレストポリス	
歴史探訪ウォーキング	しぶしし 志布志市	志布志市内一円	
36競技	14市14町4村	40会場	

資料№13-1

ウクライナへの義援募金について（お願い）

平素から我が国スポーツの普及、推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ウクライナでは、2022 年 2 月に始まったロシアからの軍事行動により、子どもや民間人を含めた多くの犠牲者が出ており、1,000 万人以上の国民が避難を強いられている状況にあることは、報道等でご承知のことと存じます。

私たち、我が国のスポーツの統括団体としては、ウクライナ国民のスポーツ活動が１日でも早く再開できるよう、ウクライナの避難民の支援並びに本土復興のための支援を行いたいと考えております。

つきましては、スポーツの統括団体が一致協力して、加盟団体並びにその関係諸団体はもとより、アスリート、スポーツ愛好者、スポーツ指導者、総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団等、スポーツに携わる関係者の方々に対し広く義援金を募集することといたしました。

お寄せいただきました義援募金につきましては、日本スポーツ協会が取りまとめ、特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会（日本における国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）の公式支援窓口）に寄付いたします。

ご賛同いただける場合には、下記指定口座へのお振込みをお願いいたします。

何卒、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

公益財団法人日本スポーツ協会
会　長　　伊　藤　雅　俊

公益財団法人日本オリンピック委員会
会　長　　山　下　泰　裕

公益財団法人日本パラスポーツ協会
会　長　　森　　和　之

記

１．振込先

三菱 UFJ 銀行　渋谷支店
普通預金　1780323
公益財団法人日本スポーツ協会（コウエキザイダンホウジンニホンスポーツキョウカイ）
＊振込手数料はご負担ください。

２．取扱期間

令和４年４月 22 日（金）～7 月 29 日（金）

３．領収書について

義援募金は、日本スポーツ協会を通じて、特定非営利活動法人国連 UNHCR 協会に寄付するものであり、領収書・受領書の発行はできかねますので、ご了承ください。

４．お問合せ先

公益財団法人日本スポーツ協会　財務部財務会計課
E-mail：zaimugienkin@japan-sports.or.jp

資料No.13-2

公益財団法人日本スポーツ協会　組織図
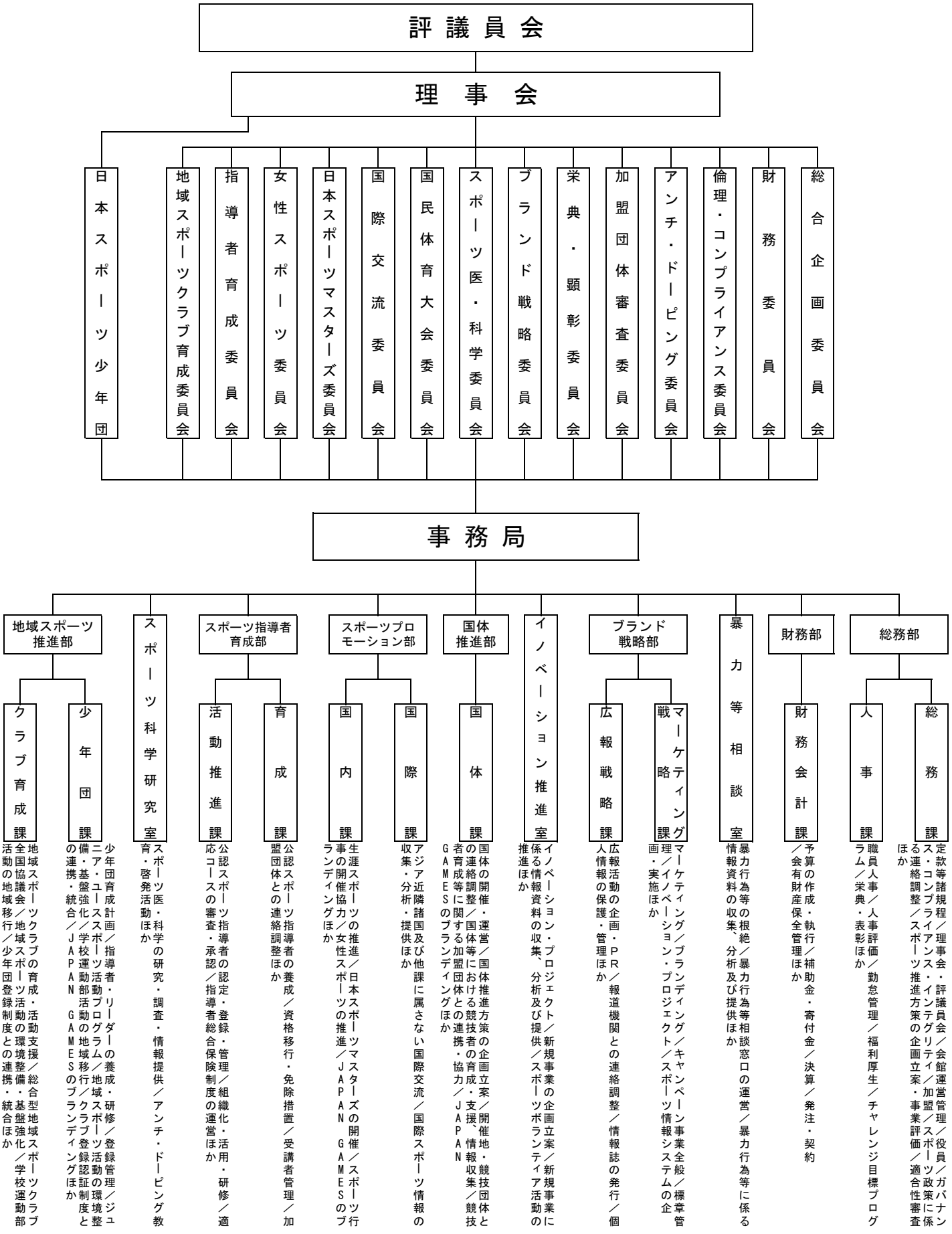
令和4年4月1日